

会報

第 105 号

国立大学協会

昭和 59 年 8 月

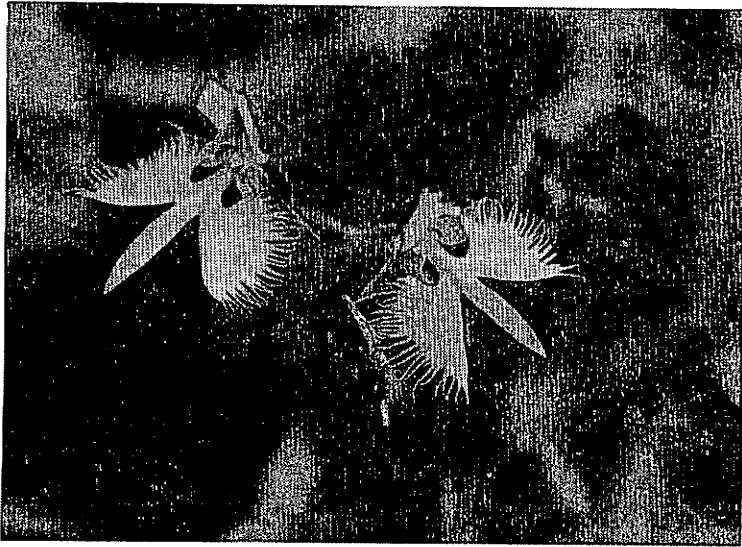
(第34卷第3号 通巻第105号)

会報

第105号

8
月号

国立大学協会事務局



サギソウ

◇ 目 次 ◇

- エッセー
中国への講学の旅 東京農工大学長 諸星静次郎 7

事業報告

●諸会議議事要録（5月～6月）

理事会（5.16） 15

会務報告
協議
昭和59年度国立大学協会会費額調及び歳入歳出予算(案)の修正について
昭和58年度国立大学協会歳入歳出決算について
国立大学協会給与規程・旅費規程の改正について
第74回総会の日時について
第75回総会の日時・場所等について
委員の交代について
「日本学術会議会員推薦管理会委員」の候補者推薦について
各委員会委員長報告と協議

理事会（6.19） 24

「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」についての要望書について
「日本学術会議会員推薦管理会委員」の候補者推薦について
第75回総会の日程について
国立大学協会給与規程・旅費規定の改正について
入試改善の問題について

第74回総会〔第1日目〕（6.19） 26

会務報告
協議事項
昭和58年度国立大学協会歳入歳出決算について
昭和59年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について
各委員会委員長報告と協議
当面する諸問題について

第74回総会〔第2日目〕（6.20） 43

各常置委員会委員長報告と協議
各地区国立大学学長会議の状況報告

第41回事務連絡会議（6.22） 51

総会状況報告

大学入試センター連絡事項 文部省連絡事項	
第1常置委員会 (5.28) —————	56
大学のあり方について (小委員会の経過報告と今後のすすめ方) 国立大学の授業料のあり方について	
第1常置委員会 (6.20) —————	61
国立大学の授業料のあり方について 小委員会の報告とこれについての協議	
大学のあり方の検討小委員会 (5.14) —————	64
一般教育 (教養) の問題について 大学評価の問題について	
大学のあり方の検討小委員会 (6.13) —————	69
第1常置委員会 (5.28) における報告について 国立大学協会等における一般教育問題に関する検討経過について 大学評価の問題について	
第2常置委員会 (5.15) —————	73
大学入学者選抜方法の改善について 「昭和60年度共通第1次学力試験の実施について (案)」について 共通第1次試験の試験場を名瀬市に設置することについて	
第2常置委員会 (6.18) —————	79
大学入学者選抜方法の改善について 「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン (案)」の取扱いについて 昭和60年度共通第1次学力試験の施行内容等の一部改正について (試験実施科目の順序および試験実施時刻の改正について / 共通第1次試験の試験場の新設 (名瀬市) について / 共通第1次試験出願後の特別受験措置の受付について) その他の報告事項について (国立大学入学者選抜研究連絡協議会について / 国公立大学試験問題連絡協議委員会について / 全国高等学校長協会代表との連絡協議について)	
第2常置委員会 (6.20) —————	84
共通1次試験の実施について 傾斜配点について	

第2次募集について	
ア・ラ・カルト方式について	
第2常置委員会への検討依頼事項について	
推薦入学および帰国子女の受入れについて	
第2常置委員会の審議事項について	
第3常置委員会(6.8)	88
「保健管理センターの将来構想の具体案」および「学生部からみた保健管理センターの問題点」について	
第3常置委員会(6.20)	91
保健管理センターを中心とした学生の健康管理の問題について	
第4常置委員会(5.9)	95
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について	
研究専念休暇制の新設について	
人事院勧告の取扱いに関する要望について	
その他(定年制度の施行に伴う退職者の不補充措置への対応について/日教組大学部との会見について)	
第4常置委員会(6.20)	99
研究専念休暇制度について	
研究技術専門官制度の新設について	
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について	
人事院勧告への対応について	
第5常置委員会(6.14)	102
文部省在外研究員について	
国大協総会における第5常置委員会委員長報告について	
留学生受入れの問題について	
アメリカ州立大学協会からの学長交流の申入れについて	
第5常置委員会(6.20)	107
学長の国際交流について	
留学生問題について	
アメリカ州立大学協会からの学長交流の申入れについて	
第6常置委員会(6.11)	109
大学院問題特別委員会小委員会よりの申入れ事項について	
「定年制導入に伴う定員管理上の措置」についての要望書(案)について	

第6常置委員会 (6.20)	—————	111
「定年制導入に伴う定員管理上の措置」についての要望書について 今後の検討課題について		
医学教育に関する特別委員会 (6.18)	—————	112
医学部学生の定員について 「医学教育改革への提言(案)」の取りまとめについて		
教養課程に関する特別委員会 (5.15)	—————	115
アンケート調査のまとめについて		
教養課程に関する特別委員会 (6.18)	—————	118
国立大学協会第74回総会に提供する本委員会の話題について		
大学院問題特別委員会 (6.18)	—————	120
今総会で行う本委員会の報告について “旧設大学院”の改善について(大学院の予算のあり方について/旧設 大学院問題のまとめについて)		
大学院問題特別委員会小委員会 (6.15)	—————	123
大学院の予算のあり方等について 大学院学生の実態調査について 検討事項とその分担について		
図書館特別委員会 (5.28)	—————	128
学術情報センターについて 今後の大学図書館のあり方とその検討課題について(附属図書館長のあ り方について/書籍の保存について) 図書館業務と司書の養成について		
(第8回)入試改善特別委員会 (5. 9)	—————	132
共通入試の問題点について		
(第9回)入試改善特別委員会 (6.18)	—————	137
共通入試の問題点について		
特別会計制度協議会 (5.10)	—————	140
昭和60年度国立学校特別会計予算概算要求の基本方針について		
第74回総会国立大学協会事業報告 (第73回総会以降第74回総会前まで)	—————	143

● 諸 会 合 (昭和59年5月～6月末までの開催会議) ————— 154

要 望 書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書 ————— 155
人事院勧告の取扱いに関する要望書 ————— 156
「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」についての要望書 ————— 157

そ の 他

委員の交代 ————— 158
寄贈図書 ————— 158

国立大学協会の組織

■ 編集後記

中国への講学の旅

東京農工大学長 諸星静次郎

*

重慶市の北碚にある西南農学院の蔣同慶先生の肝入りで、北京市農牧漁業部の招請により、私達夫妻は昭和59年5月17日から6月7日迄の22日間、中国を訪問する機会を得ました。主として講義と講演が主体であったが、これから中国に行かれる方の何らかの参考になればと思い、その概要を述べることにする。

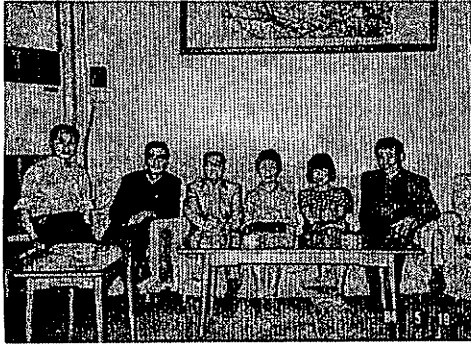
成田空港から北京まではジェット機で約4時間。北京に着くと空港には日本の北京駐在大使館員の犬島英一氏と中国農牧漁業部の孫翔教育処長、周德利教育司、通訳として李水山教育司、北碚から派遣された学長秘書の李金泰氏等に出迎えられた。直ちに車を飛ばして宿舎の有誼賓館に落ち着き、翌日からの行動の打合せをして、その日は特別行事もなく解散した。

北京では20日迄の4日間滞在したが、晴天に恵まれ、空気も乾燥していて気温も日本の気候と大差がなかった。驚いたことには道路の道幅が広く、然も真直ぐで街路樹がよく繁茂しており、立派に整備されているのに度肝を抜かれた。車の数は少ないが、それに引きかえ自転車が多く、歩いている人も多かった。17~18階建ての高層ビルがあちこちに建築中で復興の真最中であった。

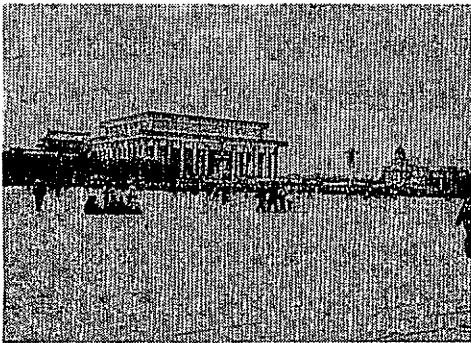
着いた翌日の18日は万里の長城を見学し、そのあと明の十三陵や北京動物園も見学した。

19日の朝は中国科学院動物研究所の欽俊徳教授ほか4人の来訪を受け、研究関係について話し合った。昼には四川飯店で農牧漁業部の孫孟忱教育副司長の招待宴が開催され、日本の北京大使館員の関尾和代さんも同席した(次ページ写真1)。

その日の午後は天安門広場(次ページ写真2)から故宮博物館(次ページ写真3)を見学したが、その規模の雄大さに驚いた。

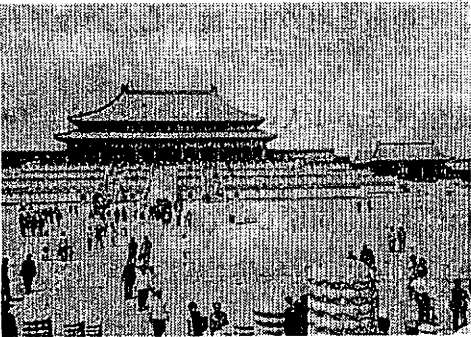


▲1 四川飯店での招待宴のあと。左から李金泰, 孫孟忱, (諸星), (家内), 関尾和代, 孫翔の各氏



▲2 天安門広場

▼3 故宮博物館



5月20日は早朝7時30分発の重慶行航空機に乗った。約3時間の空の旅で重慶に着くと、空港には蔣同慶さんが迎えに来られていた。目的地の北碚には車で1時間半ほどで着いた。宿舎は8畳間が4つ程あって、よく手入れされており、それにメイドさんと通訳がつき、さらに総監督として李金泰氏にお世話をいただいた。その晩は学長招待の歓迎宴が開催された。

5月21日から31日迄は朝8時から12時迄西南農学院で午前中ほとんど毎日講義をした。日曜も休まなかった。それは中国各地の大学や研究所や試験場から代表者1名か2名が選ばれて講義を聴きに参加していたからで、その数は全員で120名内外であった。講義が都合で出来ない時は必ず補講があり、全部で13回の講義をした。勿論、講義内容は私の研究テーマの蚕の中樞神経系に関することが主体で、既に中国語に訳され、『昆虫の成長と発育』として一冊の本となっていた。講演は後述するように、そのほかに重慶市の蚕桑学会や遺伝学会、鎮江蚕業研究

所及び浙江農業大学でも行った。

21日の午後は重慶の人民公会堂や動物園を見学した。紅星亭の高台からみた重慶の夜景は素晴らしかった。

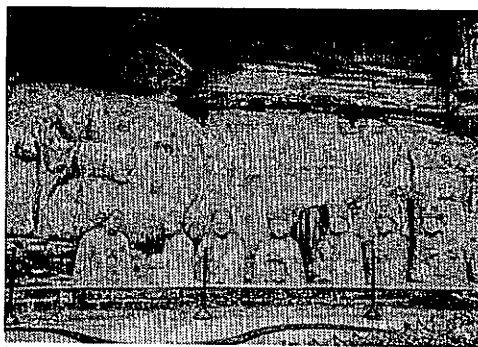
22日の晩は蔣同慶さんの自宅に招かれ盛大な歓迎パーティを開いていただいた。

23日の午後は重慶市の蚕桑学会主催の講演会が催されたが、この時の聴講者は150名位であった。

24日の午後は近くの縉雲山に登り、帰りに北温泉に浸った。

25日は一日中講義をし、翌26日の午後は重慶市の遺伝学会主催の講演会を近くの西南師範学院で行った。聴講者は300名位であった。27日は一日中講義をした。

28日は午後から大足石刻見学のため一泊どまりで聴講者全員と共に参加した。北碚から大足迄車で約4時間位、午後4時に到着。大足市の市長が歓迎の挨拶をした後、夕食会が開催された。29日午前中、大足石刻を見学したが、この大足石刻は今から800年前に数百人の人が約70年の歳月をかけて石に彫刻したもので、儒教の教えが悟されているとのことであった。見学のあと、宿泊した大足賓館に戻り昼食をとっていたところ、昨晚忘れ物をした人がいる筈だから、申し出るようにとのことで、私は手拭を忘れたことを申し出たところ、もっと重要なものだということであった。色々探してみたところ、私はお金を約3,000元（日本円で約30万円）布団の枕の下に入れたままだったことがわかり、それをそっくり返していただいたのには恐縮した。その日、午後5時30分北碚に帰った。

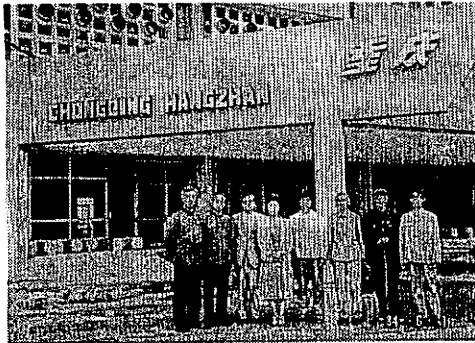


▲ 4 大足石刻の一部分



▲5 西南農学院での見送り。私達をはさんで左が劉鴻仁学長、蔣夫妻、右が軒夫妻

▼6 重慶飛行場での見送り。私達の左が李金泰、徐俊良、右が軒静淵、蔣夫妻、莊大恒の諸氏



30日は午前中講義のあと午後から重慶市に買物に出た。

31日は午前中講義内容の質問会、午後3時から茶話会が催され、学長のお礼の挨拶と、多くの聴講生から私の講義が素晴らしく、非常によく判り感激していると、と喜んでいただき有難かった。夕食は、東京農工大学に来ていた軒静淵講師による招待宴が開催された。

6月1日は早朝7時、学長以下多くの方々の見送りを受け、蔣同慶夫妻、向仲杯、李金泰、軒静淵さん等にはさらに重慶の空港迄見送りに来ていただき、上海迄李金泰氏に送っていただいた。

上海では鎮江蚕業研究所の黄君運と蔡幼民両氏のほか、上海農業局の唐宏章氏が迎えてくれた。当日は上海の錦江賓館に泊った。

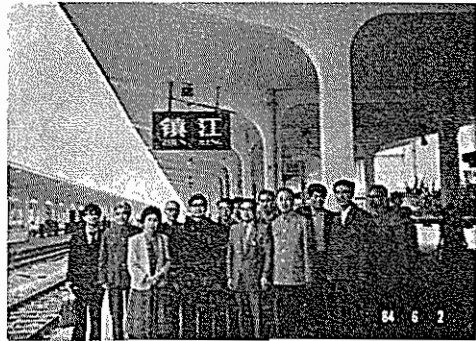
2日は上海発9時30分の汽車で鎮江に向い、4時間の旅ののち午後1時30分鎮江駅に到着すると、呂鴻聲所長以下鎮江蚕業研究所幹部の出迎えを受けた。そのあと案内されて慈寿塔にのぼり、夜は所長以下幹部の招待宴を受け、金山飯店に泊った。

3日は朝のうち鎮江蚕業研究所を見学し、11時から午後5時半迄250名内外の所員を前にして講演した。

4日は朝10時迄所員からの質問を受け、そのあと皆さんの見送りを受け、樓君の案内で次の訪問地浙江農業大学に向った(写真7)。ここでも迂闊に、購入した掛軸を鎮江駅に忘れたが、汽車が発車する間に駅員が届けてくれた。約7時間半汽車に乗って、杭州駅に着き、その夜は浙江賓館に泊った。

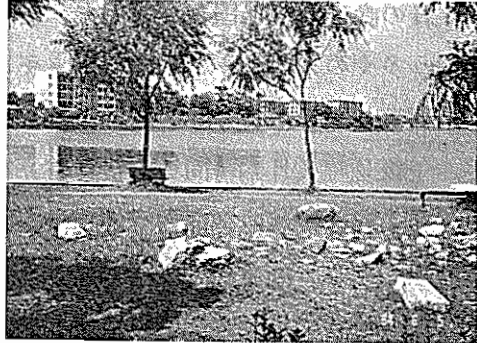
5日は朝8時に宿舎を出て浙江農業大学に行った。陳子元学長の出迎えを受け、100ヘクタールもある広大な学内キャンパスを案内していただいた。校内には大きな池があり(写真8)、沢山の種類の魚がとれるとのことであった。その日の午後は200名内外の会員を前にして約3時間程講演した。そのあと学長主催の祝宴が開催された。

6日は珍しく快晴で気温もぐんぐん上昇し、始めて最高36°Cとなった。浙江農業大学の徐俊良教授と樓程富助手と学長秘書の王宝玉さんに案内していただき、朝からボートに乗って面積5.6平方キロ、周囲15キロの西湖めぐって爽快な気分となった。雄大な湖と、湖の中に浮



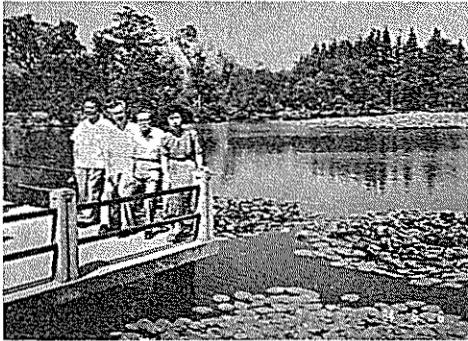
▲7 鎮江駅での見送り。前列左から本学にいた沈君、胡副学長、(家内)、呂所長、(諸星)、唐宏章、蔡幼民の諸氏

▼8 浙江農業大学内の池



▼9 浙江農業大学での祝宴。小生の右隣陳学長、石忠昌、吳載徳の諸氏





▲10 西湖遊覧，左より王宝玉，徐俊良，（諸星），（家内）

んでいる島々，有名な三潭印月，いずれも素晴らしい景色であった（写真10）。そのあと花港観魚公園や，呉山展望台にのぼって，西湖の全景を一望して満喫した。そして午後6時，杭州駅で農業庁の銭旭庭副会長と王胚成理事の見送りを受け，樓君と一緒に上海に向けて出発，午後10時上海駅に着いた。駅では唐宏章と

張建兩氏の出迎えを受け，和平飯店に泊った。

6日の晩は明日帰国となるので，余り寝つかれなかった。朝5時に起きてみるともう多くの人々がシャツ一枚でジョギングしている姿が目に入った。2～3ヶ所で買物をし駅の近くで樓，唐，張さん等によるお別れパーティを開いていただき，午後2時（日本時間の午後3時）空路上海を出発した。午後5時大阪につき，約1時間休憩の後成田空港に午後7時前に到着した。

＊

今度の旅行で思い起こされることは，中国の全人口10億のうち，約8億が農民で，他の約1億が工業，残りの1億が商業その他であるとのことであった。中国の山々は岩石が多く，ほとんどはげ山で樹木らしい樹木は生えていなかった。しかし，田畑は手入れがよくゆきとどいていて，水稻を始め陸稻，麦，芋，トウモロコシ，桑，野菜等みなよく出来ていた。農民のほかは皆給料とりで，日本円にして1ヶ月5千円から最高8万円位迄であるという。お米が1キロ50円で，これは30年間一定であるとのこと。家賃は1ヶ月300円位，電気，水道等は1ヶ月100円以下，食料品が安く，白菜などは1キロ5円とのことであった。就職は全員試験制で採用され，失業者は殆どいないとのこと，男女平等に働いていた。それ

から女性の化粧姿は全くみられなかった。

大都市の人口は北京が約1,000万人、上海が約1,100万人、1番多いのが重慶で周辺部を入れて1,300万人ほどである。しかし、文化の発達程度は逆で、北京がトップで次が上海、重慶が一番おくれていた。したがって、乗物等も文化のおくれている重慶が一番悪く、特に交通の便の悪い北碚では自転車の数さえも少なかった。

新聞などは地方にはないし、テレビ等も昼休みにニュースが30分間と仕事が終わった午後6時30分から11時迄、1チャンネルだけで放映されていた。日曜日は若干延びるとのことであるが、テレビを持っているところは一般家庭では殆どみられなかった。

労働は夏時間と冬時間とがあり、夏時間は8時間制で、午前中は7時から11時迄の4時間、午後2時から6時迄の4時間であり、午前11時から午後2時迄の3時間は昼食および午睡時間であった。冬時間は7時間30分制で、午前中は8時から11時30分迄の3時間30分と午後は1時30分から5時30分迄の4時間であり、夏休みと冬休みは両方で1年間に1ヶ月間あり、休む時は各人まちまちで、その年に休みがとれない時は翌年に合算して2ヶ月間休めるとのことであった。管理職には60歳の定年があるが、他の職員には定年はなく、元気でいる間は勤められるとのことであった。

中国の学年制は小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年、修士コース3年、博士コース3年の合計22年制で日本と大体似ているが、修士だけが日本より1年長く3年ということであった。小学校には殆どの者がゆくが、中学校には全体の半分位、そして高等学校、大学とゆくにつれて進学者は減少して、大学生は全体で40万人位で国民全体の4%位とのことであった。

中国の養蚕業は現在、年間生産量は24万トン前後で、日本の4倍以上に達して

いる。生産量でいくと四川省が一番で、2番と3番は江蘇省と浙江省で約半々、4番が広東省とのこと。江蘇省の春蚕では繭重2.00匁、繭層歩合22%位、歩掛80%位、広東省の秋蚕では繭重1.80匁、繭層歩合20%位、歩掛80%位で、まだ蚕糸業は増え続けているとのことであった。

今回中国を垣間見て強く印象に残ったのは、中国では個人が犠牲となって国の発展のために尽している姿がありありと窺え、それに引きかえ日本では個人は栄えているが、国は借金財政で困っており、中国と日本とは全く反対の状況下にあることがよく判った。したがって、中国では大きな建設が着々と進んでおり、道路等も実に素晴らしかった。中国政府は現在の農業人口を半分以下の3億位に抑え、その分を工業等に振り向けていきたいとのこと、100年後、200年後にはきっと素晴らしい国に発展するのではないかという気がした。

中国では現在①物質面と②精神面とを並行して教育しているということを最後の訪問地浙江農業大学で聞かされた。日本は確かに物質面では豊かになったけれども、精神面では中国に劣ってはいはしないだろうか。今回の訪問でも皆さんが連絡し合って、実に懇切丁寧に案内していただいたことを考えても、この精神面での面目躍如たるものがあったし、旅行中紛失したお金と掛軸とセンスが、いずれも出てきたことから考えても、如何に中国人が良心的で清純な心をもった国柄であるかがわかると思った。

最後に今回の中国訪問の機会を作っていただいた蔣同慶先生に衷心から厚く御礼を申し上げると同時に、農牧漁業部の孫副支長や西南農学院の劉院長先生、鎮江蚕業研究所の呂所長、浙江農業大学の陳学長を始め関係の皆様にも厚く御礼申し上げたい。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 昭和59年5月16日(水) 13:30~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

沢田, 松田各副会長

有江, 牧野, 石田, 井出, 野村, 猪, 柳田, 金子,

堯天, 山田, 大藤, 坂上, 田中各理事

世良(第3)常置委員長

須甲(教養課程), 井沢(教員養成制度)各特別
委員会委員長

福田, 天野各監事

(大学入試センター) 肥田野副所長, 木村管理部
長

平野会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、本協会の前年度決算ならびに来る6月総会の日程その他についてご審議いただくためにお集りいただいた。

なお本日は、須甲埼玉大学長(教養課程に関する特別委員会委員長)および井沢三重大学長(教員養成制度特別委員会委員長)の両委員長がそれぞれ担当事項について説明のため出席されたので、ご了承いただきたい。また、共通入試関係事項について肥田野入試センター副所長が後刻出席されるので、ご了承いただきたい。

以上の挨拶があったのち、竹下事務局次長より配付資料の説明があり議事に入った。

I 会務報告

会長より、会務報告については「資料4」にその概要が記載されているので、ここでは簡単にご報告したいと述べられ、その要点について

説明があった。(資料4の内容は下記のとおり)

(1) 要望書の提出について

1) 教育職員免許制度の改定に関する要望書

過般教育職員養成審議会より出された答申「教員の養成及び免許制度の改善について」(58.11.22)に基づく制度改定に当っては、関係諸方面の意向を十分に考慮するとともに行財政上の条件整備を図ることが必要と思料されたので、この旨を文部当局に要望することとし、去る2月24日、事務局長が文部省を訪れ要望書を提出した。

2) 「国家公務員定員管理」についての要望書

過般政府は「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体的方策について」の閣議決定(58.5.24)を行い、この中で国家公務員の定員管理に関し「技能・労務職員等の採用抑制措置」を挙げているが、これが全面的に実施されれば国立大学における教育・研究業務の遂行に重大な支障を及ぼす虞れがあるので、この

点の配慮を求める要望書を緊急に取りまとめ、去る3月13日文部大臣宛これを提出した。

(2) 大学入試問題についての国会での意見陳述について

参議院文教委員会からの要請により、去る2月28日、本協会を代表して飯島理事が同委員会に出席し、大学入試の問題について意見陳述を行った。

(3) 大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和59年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公立大学・高専11団体の申合せについては、昨年11月中旬以降大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討した結果、59年度（60年3月卒業者）においても昨年同様10—11月の線（企業と学生との接触は卒業前年の10月1日以降、採用選考は11月1日以降）で実施することになった。

なお、このことについては去る3月16日付会長名をもって各国立大学長宛通知し、趣旨の徹底方についてご配慮をお願いしたが、各大学におかれては就職協定の遵守に格段のご努力をお願いしたい。

(4) 昭和60年度共通第1次学力試験追試験の実施大学について

昭和60年度共通第1次学力試験は2地区（東日本と西日本）で行われることになったが、このことに関し大学入試センター所長より、これの実施大学の選定について依頼があったので、猪第2常置委員長とも協議し、東京商船大学と神戸大学に受諾方を要請することとし、その結果、両大学のご承諾が得られたのでご報告する。

(5) 大学設置審議会（大学設置分科会）委員候補者の推薦について

本協会から推薦した大学設置審議会（大学設置分科会）委員4名のうち、このたび任期満了となる委員（榊豊橋技術科学大学長、幡香川大学長、吉利浜松医科大学長）の補充について、文部省より、4月20日までに候補者（定員を上回る数）を推薦されたい旨依頼があったので、両副会長とも協議し、従来の推薦方針に基づき次の5人の学長を推薦することにしたので、ご了承いただきたい。

幡香川大学長、吉利浜松医科大学長、石神鹿児島大学長、黒木茨城大学長、加藤静岡大学長

(6) 特別会計制度協議会について

去る5月10日、第52回特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和60年度概算要求基本方針」について説明をきき、隔意のない意見交換を行った。

(7) 日教組との会見について

日教組大学部からの申入れにより、去る3月7日、石塚事務局長が副島大学部副委員長ほか9名と会見し、昭和61年度以降の学生増募計画の問題について意見交換を行った。

また、目下人事院において検討がすすめられている国家公務員制度の見直しの一環として構想されている「専門技術職俸給表（仮称）の新設」の問題について、去る3月29日および4月26日の2回に亘り、諸星第4常置委員長等関係者が山川副委員長ほか数名と会見し、意見交換を行った。

(8) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した後に当協会宛提出された要望書は「資料12」とおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

以上の報告に関連し、政府が定員管理上の措置として閣議決定した「定年制度施行による退職者の後補充の抑制」の問題について、沢田・

松田両副会長より、それぞれ行政管理庁首脳と会談した模様について報告があった。また、「昭和61年度以降の臨時学生増募」の問題について意見交換が行われた。

II 協 議

1. 昭和59年度国立大学協会会費額調及び歳入歳出予算(案)の修正について

これについて会長から次のように述べられた。

本日の主題である前年度の決算の問題に入る前に、前回理事会でご承認を得た明年度の会費額及び予算(案)について、その後計数上の点で若干修正を要する箇所が生じたので、先ずこの件をお諮りする。

ついで事務局より配付資料を基に説明があり、審議の結果、これを承認した。

2. 昭和58年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長から、昭和58年度国立大学協会歳入歳出決算についてご審議願いたいと述べられ、ついで事務局より決算報告書について説明があった。

ついで福田監事より、会計監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、異議なく承認されたので、これを6月総会の際付議し追認を得ることとした。

3. 国立大学協会給与規程・旅費規程の改正について

会長より、本協会の事務関係の諸規程は、いずれも昭和42年11月に制定され、ついで46年に一部改正が行われたが、その後10余年を経過

し、その内容が現在の実情にそぐわない部分もみられるので、この際、給与規程及び旅費規程の両者について別紙のように改正したい、と述べられ、ついで石塚事務局長より配付資料に基づきその改正点について説明があった。

これについて会長より、本日は時間の関係もあり、一応各大学にお持ち帰り願ってご検討いただき、6月開催の理事会において決定して4月に溯って実施することにした、と述べられ、了承された。

4. 第74回総会の日時について

このことについて会長より次のように述べられ、了承された。

来る6月開催の第74回総会の日程を別紙のとおりとしてよろしいかお諮りする。

なお、今回は第1日の「各委員会委員長報告」のあと、引続き「当面する諸問題」として、第1常置委員会の「大学のあり方の検討小委員会」、「教養課程に関する特別委員会」および「入試改善特別委員会」の3委員会より、それぞれ現在までの審議状況を踏まえて報告をお願いし、それを基に意見交換を行いたいと思うのでよろしくご了承いただきたい。

なお、総会第1日に行われる「各委員会委員長報告」については、前例に倣い委員会の審議状況の概要を各委員長にお取りまとめいただき、これを会議資料として当日配付することにしたので、各委員長におかれてはご面倒ながら来る6月5日(火)頃までに原稿を事務局宛ご送付願いたい。

また、前例により、総会の際に各地区国立大学学長会議の討議事項等についての報告を行いたいため、各地区当番大学学長におかれてはなるべくご準備くださるようお願いする。

5. 第75回総会の日時・場所等について

このことについて会長から次のように述べられ、了承された。

今秋開催の第75回総会の日時・場所等については会場借用の都合もあるので一応別紙（11月15日開催）のとおり予定したが、昨年からの状況から考えて、もう少し日程に余裕を持たせ1日半程度としてはどうかとも考えられるので、今少し検討して6月に開催される理事会において決定することとしたい。

6. 委員の交代について

会長から、教員委員の退官に伴う常置委員会委員の補充ならびに学長退任に伴う特別委員会委員の補充について別紙のとおり選任してよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく承認された。

7. 「日本学術会議会員推薦管理会委員」の候補者推薦について

このことについて会長より次のように述べられ、了承された。

本日、日本学術会議の副会長である藤巻お茶の水女子大学長から、今般の日本学術会議法の改正による会員選出方法の改変（選挙制から推薦制に改められた）に伴い、会員の推薦に関わる業務（会員の推薦に関わる学術研究団体の登録申請審査及び各学会推薦の会員候補者の資格認定等）を行うため「会員推薦管理会」が設けられることになったので、この管理会の委員候補者を国大協から推薦願いたい旨の依頼があった。

この「会員推薦管理会」の構成は、学術会議の各部会（7部会）毎に各7人、計49人となっ

ており、国公立大学団体からは各部に1名ずつ、計7名（国立大学関係5名、公立大学関係2名）が参加することとなっているが、国大協からは第2部～第6部関係の5名を推薦されたいとのことである。これの推薦期限は6月末までということであるが、この人選については会長、副会長にご一任願いたい。

8. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（山村委員長：代理堯天委員）

山村委員長欠席のため代って堯天理事（第1常置委員会委員）より次のように報告があった。

前回の理事会（2.22）以後、小委員会（大学のあり方の検討小委員会）が3月8日と4月12日の2回開かれ、主として一般教育（教養教育）の問題について討議が行われた。それを受けて、4月20日の第1常置委員会では小委員会の経過報告を基に大学における教養教育の問題についてフリートーキングを行った。

なお、この一般教育の問題については、「教養課程に関する特別委員会」との意見調整も必要であるので、近く同特別委員会との合同会議開催を予定している。

(2) 第2常置委員会（猪委員長）

前理事会以後、2月25日と昨日（5.15）の2回委員会を開いた。当委員会の目下の大きな課題は、大学入試について現行制度のなかで何が改善できるかということであり、その具体的問題として次のような事項が取り上げられてい

る。

①共通1次学力試験の実施期日の繰り下げについて（これについては昭和60年度については既に決定されたが、61年度以降については更に検討することになっている。）

②共通第1次学力試験の出題教科・科目数について

③推薦入学の枠の拡大について

④定員留保の第2次募集について

なお、本委員会で検討した事項のうち、大学入試の基本にかかわる問題については、入試改善特別委員会に諮り検討をお願いしている。また入試改善特別委員会で検討の結果、現実的処理を要する問題は本委員会に検討を委ねるという形で相互に連絡を密にして検討を進めているところである。

次に、入試に関する実際的な問題として、鹿児島県の奄美大島の名瀬市に共通入試の試験場を設置するという問題がある。これは鹿児島大学より要請のあったもので、地元の強い要望もあり、昭和60年度から実施されたいとのことである。これについては、本委員会が定めた「試験場問題に関するガイドライン」というものがあり、その第1項の「大学・学部の所在地（都・市・町）以外に今後試験場の設定はしない」という条項に抵触する面もあるが、天候不良の際の海上交通の支障や、同地区の受験生が相当数に上る等の事情を勘案し、本委員会としては特例としてこれの設置を認めてもよいのではないかとの結論となった。なお、この件は九州地区の学長会議での合意も得られているので申し添える。ついては、本件は理事会での承認事項であるので、よろしくご審議をお願いしたい。

これについて若干意見の交換があったのち、奄美大島地区の特殊事情を考慮し、鹿児島大学

からの申し出を承認し、この旨を同大学ならびに関係機関（文部省、大学入試センター）に通知することとした。

つづいて入試センター木村管理部長より、次の2つの事項について配付資料を基に説明があった。

①昭和60年度共通第1次学力試験の実施について

- ・基本的な実施日程
- ・試験時刻
- ・試験場の指定
- ・身体に障害のある者等に対する試験実施上の配慮等
- ・実施結果の概要等の発表
- ・出題教科・科目等について
- ・広報活動

②昭和60年度共通第1次学力試験成績提供科目について

以上の説明に関し猪委員長より、来年度の共通1次試験実施期日の繰り下げに関連し「試験時刻」が変更になったので、この点についてご承認いただきたい、と述べられ、異議なく承認された。

(3) 第3常置委員会（世良委員長）

本委員会は前回（2月22日）の理事会以後まだ開催していないので、前回ご報告した学生の生活指導推進のための保健管理センターの機能発揮の問題についてはまだ議論が進んでいない。

次に就職問題についてであるが、前回の理事会で、大学側11団体では本年度も10—11月協定を継続し、昨年物議を醸した「OB訪問」は自粛することを申し合わせた旨のご報告をした

が、その後企業側も、去る3月28日の中央雇用対策協議会において大学側と全く同じ態度で臨むことに決定したとのことである。従って、10-11月協定は59年度も継続され、「OB訪問」については大学側は厳にこれを自粛し、企業側も10月1日以前には学生に会わないこととするとともに、採用内定者の「拘束」は厳に慎むということになった。

なお、昨年に引続き人事院より国家公務員上級試験の合格者発表を10月15日から10月1日に繰り上げる提案があり、「就職協定」を遵守する前提で、大学側、企業側ともこれを了承し、59年度からこれが実施されることになった。

以上の報告に関連し、全国大学保健管理協会の活動状況についての紹介があったほか、国会上程中の日本育英会法改正案の審議遅延による新入生の奨学生採用の延期（奨学金交付の遅延）の問題について論議が交された。

(4) 第4常置委員会（諸星委員長；代理天野委員）

諸星委員長欠席のため、天野監事（第4常置委員会委員）より次のように報告があった。

前回理事会以後、小委員会を2回、常置委員会を1回開催した。そこで審議された問題は「研究技術専門官制度の新設」「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」「研究専念休暇制新設に関する要望書」および「人事院勧告の取扱いに関する要望書」の4件であり、このうち「技術専門官制度の新設」に関する問題については、文部省人事課担当官からこの問題についての人事院との折衝経過をきき、今後の対応についての協議を行った。

そのあとの3つの要望書（案）については本日その原案を配付してあるが、第一の「教官等

の待遇改善に関する要望書」は、昨年提出したものに倣いこれに若干修正を加えたものである。ただし、最後の6番目の要望事項（年金・退職金を含めた「生涯所得」の維持・改善を図ること）は、最近の「官民格差」論の高まりの情勢への対応として新たに付け加えたものである。

第二の「研究専念休暇制（サバティカルイヤー）の新設に関する要望書」は、以前当委員会で検討し、53年6月総会に一度提出したことのあるものであるが、その時は時期尚早ということで保留とされたものである。しかし、その後国際化が進展し、米英の諸大学はもとより、日本でも私立大学等でこの制度を取り入れている現状に鑑み、国立大学でもこの制度の確立を推進してはどうかということで再度これを提案しようとするものである。ただ、この問題については具体的実行に附随する問題もあるので、本日は問題提起のみに止め、検討期間を置いて来る秋の総会に提案したい意向であるのでご了承願いたい。

第三の「人事院勧告の取扱いに関する要望書」は、一昨年以來変則的事態が続いている人事院勧告の実情に鑑み、これへの対応を協議した結果取りまとめられたものである。人事院勧告は例年8月に政府ならびに国会に提出されるが、本協会では、一昨年の場合（勧告凍結）は政府が勧告の凍結を決定した後に“遺憾の意”を表す「声明」を出し、昨年の場合（勧告抑制）は勧告が出された後に関係方面にこれの完全実施方を求める「要望書」を提出するという措置をとった。しかし、これでは後手に回ることになるので、今回は人事院勧告が行われる前に予め本協会の意向を関係方面に伝達してはどうかということになり、そのためこの要望者の

見出しも「人事院勧告の“取扱い”に関する要望書」ということにした。そして、これを来る6月総会にかけ、「総会決議」という形で要望することにしてはどうかということになった。

本委員会の審議経過は概ね以上のとおりであるが、上述の二つの要望書については、提出時期との関係もあり、本日ご承認を得たうえ来る6月総会に提出したいと思うのでよろしく願いたい。

以上の提案について格別の異議もなく、これを承認した。

(5) 第5常置委員会（鈴木委員長）

鈴木委員長欠席のため石塚事務局長が委員長のメモを基に報告を行った。

① 委員長の交代について

西川義正委員長（帯広畜産大学長）の学長任期満了（昭和59.2.29）に伴う委員長の交代について、去る2月20日の委員会で審議が行われた結果、鈴木幸寿（東京外国語大学長）が次期委員長に選出された。

② 昭和59年度教育、学術、文化の国際交流関係予算について

2月20日の委員会において、文部省学術国際局各課の関係官から説明が行われた。緊縮予算編成のなかで国際交流関係については、かなりの増加がみられている。

③ 昭和59年度の外国学長招致事業について

同じく2月20日の委員会において、イギリスから学長を招致する件について、文部省の担当課係官から、その来日時期、招致大学等に関し目下照会中であるが、未だ回答に接していない旨報告があった。

④ 留学生問題検討小委員会について

昨年9月、第5常置委員会に「留学生問題検

討小委員会」が設置され、爾後3回に亙り小委員会が開催され、差し当たって、既存の留学生問題に関する各種出版物、報告書等の資料収集、分析等の作業から着手することにした。なお、小委員会は6月14日に開催し、資料分析について意見交換を行う予定である。

⑤ アメリカ州立大学協会との学長交流について

会長宛上記協会から日米学長の交歓交流について来信があり、この件について、昨年この協会の年次大会に出席した東京大学教養学部嘉治教授と4月17日に懇談し意見交換を行った。今後詳細については検討を加え、次回委員会において審議する予定である。

なお、この件に関し会長より補足説明があった。

(6) 第6常置委員会（有江委員長）

前回理事会の翌日（2.23）に常置委員会を開き、その後小委員会を2回開催したが、そこで審議した事項は次のとおりである。

① 国立大学授業料の改定について

昭和59年度予算編成に当たり、国立大学の授業料が増額されるやの風評があったので、その対応策として、「国立大学の授業料の改定について（要望）」をとりまとめ、これを1月18日文部大臣および大蔵大臣宛に提出した。

なお、この要望書に関する検討の過程において、たび重ね授業料の増額される経緯に鑑み、「国立大学の使命・役割」というような根本的検討なくしては説得力のある要望もでき難いことが認識され、第1常置委員会とも連携のうえこの点について更に検討を進めることになった。

② 人文・社会系教官研究費について

この増額について、専門委員等を中心に文部省関係官と折衝を重ねていたが、新規事項と

して人文・社会系学部に対し外国雑誌購入費が若干計上されることになった。

③ 技能・労務職員等の採用抑制について

昭和58年5月24日閣議決定として技能・労務職員の採用抑制が通達されている。この件については昨年10月3日の第6常置委員会でも協議したが、中国・四国地区国立大学長会議その他からの要望もあり、2月22日開催の理事会の意向も踏まえて、昭和59年3月8日付「国家公務員定員管理についての要望書」を取りまとめ、これを文部大臣宛に提出した。

④ 大学院予算について

大学院問題特別委員会小委員会より、大学院予算等のあり方について第6常置委員会宛に検討方の依頼があった。現在のところ大学院関係の予算は学部関係予算と一体化されているが、これを分離、独立させることが可能かどうか、もし可能とすればこれによって大学院の運営上プラスになる面を引き出すことができないかなどが、その依頼の趣旨である。それで、大学財政小委員会を中心にこの問題について検討し、来る6月11日に開催する常置委員会を経て回答することになっている。

⑤ 昭和60年3月定年退職者の後補充抑制について

昭和59年1月25日の閣議決定により、定年制導入に伴う定員管理上の措置として「定年制の施行（昭和60年3月31日）により一時に大量に発生する退職者の後補充については、真に必要な場合を除き行わないこととし、不補充分の取扱いの具体的方針については別途定める」とされているが、この抑制措置は特に国立大学に及ぼす影響が重大である点に鑑み、去る5月10日、沢田副会長、諸星第4常置委員長、石塚事務局長と私の4人が行政管理庁を訪れ、門田行政管理局長等首脳と会い、国立大学の実情を説

明のうえ配慮方を要望した。なお、この問題については、引続きその対応を検討したい。

以上のほか、5月7日に小委員会を開き、文部省より「昭和60年度概算要求基本方針」について説明をきき、意見交換を行った。

(7) 入試改善特別委員会（松田委員長）

本委員会は、昨年6月設置以来委員会を8回、小委員会（3月設置）を3回開催したが、その審議経過については次のとおりである。

現行の国立大学入試制度、中でも共通第1次学力試験に対する批判が厳しいが、現行制度に代るよりすぐれた代替案が見出せない現在、共通第1次試験と第2次試験、高校調査書を総合するという現行枠組の中で、積極的な入試改善、特に共通1次を中心として、入試改善の方策を検討することとした。

共通1次に対する批判のうち最大のものは、その「画一性」にあり、具体的には、(1)共通1次そのものの画一性、(2)共通1次の利用法の画一性、(3)共通1次が結果としてもたらす画一性、に対する批判であるという問題認識のもとに、次のような項目について討議を行った。即ち試験目的、検査内容、検査方式、選抜方法、教科・科目数、評価方法、利用形態、教科・科目指定方式、試験回数、試験期日等である。

今回報告する問題点の整理・審議の結果に基づいて各大学・学部における検討をお願いし、そのご意見を伺う機会を作りたい。

このほか、第1次と第2次のウエートのおき方、2次試験の受験機会の拡大、定員留保による二次募集の拡大、推薦入学制度の拡大などの問題についても討議を行い、またいわゆる「国立離れ」「輪切り」等と呼ばれるものの内容についても考察を加え、傍ら9月新学期案につい

て資料収集を行った。

以上の報告に関し、この入試改善案の取りまとめの仕方（改善案を示して各大学の意見を聴く前に、各大学で問題点を検討してもらい）および出題教科・科目数の問題等を第2常置委員会で検討することについて意見交換があった。

⑧ 教養課程に関する特別委員会（須甲委員長）

昭和58年度春の国大協総会において、大学教養課程の内容と改善に関する問題点を検討するに際して、その参考資料として、大学教官に対してだけでなく国立大学の卒業生に対しても意見を聴取する必要性が認められ、アンケート調査を行うことに決まった。そのアンケートでは先ず最初に当委員会の所属する大学の卒業生に対して予備的調査を行い、その結果から主要な問題点を整理し、次に全国の国立大学の卒業生に対してのアンケート調査を行うということになった。

そこで、先ず当委員会は、委員の所属する13大学の73学部の卒業生に対するアンケート調査を行い、今年1月末にようやく終了したので、その整理した結果と、それに関して考えられる問題点について今総会で本委員会の中間報告とし発表することにした。

このようにして行ったアンケートの結果から見て、この予備調査だけで問題点は一応出揃ったと思われるので、今後予定していた全国の大学の卒業生に対するアンケート調査は行う必要はないと考えられる。従って、このアンケートの結果を一つの参考資料として今後、教養課程教育の改善すべき問題点の本格的検討に入ることにした。また、同時に第1常置委員会でも教養課程教育の改善に関して討議中で、一応問題

点は整理されたといわれているので、今後第1常置委員会との合同委員会を開催して、さらに主要な問題点を検討、整理して、次期の秋の国大協の総会に提案することにした。

(9) 医学教育に関する特別委員会（猪委員長）

① 医学教育の改善について次の諸項目について検討を進めている。

A) 医学教育の目標、B) 医学教育の方法、C) 医学教育における評価、D) 医学教育充実のための教育条件の整備

② 医学部学生定員に関する問題について検討中であるが、これは医学教育のあり方と関連する問題である。この問題について厚生省は「将来の医師需給に関する検討委員会」を設置し、5月15日にその第1回の会合があったが、なかなか意見の調整は困難なように思われる。

(10) 教員養成制度特別委員会（井沢委員長）

① 昨年春の総会で本委員会より提出した「大学における教員養成」（案）の報告書については、各大学にアンケート調査をし、その結果を秋の総会に提出した。このアンケート調査の結果に基づき、報告書本文の一部を修正し、またアンケート結果を加えて別冊のように取りまとめ、委員会としてこの課題の調査研究の締め括りをした。

② 教育職員養成審議会から昨年11月22日付けで「教員の養成及び免許制度の改善について」答申があったが、この答申の内容については、国立大学として実施の上で種々の問題点があると思われるので、小委員会4回及び委員会2回を開いて問題点を整理検討した。この答申に基づく法案は3月末に国会に提出

される予定であったので、国大協として急遽2月24日文部大臣宛に「教育職員免許制度の改定に関する要望書」を提出した。

- ③ 委員会としては法案の国会における審議の経過を見守りながら、今後の検討課題を考えたい。

11) 大学院問題特別委員会(金子委員長)

「博士課程の設置充実はもはや遅滞を許さない状況にあると考えられ、手のつけられるとこ

ろから早急に実施するよう要望し、派生すべき諸問題は歩きながら考えていくこととしたい」との第71回総会での基本方針に従い、旧設大学院の改善については昨年12月以降、田中九州大学長を委員長に、小委員会を作って各月1回開会、各分野にわたって各委員分担で現状を調査解析、いま総括的なまとめの段階にある。

以上をもって本日の議事を終了した。

理 事 会

日 時 昭和59年6月19日(火) 12:00~13:00

場 所 国立教育会館中会議室

出席者 平野会長

沢田, 松田各副会長

有江, 牧野, 石田, 井出, 稲瀬, 野村, 猪(代:平井), 柳田, 金子, 飯島, 山村, 堯天, 山田, 大藤, 坂上, 田中, 山川, 石神各理事

猪(代:丸井第2常置委員会委員)(第2), 世良(第3), 諸星(第4), 鈴木(第5)各常置委員長

福田, 天野各監事

平野会長主宰のもとに開会。

初めに会長より、本日は緊急にお諮りしたい件が二、三あるためご参集いただいた、と挨拶があり、直ちに議事に入った。

〔議 事〕

1. 「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」 についての要望書について

このことについて有江第6常置委員長より次のように説明があった。

政府は、臨時行政調査会の答申に関連する「行政改革に関する当面の実施方針について」(59.1.25閣議決定)の中で、定年制度導入に伴う定員管理上の措置として「定年制度の施行

(昭60.3.31)により一時的に大量に発生する退職者の後補充については、真に必要な場合を除き行わないこととする」旨を決定したが、この措置は特に国立大学に対し甚大な影響を及ぼすことになる。それでこの問題に対処するため、過般(5.10)沢田副会長以下関係者数名が行政管理庁首脳と会見し善処方を要請したが、事の重要性に鑑み、改めて関係方面に要望書を提出したいと考え、第6常置委員会として配付のような要望書(案)を取りまとめたので、これについてよろしくご審議をお願いしたい。

これについて審議の結果、異議なくこれを承認し、明日の総会に諮ったうえ関係方面に提出することとした。

2. 「日本学術会議会員推薦管理委員会」の候補者推薦について

このことについて会長より次のように述べられた。

日本学術会議法の改正が本年5月30日をもって施行されるのに伴い、日本学術会議会員の選出方法が選挙制から推薦制に改められることになったが、この会員の推薦に関わる学術研究団体の登録及び会員候補者の資格認定等の業務を行うための「会員推薦管理委員会」が日本学術会議に設置されることになった。

これについて先般(6.8)同会議会長から当協会に対し、この「会員推薦管理委員会」(7部×7人、計49人)のうち第2部～第6部の5部に各1人、計5人の候補者を推薦されたい旨の依頼があったので、両副会長とも相談のうえ次の5名の方を候補者として挙げたが、これでよろしいかどうかお諮りする。

第二部(法律・政治) 世良晃志郎(宇都宮大学長)

第三部(経済・商・経営) 原田三郎(岩手大学長)

第四部(理学) 福田信之(筑波大学長)

第五部(工学) 斎藤進六(長岡技術科学大学長)

第六部(農学) 沢田敏男(京都大学長)

なお第一部(文学関係)と第七部(医学関係)は公立大学関係より推薦される。

以上の提案について協議の結果、異議なくこれを了承した。

3. 第75回総会の日程について

このことについて会長より次のように述べられた。

昨年は、秋の総会を試みに1日に短縮して実施したが、「学長懇談会」を含めて1日間で行うのはせわしないので、今年はこれを1日半(2日目を午前半日)とし、2日目午後を事務連絡会議に当てるというようにしては如何であろうか。なお、学長懇談会は1日目午後開催ということにしたい。

以上の提案について格別の異議もなく、下記のとおり承認された。

昭和59年11月15日(木)総会第1日 学士会館

16日(金)(午前中) 総会第2日 //

16日(金)(午後) 事務連絡会議 //

4. 国立大学協会給与規程・旅費規定の改正について

これについて会長から次のように諮られ、承認された。

この規程改正については、前回(5.16)の理事会において事務局より説明をしたが、時間の都合で十分ご審議いただけなかったので、この案を持ち帰りご検討くださるようお願いした。これについて、特にご異存がなければ本日決定したいので、よろしく願いたい。

5. 入試改善の問題について

これについて会長より次のように述べられた。

本日の午後、松田入試改善特別委員会委員長より同特別委員会の審議経過の報告が行われるわけであるが、この報告の趣旨は、共通1次試験の改善について同特別委員会で検討して固まった案を各大学に提示するというものではなく、改善上の主要な問題点を提起し、これについて各大学で少し時間を掛けて検討していただくようにするというものである。この主旨は松

田委員長のご報告の中にも希望として述べられることと思うが、各大学でそれぞれ検討を進めていただくことについては、会長提案という形で総会の申し合せとした方がよいかとも思われるが如何であろうか。

これについて、丸井第2常置委員会委員長代理より次のように意見が述べられ、了承された。

ただいま会長よりご提案のあった趣旨については、昨日の入試改善特別委員会でも了承されたことであるが、更に今総会において会長からこの件について諮られ、各大学の賛同が得られるならば、結構なことと思われる。なお、その検討事項の内容については松田委員長よりご発

言いただければよろしいのではないかと思う。

以上をもって予定の議事を終了したが、最後に丸井第2常置委員長代理より、予て同委員会で検討中の「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン(案)」について次のような報告があった。

このガイドライン(案)については、猪第2常置委員長としては本日の理事会でご承認を得たい意向であったが、各大学の意見を基に修正を施した第2次案に対し、京都大学より再度意見が寄せられたので、更に検討のうえ今秋の総会までに取りまとめたいと思うので、よろしくご了承いただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第74回 総 会 (第1日)

日 時 昭和59年6月19日(火) 10:00~17:15
場 所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

初めに平野会長から開会の挨拶があり、ついで次のような発言があった。

本総会の主な議題は、「本協会の決算・予算の承認」「各委員会の審議状況の報告と協議」などであるが、特に第1常置委員会の「国立大学のあり方」、教養課程に関する特別委員会の「教養課程の問題点」、入試改善特別委員会の「大学入試の改善」等の問題について、関係委員会の報告を基に十分ご討議を願いたい。

以上の挨拶ののち、今日は猪新潟大学長に代り、平井学生部長が代理出席された旨の報告があった。

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 総会の日程について

会長から、次のとおり発言があり、了承された。

今総会の日程については、去る5月16日の理事会で協議した結果、別紙「資料3」の日程により運営することになったので、ご了承のうえご協力をお願いしたい。なお、本日の午後は、国立大学の当面の重要課題となっている「国立大学のあり方——特にその研究と教育のあり方」「教養課程のあり方——その組織形態と教育内容等」「大学入試の改善——共通第1次試験の再検討」の問題について、それぞれこれを担当している各委員会から今日までの審議経過の概要とそこでの問題点を報告願ひ、全体討議を行いたいと思う。

(3) 前総会以後における学長の交代について
会長から、前回総会以後における学長の交代
について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前 任)	(新 任)
小樽商科大学	長谷部亮一	藤井 栄一
帯広畜産大学	西川 義正	鈴木 省三
北見工業大学	小池東一郎	林 正道
宮城教育大学	大塚 徳郎	菅野 正
福島大学	伊藤巳喜夫	山田 舜
東京商船大学	谷 初藏	鞠谷 宏士
豊橋技術科学大学	榎 米一郎	本多 波雄
島根医科大学	深瀬 政市	檜 学
山口大学	小西 俊造	栗屋 和彦
福岡教育大学	沢田 龍吉	安永武一郎
宮崎大学	三善 正一	遠藤 尚
琉球大学	宮城 健	東江 康治

また、前回総会以後における学長の再任につ
いて、次のとおり紹介があった。

岩手大学	原田 三郎
秋田大学	梅津 良之
筑波大学	福田 信之
宇都宮大学	世良晃志郎
埼玉大学	須甲 鉄也
東京芸術大学	山本 正男
浜松医科大学	吉利 和
三重大学	井沢 道
京都大学	沢田 敏男
九州芸術工科大学	吉武 泰水
佐賀大学	山川 寛

(4) 委員長の交代について
会長から、前回総会以後における常置委員会
委員長の交代について、次のとおり報告があっ
た。

第5常置委員会

(前 任) 西川 義正 (帯広畜産大学長)

(新 任) 鈴木 幸壽 (東京外国語大学長)

I 会務報告

会長から、前総会以後の会務に関し、「資料
21」を基に次の事項について報告があった。

(1) 要望書の提出等について

1) 「勤労学生控除制度について(要望)」及び「教
員養成制度並びに免許制度改正について(要望)」
について

前回総会において決議された「勤労学生控除
制度についての要望書」及び「教員養成制度並
びに免許制度改正についての要望書」につい
ては、去る11月18日、文部省等関係機関に提出
し、配慮方を要請した。

2) 「国立大学の授業料の改定について(要望)」に
ついて

昭和59年度予算の編成にあたり、国立大学の
授業料の増額改定を図る意図がある由仄聞した
ので、これの学生生活に及ぼす影響の重大なる
ことにかんがみ、急速関係者と協議して要望書
をとりまとめ、去る1月18日、大蔵省、文部省
に提出した。

3) 「教育職員免許制度の改定に関する要望書」に
ついて

さきに教育職員養成審議会から提出された
「教員の養成及び免許制度の改善について」の
答申に基づく制度改定に当っては、関係諸方面
の意向を十分に考慮するとともに、行財政上の
条件整備を図ることが必要と考えられたので、
この旨を文部当局に要望することとし、去る2
月24日、文部省に要望書を提出した。

4) 「国家公務員定員管理」についての要望書につ
いて

政府は、「臨時行政調査会の最終答申後にお
ける行政改革の具体的方策について」の閣議決

定を行い、この中で国家公務員の定員管理に関し「技能・労務職員等の採用抑制措置」を挙げているが、これが全面的に実施されれば、国立大学における教育・研究業務の遂行に重大な支障を及ぼす恐れがあるので、この点の配慮を求める要望書を緊急にとりまとめ、3月13日文部大臣あてに提出した。

5) 定年制度導入に伴う定員管理上の措置に対する要請について

上述の「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体的方策について」の閣議決定後、政府はさらにこの基本方針に基づく「行政改革に関する当面の実施方針について」の閣議決定を行い、その中で「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」として“定年制度の施行（昭和60年3月31日）により一時に大量に発生する退職者の後補充については、真に必要な場合を除き行わないこととする”としているが、この措置は特に国立大学にとって重大な影響を及ぼすこととなるため、5月10日、沢田副会長、諸星第4常置委員長、有江第6常置委員長が同道して行政管理庁の門田行政管理局長等に国立大学の実情を説明し善処方を要請した。また、これに先立って松田副会長が同庁の佐倉事務次官と同様の要請を行った。

(2) 大学入試問題についての国会での意見陳述について

参議院文教委員会からの要請により、2月28日、本協会を代表して飯島理事が同委員会に出席し、大学入試の問題について意見陳述を行った。

(3) 懇談会の開催について

1) 文部大臣との懇談について

森文部大臣の就任にあたり、大学入試の改善について本協会の関係者と懇談したい旨の申し

越しがあったので、1月18日、文部省で会長、両副会長以下入試センター評議員である各理事10名と小坂入試センター所長が森文部大臣と会談した。

当日は、まず国立大学協会側から、国大協における入試改善の検討状況について説明を行い、ついで共通入試制度に関わる種々の問題点について、約1時間半にわたり意見交換を行った。

2) 総理大臣との懇談について

前述の文部大臣との懇談に続き、中曽根総理大臣から入試改善の問題について本協会関係者と懇談したい旨の申し越しがあったので、1月27日、総理官邸において会長、両副会長、猪第2常置委員長、飯島入試改善特別委員会委員の5名及び小坂入試センター所長が総理大臣と会談した。

当日は、総理大臣の挨拶のあと会長から、入試改革に関する基本的考え方について意見を述べ、そのあと種々の問題点について約1時間にわたって意見交換を行った。

(4) 共通第1次学力試験関係事項について

1) 共通第1次学力試験の実施について

第6回を迎えた国公立大学共通第1次学力試験が、1月14、15の両日実施され、無事終了した。それに続く第2次試験も終えて59年度の大学入試業務も一段落したので、5月15日、第2常置委員会ではその実施結果を基に問題点の検討を行い、来年度の共通第1次学力試験の実施方法について協議した。

2) 共通第1次学力試験受験地の新設について

鹿児島大学においてかねて懸案となっていた共通第1次学力試験の試験場を名瀬市（奄美大島地区）に設置することについて、九州地区の学長会議で合意が得られたことを受けて第2常

置委員会での可否について検討を行った。その結果、諸般の事情を勘案してこの要望を認める結論を得たので、5月16日の理事会に諮った結果、異議なく承認された。

これに伴い、鹿児島県内受験者のうち名瀬市を始め、大島郡7町3村に居住する出願資格者の受験については、昭和60年度から名瀬市の試験場において実施することになったので、5月23日付をもって会長から同大学にその旨回答するとともに、大学入試センター所長及び文部省大学局長にこの旨通知した。

(5) 特別会計制度協議会について

文部省から、昭和59年度予算の折衝状況等当面の諸問題について緊急に協議したいとの申入れがあったので、1月17日、特別会計制度協議会の一部のメンバー（会長、両副会長、第6常置委員長）と文部省の幹部（大学局長、審議官、大学課長、学生課長等）との会合を開き懇談した。

ついで5月10日、第52回の特別会計制度協議会を開催し、文部省側から「昭和60年度概算要求基本方針」について説明をきき、意見の交換を行った。

(6) 大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和59年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公私立大学・高専等11団体の申合せについては、昨年11月中旬以降、大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討した結果、59年度（60年3月卒業生）においても昨年同様、企業と学生との接触は卒業前年の10月1日以降、採用選考は11月1日以降に実施することになった。このことについては、3月16日付で会長から各国立大学長あてに通知し、趣旨の徹底方について配慮をお願いし

たが、各大学におかれては就職協定の遵守に格段のご協力をお願いしたい。

(7) 日教組との会見について

日教組大学部からの申入れにより、3月7日、事務局長が副島大学部副委員長ほか9名と会見し、昭和61年度以降の学生増募計画の問題について意見交換を行った。

また、目下人事院において検討が進められている国家公務員制度の見直しの一環として構想されている「専門技術職俸給表の新設」の問題について、3月29日および4月26日の2回にわたり、諸星第4常置委員長等関係者が、山川大学部副委員長ほか数名と会見し、意見交換を行った。

II 協議事項

1. 昭和58年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局から「昭和58年度国立大学協会歳入歳出決算」（資料7）について説明があったのち、福田監事から、監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、異議なく承認された。

2. 昭和59年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局から、「昭和59年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」（資料8）について説明があったのち、会長から、本案については理事会には事前にお諮りして承認を得ているが、従来の慣行により6月の総会の際お諮りすることで理事会でも了承を得ているので、追認願いたいと述べられ、異議なく承認された。

3. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先だち、会長から次のとおり述べられた。

前回総会以降の各委員会の審議状況の概要を各委員長に取りまとめでいただき「資料20」として配付してあるので、参照のうえご協議いただきたい。

ついで、各委員長から審議状況の概要について次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(山村委員長)

本委員会は、前総会以後、昨年12月12日、本年の2月20日、4月20日、5月28日の4回開催したが、その際検討された主要な点は以下のとおりである。

1) 大学設置審議会大学設置計画分科会でまとめられた「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について——中間報告——」に対する意見書(資料10)をとりまとめて、同分科会の高等教育計画専門委員会に提出するとともに、同委員会の要請に応じ、昨年12月22日に意見陳述を行った。

2) 本委員会の下部組織である「大学のあり方の検討小委員会」の経過報告に基づいて、教養部における一般教育のあり方、大学の評価等の問題について検討を行った。

まず、教養部の一般教育の問題点としては、第1に、最低限教養部で身につけるものはなんであるか。第2に、だれがどのようにして教えるか。第3に、第2の問題とも関連するが、教養教育の組織はいかにあるべきかの3点があげられる。

その内容については、第1に全学生が共通に学ぶ教養、第2に専門教育の基礎としての教

養、第3にいわゆる教養、すなわち、一生を通じて身につける教養、の3つに分類することができるとし、そのいずれに重点を置くべきかについて議論をした。

次に問題になったことは、第1は教養教育の多様化の問題である。これについては大学の規模との関わりがある。第2は教養教育の修業年限の問題である。これについては多くの大学においては実際1年半で一般教育が終っており、また専門学部との間における相互乗入れによる修業年限の短縮化ということも図られている。第3は外部からの教養教育に対するインパクトの問題である。これについては放送大学の教養教育の内容をどれだけ援用するかなどがある。第4は専門学部からの要請の問題である。これについては実験系と非実験系の学部とでは教養教育に対するニーズが異なり、また医学部については医師資格取得という特殊事情がある。

以上のような種々の契機によって、教養教育の多様化という問題が生じてきているが、これに対応する組織をいかにするかという問題がある。

そのほか、教養教育に関する問題についてはこれに対する学生側からの要望についての検討も必要であるが、このことについては既に教養課程に関する特別委員会ではアンケート調査を行っているため、近い将来同特別委員会と本委員会の合同会議を開催して検討する予定である。

3) 「大学の評価」の問題について小委員会の報告を基にして、教官の研究能力や卒業生の実社会における実績としての評価、組織体としての評価の問題や、新しい評価規準の可能性、教育評価、自己評価の問題等について討議をした。

なお、小委員会が検討している「大学のあり方」の問題については、来年6月を目途に中間報告をまとめる予定としている。

4) 第6常置委員会から要請があった国立大学の授業料の問題のうち総論的なことについて討議した。

(2) 第2常置委員会

(猪委員長；代理丸井委員)

本委員会は、前総会以後委員会を3回、打合せ会を2回開催したが、その際検討された主要な点は以下のとおりである。

現行制度のなかで改善し得る事項として次の諸項目の検討を行っている。

- 1) 共通第1次学力試験の実施期日の繰り下げについて
- 2) 5教科7科目の出題教科・科目について
- 3) 推薦入学の枠の拡大について
- 4) 定員留保の二次募集について

なお、本委員会で検討した事項のうち、大学の入学試験の基本にかかわる問題については、昨年発足した入試改善特別委員会に諮り検討をお願いしている。

また、入試改善特別委員会で検討の結果、現実的处理を要する問題については、本委員会に検討を委ねるという形で相互に連絡を密にして検討を進めている。

本委員会の審議の概況は以上のとおりであるが、当面の現実的な問題として、次のことについて検討を行った。

1) 本年度の国立大学共通第1次学力試験及び各大学の第2次試験の実施結果を基に問題点の整理を行い、来年度の共通第1次学力試験の実施方法について協議した。その結果、高等学校における3年次の授業履修が1月末日まで必

要であるという高校側の意見を勘案して、共通1次試験の実施期日を来年度は1月26日(土)、27日(日)の両日に繰り下げることとした。

これに関連して、共通第1次学力試験の出願受付を現行(10月1日から15日まで)より1ヵ月繰り下げて11月1日から10日までとした。また、同試験の実施結果の概要等の発表については、各大学の第2次学力試験の出願時期との関係でその前日の2月8日までに発表する必要があるため、その時まで「中間発表」を行い、最終発表は2月16日以降に行うこととした。(これは試験実施期日の繰り下げに伴う措置である。)

来年度の共通第1次学力試験の実施方法について以上のような方針としたのでご承認いただきたい。(承認)

2) かねて鹿児島大学で懸案となっていた共通第1次学力試験の試験場を名瀬市(奄美大島地区)に設置することについては、九州地区の学長会議で検討した結果、この提案を認めることの合意が得られた。これを受けて本委員会でその可否について検討を行った結果、諸般の事情を勘案しこの要望を特例として認めることになったので、去る5月16日の理事会にこれを諮り、承認を得た。

3) 「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン試案」については、昨年春の国立大学協会の総会において報告のうえ各国立大学宛通知し意見を求めた。この意見を基にこの試案を若干修正し、意見提出大学に対し再度照会したが、1大学からさらに修正の提案があったので、昨日開催の本委員会に諮り、さらに検討のうえ最終案を決定することの了承を得た。

(3) 第3常置委員会（世良委員長）

1) 学生の健康管理に当たる健康管理センターのあり方の問題について目下検討を行っている。これについては、現在、保健管理センターの事務組織が学生部の事務組織の中にあるが、これを完全に独立した組織にしてはどうかという問題、学生相談室を保健センターに統合して機能を一本化してはどうかという問題、あるいは保健管理センターを学生の厚生指導の施設とするに止めずこれを研究教育組織として位置づける必要があるのではないかなど等の議論がある。しかし、保健管理センターを学生部の事務組織から独立させた場合、それに伴う若干のマイナス面があり、また、研究教育組織として位置づけた場合も研究の方が重点的になり学生の生活指導、相談の方が疎かになるのではないかなど懸念もある。それで当面は保健管理センターの組織の位置づけに対する検討は後廻しにして、保健管理センターの機能を十分に発揮して、現在問題となっている学生の無気力状態をいかに克服するかということを中心としてその方策を探究することとし、各大学の事例等を基に検討を進めているところである。

全国300余の国公私立大学から組織されている「全国大学保健管理協会」は、毎年研究集会を開き、着実な研究成果をあげつつある。この協会の研究結果によると学生の自殺、退学、休学、留年、キャンパス不適応、無気力などの裏には、心身両面にわたる潜在的な半健康状態（病気ではないが、なんらかの異常が潜在している状態）があり、これを早期に発見し、適切な生活指導を行ってゆくことが必要である。さらに、学生時代は、学生各自の本格的なライフ・スタイルの形成期でもあり、この時期に学生が健康の自己管理の能力を身につけることは、

全生涯にわたる重要な意味をもっている。

以上のような学生の生活指導を行う中心的機関は保健管理センターであり、同センターの機能を十分に発揮することが望まれる。そのためには学内外における十分な協力態勢が確立されることが必要であり、保健管理センターのあり方を問題にするのは、この意味においてである。

2) 大学卒業予定者のための就職事務開始時期等に関するいわゆる「就職協定」について、昨年度は、10月1日以前に「OB訪問」が盛んに行われ、いわゆる「10—11協定」の遵守が大幅に混乱したので、企業側の一部から協定廃止の声も出た。

しかし、今年1月以降の大学等11団体の会議、企業側の中央雇用対策協議会において、①本年度も「10—11」協定を継続する、②OB訪問は厳に自粛し、企業側も10月1日以前には学生に会わない、③企業側は内定者の「拘束」を厳に慎む、などの合意が得られたので、問題は一応解決した。

なお、人事院から国家公務員上級職試験の合格者発表日を10月15日から同1日に繰り上げる提案があり、就職協定を遵守する前提で、大学側、企業側ともこれを了承した。

(4) 第5常置委員会（鈴木委員長）

1) 昭和59年度教育、学術、文化の国際交流関係予算について

2月20日の本委員会においては、文部省学術国際局留学生課、国際学術課、国際教育文化課の各課長及び企画連絡課課長補佐等の出席を求め、昭和59年度の教育、学術、文化の国際交流関係の予算について説明が行われた。

その説明によると、文部省の緊縮予算のなか

で教育、学術、文化の国際交流関係予算はかなりの伸びがみられている。その理由としては、留学生の受入れ数の増加、日本語教育の充実、宿舍の整備、文化交流団体の補助金の増加などがあげられる。なお、文部省の国際交流関係の予算は外務省の留学生関係の予算と深くかかわっているとのことであった。

2) 昭和59年度外国学長招致について

2月20日の本委員会において、本年度はイギリスから招致するという既定方針に基づいて、文部省及び外務省担当課の情報、経過等の説明が行われたが、その後、5月16日の国大協理事會終了後におけるイギリスから来日されたフラワーズ氏（イギリス国大協会長）との懇談の席上、この件を早期に決定されたい旨要請した。更にイギリス駐在大使館アタッシェを通じて、イギリス教育科学省ならびにイギリス国大協に対して人選方の早期決定をお願いしたが、現在まで未回答である。

3) アメリカ州立大学協会との学長交流について

今年の3月27日 AASCU（アメリカ州立大学協会）から本協会会長宛に日米の学長交歓交流について来信があったので、その経緯を聴取するため、昨年同協会の年次大会に出席した東京大学教養学部嘉治元郎教授と4月17日に会見し、意見の交換を行った。それを承けて、6月14日の本委員会でのことについて検討を行った結果、AASCUの要請としては10名から15名で編成されたデレゲーションとして出席したいとの意向であるが、本協会としてはそれに対応する学長を派遣することは予算面から困難であるので、派遣数を若干少なくし、お互いに経費を負担するというようなことを条件に前向きの姿勢で検討を加えて回答することとした。

4) 留学生問題検討小委員会の活動について
前回の国大協総会において、本委員会内に「留学生問題検討小委員会」を設置することが了承されたので、それ以降同小委員会を3回に亘って開催した。当初この小委員会としては「留学生に関する調査」の実施を決定し、そしてその対象・方法等について検討を加え、調査票の原案まで作成したが、国大協として調査を実施する場合、留学生のプライバシーの問題にかかわる懸念もあるため、この調査の実施を一時中止し、既存の留学生問題に関する各種出版物等の資料を収集・整理・分析し、問題点の抽出を行うことにした。

これらの資料を通じて、現在留学生を巡っていかなる問題があるかを国大協として把握理解すべきであるとの会長との合意に基づき、現在、小委員会委員各位に資料を送付し検討をお願いしているところである。

この留学生問題については、昨年、中曽根首相の指示を受けて設けられた「21世紀への留学生政策懇談会」の提言を受けて文部省内に「留学生問題に関する調査研究協力者会議」が設置され、21世紀へ向けての留学生問題についての審議が進められ、6月29日頃に開催される同会議で最終案が決定される予定になっている。

本委員会としては、これまで留学生に関する問題について北海道大学、名古屋大学、広島大学等から提出された膨大かつ貴重な資料を整理・分析し検討した結果、国大協として取り組むべき今後の検討課題が浮かび上ってきたが、これは文部省の同会議の結論とほぼ同じものである。

ただ、留学生問題を考える場合、「21世紀への留学生政策懇談会」の提言のように10万人の留学生を受け入れることになった場合、国立大

学としては約2万人の留学生を受け入れなければならないことになるが、そうなった場合にその受け皿をどうするかという問題がある。そして、その受け皿のために必要な要点をどこまで満たすことができるか、あるいは行政サイドでどこまで満たしてくれるかという問題がこれからの留学生に関する問題の大きな焦点になってくる。また、各国立大学においても留学生に関する問題については地域性、専門性によっていろいろニュアンスが違う点があって必ずしも共通した問題をかかえているとは限らないので、このことについてもこれから検討していかねばならないと考えている。いずれにしても、小委員会としては今後2～3回委員会を開催して最終案をとりまとめたいと考えている。

5) 文部省在外研究員の旅費については既に文部省から各大学に通知されているが、文部省在外研究員旅費のうち、その日当及び宿泊料が昭和59年4月からベースアップし支給されている。この日当及び宿泊料の支給について、文部省は以前からそのうちの15%を文部省に留め置き分として留保してこれを在外研究員の員数増に当ててきた訳であるが、今回これを25%としてその留保分をもって、以前から本協会や学術審議会等から要望・提言されている若手研究者の海外派遣にこれを充当しようとの腹案を立て、これについての本協会の意見を求められた。これについて本委員会で検討した結果、趣旨には賛意を表したが、若手研究者の年齢の範囲については、その専門分野の違いによって一定しないが、一応の目安としては35歳前後とすることとしてはどうかということになった。

6) 外国人の教師・講師制度については、従来の予算枠を守り、これを有効適切に運用して各大学から出ているいろいろな要望を受け止め

てきたが、昨年、国公立大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法が成立し、これによって任用された教員の処遇と従来の外国人教師の処遇との調整という問題が生じ、目下文部省で検討が進められているとのことである。なお、従来の外国人講師については徐々に日本人講師に切り換え、その数を減らしてゆく方針とのことである。

以上の報告に関し、留学生問題について若干意見の交換があった。

(5) 入試改善特別委員会(松田委員長)

本特別委員会は、昨年6月設置以来、特別委員会を9回、小委員会(3月設置)を5回開催した。

現行の国立大学入試制度、中でも共通第1次学力試験に対する批判が厳しいが、現行制度に代る、よりすぐれた代替案が見出せない現在、共通第1次試験と2次試験、高等学校調査書を総合するという現行枠組の中で、積極的な入試改善、特に共通第1次試験を中心として、入試改善の方策を検討することとした。

共通第1次試験に対する批判のうち最大のものは、その「画一性」にあり、具体的には、①共通第1次試験そのものの画一性、②共通第1次試験の利用法の画一性、③共通第1次試験が結果としてもたらす画一性、などに対する批判であるという問題認識のもとに、フリートークングまたはブレインストーミング的に各人の意見を述べるという形で、試験目的、検査内容、検査方式、選抜方法、教科・科目数、評価方法、利用形態、教科・科目指定方式、試験回数、試験期日等々について討議を行った。

本特別委員会としては、本日午後には報告される問題点の整理と審議の結果に基づいて、各大

学・学部における入試改善に対する検討をお願いし、そのご意見を伺う機会を作りたいと考えている。

このほか、共通第1次試験と2次試験のウェートのおき方、2次試験の受験機会の拡大、定員留保による二次募集の拡大、推薦入学制度の拡大などの問題についても討議を行い、また、いわゆる「国立大学離れ」「輪切り」等と呼ばれるものの内容についても考察を加え、傍ら9月新学期案についても資料収集程度であるが、議論を始めた。

(6) 医学教育に関する特別委員会

(猪委員長：代理飯島委員)

1) 医学教育の改善について

このことについては、A) 医学教育の目標、B) 医学教育の方法、C) 医学教育における評価、D) 医学教育充実のための教育条件の整備、などの項目の基に検討を進めているところである。

2) 医学部学生定員に関する問題

医学部の学生定員を現在のままにしておくに近い将来医師過剰の問題が生じてくる可能性がある。これについて厚生省では、その対応について検討するため「将来の医師需給に関する検討委員会」を設置した。この委員会には、国大協から猪委員長がその委員の一人として参加している。同委員会は発足以来会合を2回開催し、この問題について検討を行ったが、なかなか意見の調整が困難な状況である。一方、与党である自由民主党の内部に石橋一弥議員を委員長とするこの問題に関するワークショップが設けられ目下精力的にこの問題の検討が進められている。

文部省としては、厚生省等でこの医師需給に

関する問題の結論が出た段階で、もしそれに対する対応が必要であるという状況が生じた場合には、昭和61年度以降において行政的な対応を考えるという意向のようである。

現段階では医学部学生定員が削減される方向の可能性が非常に強いが、それが教官定員の削減、予算の削減ということに結びつくようなことがあると、現在のわが国の医学教育の水準が高いものでないことを考えると非常に困ることになる。従って、本特別委員会としては、その成行を十分注視しながら小委員会を中心に医学教育の必要条件を検討し、必要な場合に文部省その他の機関に対して提出できるよう準備を進めることにしている。

(7) 教養課程に関する特別委員会

(須甲委員長)

本特別委員会は、前総会以後本委員会を2回、小委員会を2回開催し以下のような検討を行った。

昭和58年度春の国大協総会において、大学教養課程の内容と改善に関する問題点を検討するに際して、その参考資料として、従来のような大学当局に対するアンケート調査ではなく、国立大学の卒業生に対する意見を聴取することの必要性が認められ、このアンケート調査を行うことが決定した。

このアンケート調査は、先ず最初に本特別委員会の委員の所属大学の卒業生に対して予備的な調査を行い、その結果から主要な問題点を整理し、次に全国の国立大学の卒業生に対してのアンケート調査を行うということになった。

そこで、先ず本特別委員会は、委員の所属する13大学、73学部の卒業生に対してアンケート調査を行い、本年1月末にこれが終了したの

で、これを整理した結果と、それに関して客観的に考えられる問題点について今総会で本特別委員会の中間報告として発表することにした。

このアンケート調査の対象とした卒業生は、卒業後20年（昭和38年卒）と卒業後5年（昭和53年卒）とに分けたが、この年代は教養課程が体系的に区別されていない時期の卒業生と、これがはっきり区別されてからの卒業生である。また、いわゆる学園紛争時代に大学生活を送った者に対する調査は避けてある。このアンケートの設問の内容は「資料20」の本特別委員会の報告要旨に記載のとおりであるが、以上のアンケート調査の結果、卒業生にも教養課程教育に相当の関心があることが伺われ、回答にもかなりの成果が認められた。それで、この予備調査だけで問題点は一応出揃ったものと思われるので、当初予定していた全国立大学の卒業生に対するアンケート調査を改めて行う必要はないと考えられる。従って、このアンケート調査の結果を一つの参考資料として、今後、教養課程教育の改善すべき問題点の本格的検討に入ることにした。また、第1常置委員会でも教養課程教育の改善に関して討議中との由であるので、今後、第1常置委員会との合同会議を開催して、更に主要な問題点を検討整理して、次回の国大協総会に提案することにした。

(8) 教員養成制度特別委員会（井沢委員長）

1) 昨年春の総会で本特別委員会から提出した「大学における教員養成」（案）の報告書については、各大学にアンケート調査をし、その結果を秋の総会に提出した。このアンケート調査の結果に基づき、報告書本文の一部を修正し、またアンケート調査の結果を加えて配付の「報告書」のように取りまとめ、本委員会としてこ

の課題の調査研究の締め括りをした。

2) 教育職員養成審議会から昨年11月22日付で「教員の養成及び免許制度の改善について」の答申があったが、この答申の内容については、国立大学として実施の上で種々の問題点があると思われたので、小委員会を4回、本委員会を2回開いて問題点の整理検討を行い、その意見を取りまとめた。この答申に基づく法案は、3月末の国会に提出される予定であったので、国大協としては法案が国会に提出される前にこの意見を伝えることとし、去る2月24日文部大臣宛に「教育職員免許制度の改定に関する要望書」としてこれを提出した。なお、本特別委員会としては、国会における法案審議の経過を見守りながら、今後の検討課題を考えることにしている。

(9) 大学院問題特別委員会（金子委員長）

本特別委員会では、第71回国大協総会において申し述べた「博士課程の設置充実とはもはや遅滞を許さない状況にあると考えられ、手のつけられるところから早急に実施するよう要望し、派生すべき諸問題は歩きながら考えていくことにしたい」という基の方針に従い、旧設大学院の改善については、昨年12月以降田中九州大学長を委員長に、小委員会を設置して各月1回のペースで現在まで7回開催し、各分野にわたって各委員分担で現状を調査解析、現在総括的なまとめの段階に入っている。

新設大学院については、農水産系連合大学院、総合大学院などすでに組上にあるものはもとより、厳しい行財政事情の下で、後継者養成と共に社会的需要並びに国際的要請に弾力的かつ柔軟に対処すべく具体化を急いでおり、旧設大学院の改善充実と共に、構想妥当な設置意義

の明確なものから、逐次速やかに新設拡充が望まれることが、4月26日の本特別委員会で話し合われた。なお、6月18日、更に本特別委員会を開催し、現在までの状況報告の後、新制大学院の拡充、後継者養成、特に若手研究者養成、留学生の受入れ態勢等の問題について協議した。

(10) 図書館特別委員会（松山委員長）

本特別委員会は、5月28日開催の委員会において、学術情報システムの進展状況および本年度の国立大学図書館関係予算について文部省情報図書館課担当官の説明を聴取して質疑応答を行い、ついで大学図書館の在り方について討議した。その際の論議の要旨は次のとおりである。

1) 学術情報システムについては予て懸案の学術情報システムとして、昨年、東京大学文献情報センターが全国共同利用施設として設置され、全国の大学等に所蔵されている図書及び雑誌の目録・所在情報の蓄積・検索サービスが実働化し、昭和60年4月から本稼働することになった。しかし、今後に残された課題も多く、また、学術情報センターの他のひとつの機能である各学問分野の情報検索サービスについてはまだ実働化の見通しも得られていないので、引き続き関係者の努力に期待したい。

2) 文献情報センターの稼働が大学図書館に与えるインパクトはきわめて大きいのが、各大学図書館がその規模、運営の実情等に応じて適切に対応しなければ、文献情報システムの機能が発揮できないので、今後の対応策の設定に資するための情報の提供、関係職員の研修等について早急かつ十分な措置が必要である。

なお、このことについては、5月30日に国立大学図書館の事務部長会議が、5月15日、16日

には国立大学図書館協議会総会がそれぞれ開催され課題となった。

3) 図書館関係予算については、文献情報センターの新設のほか、人文・社会科学系外国雑誌購入費の新規計上等見るべきものがあるが、教育、研究における文献情報の重要性にかんがみ予算措置に対してより一層の配慮が必要である。

4) 大学図書館は文献情報、情報処理技術の進展等によって大きな変革期をむかえており、今後の大学図書館の整備充実については、図書館関係者だけでなく、大学の全域からの理解と協力が必要である。

——正午から午後1時30分まで昼食休憩——

(この間、中会議室において、理事会を開催。午後1時30分から総会再開。)

4. 当面する諸問題について

会長から、次のとおり発言があった。

ただいまから、特定のテーマのもとに長期にわたって集中的に検討を行っている第1常置委員会の「大学のあり方の検討小委員会」、教養課程に関する特別委員会および入試改善特別委員会の3委員会の関係者から、それぞれ現在に至るまでの審議経過の概要とその間に明らかにされてきた問題点について報告願ひ、それをもとに討議願ひたい。なお、現段階では、各委員会ともまだ最終結論を得たわけではないので、委員長等の私見も入るが、その点はご了承願ひたい。

ついで以上の3委員会から大略次のような報告があった。

(1) 第1常置委員会大学のあり方の検討小委員会
(藤巻小委員長)

大学のあり方の検討小委員会は、昭和58年1月以来、本年6月13日までに16回開催した。本小委員会は、親委員会である第1常置委員会にフィードバックしながら討論を進めている。検討の項目としては、①各学部の特異性、②一般教育のあり方、③大学の評価等の問題である。これらの問題は、互いにかみ合うので、前後しながら議論をすすめているので、いずれもまとまった結論には達していない。

大学のあり方問題を検討するには、各専門分野の問題点を拾うことが大切であるとの認識のもとに、問題点の整理から始めている。これについては、すべての分野をカバーするには至らなかったが、例えば経済学部での問題点としては、大講座制への移行は、学術的には新しい学際研究に対応することを容易にすることができる。また、関連講座の実験講座化の促進、学部の充実の問題、教育研究施設の活性化等の問題もある。国際交流に関しては、留学生の派遣、留学生の学位取得の問題等がある。

工学部では、新制大学の理念、学問の自由、高等教育の機会均等、一般教育と専門教育と職業教育の総合化の問題等がある。新制大学発足以来30年を経て、制度を見直す時期であること、特に工学は実学であり、実態に合わせた見直しが必要であり、さらに価値観の多様化に伴い新しい教育目標を掲げる必要があるということである。具体的には教育により重点をおくべきであるということであり、すべての教官が研究を行わなければならないというのは、不自然なのではないかということもある。また、大学の入学定員と社会の需要との関係、分配予算と特定予算を考えた場合、特定予算を増やす方が

よいのではないかという考え方、教官の兼業を奨励することもよい等の意見が出されている。

医学部においては、医療技術の問題、人間生活の倫理問題等があるが、医学部としては医師の養成と研究者の養成の二面性がある。

いずれにしても工学部で指摘されているような問題をたたき台にして教育問題を検討することになっているが、主な内容は、大学は人間形成を行う場であり、そのために学問論理、教育組織、教育と研究の関連性、大学と社会の関係、大学財政の問題等について検討することが必要である。

一般教育と専門教育の関係については、それぞれ一定の年限を設けることは困るし、工学系では例え専門教育4年を終了しても、それで一人前の技術者とはなりえず、学部はあくまでも基礎教育でしかない。そこでいきおい人間養成が主眼とならざるをえない。

医学の分野では、人間社会への奉仕の精神から医学を目指してもらいたいということである。要するに、一般教育は必要であり6・3制を前提にすると、どうしても教養課程は必要である。さらに一般教育は今日の大学を特徴づけるものであるが、共通科目、専門基礎教育、人間形成の三要素があると考えられる。「教養」を三つのカテゴリーに分けると①大学卒業者が普遍的にもっているもの、②専門家として当然もっていなければならないもの、③専門に密接に関係してもっていなければならないものに分類されるが、現状は人間形成上のものと専門教育が混在している。

以上のことから、一般教育は高校での繰り返しであってはならず、例え高校でやった科目であっても深く追及する必要がある。したがって、これに年限を設けることは問題があり、専

専門教育の中でも一般教育を行うことが必要である。現行の一般教育には長所もあるが、短所もあるので、専門教育と一般教育の相互利用をもっと考えるべきである。従来は、もっぱら教養部の格差是正という問題に目が向けられてきたきらいがあり、その面から、大学を一般教育化せよという意見もある一方、一般教育廃止論もあったが、現在では、一般教育廃止論は数少なくなった。しかし、いずれにしても今後、学部・学科のあり方を見直すことが必要であり、その場合、大学の活性化を考えることが大切である。

大学の評価の方式には、教官の評価と大学の評価がある。教官の評価の中には、卒業生、学生の評価と、論文の作成数、対社会の貢献度、社会的発言等があるが、これらをどのように評価するかの問題がある。いずれにしても教官の自己反省から始まらなければならない。その評価については、大学が自発的に行うことが必要であり、それによって大学の活性化を図る必要があるだろう。評価を通して大学を格上げしなければならないと考えている。

以上の報告に対して、一般教育に占める語学教育の問題、大学の協力関係の問題、人間性の問題と科学技術の進歩の関係、自然科学と人文・社会科学の調和と融合の問題等について意見の交換が行われた。

(2) 教養課程に関する特別委員会(久保委員)

教養課程に関する特別委員会は、本特別委員会のメンバー校の卒業生に対して「大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート調査」を行ったので、その結果を中間報告したい。

この中間報告の前文にもあるように、大学教育の柱の一つである一般教育が空洞化されてい

るということもあって調査研究を行ってきた。

このアンケートは、38年と53年の卒業生を対象として13大学の卒業生に行ったが、60%の回答が得られた。

設問Ⅰの「教養課程で得た最大のものは何か」との問に対しては、「入門的概論的知識の修得」と答えたものが最も高く、「社会人となるための人間性」と答えたものは53年の卒業生で極端に減っている。また、「身についたものはほとんどない」と回答した者も17%で、特に53年卒業生の評価が低い。

次に「一般教育科目単位の一部を他の教育科目にふりかえること」については、全体的には30%が「振替枠をさらに拡大の方向」に賛成であるが、反対も25%ある。さらに振替え反対を自然系の新旧別にみると、38年卒の40%に対し53年卒は23%となっており、人文・社会系では38年卒、53年卒ともに「拡大の方向」が高い。

「大学における一般教育不要論」については、これが全体としては支持されていないが、「理念と現実の乖離がある」に賛成する意見が22%、「一般教育・専門教育は本来区別し難い」に賛成する意見が21%あり、ともに同項目への反対の%を上回っている。また、「情報伝達の発達により大学での一般教育不要」及び「一般教育は高校で十分である」については、前者では38年卒の31%に対し53年卒が19%、後者については38年卒の27%に対し53年卒が38%となっているのには、それなりの理由があると考えられる。

設問Ⅱの「総合科目を組み入れた一般教育体系」については、圧倒的な支持を受けたが、設問の設定にやや適切を欠いた点があったと思われる。

設問Ⅲの「理科系の自然分野一般教育の実質

に対する意識、評価」については、専門的基礎教育の傾向が深まっているが、役にたたなかったと回答した者も53年卒業生に多い。一方、「専門にかかわらない一般教育と意識していた」については、53年卒業生が減少している。この設問については、自然系の38年と53年の卒業生との意識には、格段の差がみられる。「理科室自然科学を制度上の基礎教科目に位置づけること」については、「一般教育のままとしながら、専門教育との連繫に十分留意」すべしとする意見が最高の38%を示した。また、「文系一般教育の中に専門基礎の要素があるか」という設問に対しては、「ある程度存在するが、制度的分離は不要」とする意見が57%と圧倒的に高かった。

設問Ⅳの「外国語の学力（能力）を最も身につけた過程」については、「高校と大学の受験勉強」が46%と最も高く、53年卒業生の方がこの傾向が高くなっている。また、「英語教育は講読中心であるべきか、実用訓練中心であるべきか」の設問に対しては、実用訓練を要望する批判が強いが、講読そのものを否定はしていないという立場を取っている者は相当多い。

設問Ⅴの「保健体育の評価」は、38年卒業生の否定寄りから53年卒業生の相半ばに向上していることは、体育設備の充実・指導内容の改善と相俟っていると思われる。ただし、体育講義に対する評価は否定寄りが70%と肯定寄り（20%）を大きく上回っている。

設問Ⅵの「高校新課程への大学の対応、特に一般教育と専門教育の今後について」に関しては、「両者の連繫の強化」と「専門教育の量を縮小して質を充実」が高い比率を示している。

以上の結果をふまえて委員会で議論したところ、理念と現実の乖離の中で多少の混乱があ

る、また一般教育は大学教育の中で重要な要素を占めていることや一般教育が教養課程のすべてでない等について、卒業生が十分認識していない面があるのではないかとのことであった。また、理科室において一般教育を大切にせよという意見が多かったが、これは理科室では物理学や数学を一般教育に含めていないようであり、専門基礎科目がこれに入っているためのようである。このアンケートで、一般教育において入門、概論的知識を得たという中には、そのへんの混同もあるようである。

現在は、一般教育36単位中12単位を専門基礎科目に振替えることができるが、人文・社会系卒業生にこれの張替えに希望が多いことは一般教育と専門教育の連繫に問題を投げかけるものである。かりに一般教育を24単位とすると、新制大学の理念である一般教育と専門教育という二本の柱が崩れるのではないかと思う。これは一般教育が理念どおりに行われていないことの証左でもあり、これを進めると教育組織まで考え直さなければならなくなる。これは一般教育の理念が30年もたな上げにされて教養課程の教育が行われてきたからで、見直しの時期にきていると思うが、30年間続いた実績を無視するわけにはいかない。一方で、専門的基礎を一般教育に含ませることは好ましくないと思われるし、一般教育と専門教育の連繫は、直結した縦の連続と必ずしも考えなくてよいと思う。

なお、新しい卒業生と古い卒業生の間に一般教育に対する評価に差があるが、これは社会的経験の差であるとも考えられる。しかし、それがすべてではないと思う。社会構造の変化や社会変革も重要な要素であると考えられる。

以上の報告に対し、一般教育と専門教育を前

期・後期に分けないで実施することのメリット・デメリット、社会の変化に伴う教育態勢、教養課程のあり方等について意見の交換が行われた。

(3) 入試改善特別委員会（松田委員長）

本特別委員会が今日まで検討してきた項目は、①共通第1次学力試験の実施目的・理念、②共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目、③共通第1次学力試験の結果の利用方法、④大学ごとの第2次試験の受験機会の複数化（第2次試験期日、定員留保による第二次募集の拡大）、⑤共通第1次学力試験の実施期日・実施方法、⑥その他の改善事項である。

これらの問題については、今後各大学で検討してもらい事項も含んでいるので、あらかじめ検討おき願いたい。そのための基礎資料は、今後各大学にお送りする。そして11月の総会後にアンケートをお願いしたいので、それまで各大学で一応の見解を出してもらえよう、体制を整えておいていただきたい。ここで一応といったのは、高校側との話し合いの手続き等が残っているためである。

国立大学の入学者選抜については、共通第1次学力試験と、各大学が行う2次試験と高校の調査書の結果をみて行うべきであるという前提がある。昭和44年以来、本協会が大学入試の改善について慎重に検討を続け、51年11月の総会で共通第1次学力試験が入試の改善に資するというので54年度よりこれを実施する方針が決定された。これの実施によって従来の難問、奇問がなくなり、Ⅱ期校の問題も解消されたが、一方において、受験生のいわゆる“輪切り”現象や、5教科7科目受験の負担過重による受験生の私立大学への流出現象が起こった。そこ

で、本特別委員会は、入試方法の一層の改善のために検討しているものである。

1) 共通第1次学力試験の実施目的・理念については、現行制度に捉われない立場からその廃止も含めて検討したが、より以上の代替案が見出せない現在、現行のものの一層の改善を図るということにせざるを得ない。そこで、共通第1次学力試験は、これまで高校における一般的・基礎的な学習の達成度をみる」ものとされていたが、57年度から高校のカリキュラムが改訂されたことにも関連して「大学教育を受けるにふさわしい学力をみる」ものというように定義づけてはどうかということになった。しかし共通第1次学力試験は、多量の答案を一時に処理するため、マークシート方式をとらざるを得ないので、これを補うために各大学が行う2次試験に一層の工夫を加えていただきたい。

2) 共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目については、現在5教科7科目であるが、これが一般に高い支持率を得ている。ただ、1次試験に加えて各大学が行う2次試験の出題科目が増大する傾向にあるため、受験生が負担過重であるという問題が起こっている。しかし、教科・科目数を削減しても受験生に余裕が生ずる訳ではないし、高校教育に及ぼす影響は、質・量ともに悪くなる。そこで現実には、以下のような案が考えられる。

○ 5教科6科目案：これは文科系は理科を1科目とし、理科系は社会を1科目とすることであるが、これは高校教育にややかたよりが出ること。2次試験の科目増を招くこと。文科系、理科系の区分の困難な学部があること。事務処理が煩雑になること等デメリットもある。

○ 5教科5科目案：これは国語、数学、外国

語のほかに社会と理科を1科目だけ選択させる案である。この場合、「現代社会」は人と社会のかかわりをいろいろな角度からみるという内容のものであるので、入試問題にはなじまない。同様に「理科I」も入試問題に向かないので除外したい。5教科5科目にすると、受験生の負担は軽くなるが、問題の難易度によって有利・不利の差が出る。

- 3教科3科目：この場合には各教科の出題レベルは非常に高くなる。
- ア・ラ・カルト方式：これは本来受験生が選択するものであるが、この場合は大学・学部ごとに試験教科・科目を指定する方式である。この方式では、2次試験の志望変更が極限されることになり、また共通試験とはいえないことも考えられるし、入試センターの処理が難しくなり、同時に事務が非常に煩雑になるということがある。元来、共通第1次学力試験と、各大学が行う2次試験とは、目的、観点、方法が違うことを考えるとこれはあまり好ましい方法とはいえないかもしれない。メリットは、大学・学部の適性、能力に応じて学生がとれることと、いわゆる「輪切り」がめだたなくなること、一芸に秀でた者を入れることができる等がある。一方、デメリットとしては、高校教育をゆがめること、基礎学力の不十分な者が入学する可能性のあることなどである。

3) 共通第1次学力試験の結果の利用方法については、単に足切りだけに用いるのであれば、特定の点数以上は満点とすることも考えられる。そうすればことさら高得点を取る必要はなくなる一方、2次試験のウエートが高くなる。共通第1次学力試験の段階化（いわゆる輪切り現象）がいわれているが、少なくとも一定

点以上を満点にすることによってこれが緩和されるであろう。しかしこの場合、得意、不得意科目の差が大きくなる。また、同点の者が多くなれば高校の調査書が重視されることにならざるを得ない。いずれにしても共通第1次学力試験を弾力化するためには、全教科・科目を受験しなければ失格であるという基準は廃止しなければならない。

4) 大学ごとの第2次試験の受験機会の複数化の問題については、まず試験期日の分散化が考えられる。受験生の側からは、国立大学を受験する機会が増えることになるが、入学辞退者の増加などの問題が生じよう。全国立大学をグループごとにおいて実施することも考えられるが、かつてのI期校、II期校のような問題が生じよう。

第二に、一定の定員を留保して二次募集を拡大することについては、短期間に選抜しなければならない困難が伴う。現在は国立大学の定員約8万人に対して二次募集で入る者は2千人足らずであり、良い学生が入ることが確認されているが、これを拡大することによって当該大学に希望しない者が入り、結果として中退者が増大することも考えられる。しかし、国立大学を受験する機会を増すことを考えると、二次募集の拡大は考慮の要があるであろう。

5) 共通第1次学力試験の実施期日、実施方法については、昭和60年度は1月26、27の両日に実施することとなった。61年度以降については、高校側から2月上旬の要望もあるが、私立大学の入試時期と重なる可能性があることなどを考慮すると、相当抜本的な検討が必要となる。

6) その他の改善策としては、各大学ごとに2次試験の見直し、帰国子女、社会人の入試や

9月入学の問題等がある。

以上を要約して、次の3項目について各大学で秋の総会までに検討され、ご意見をまとめておいていただきたい。

- ④試験教科・科目を削減することの是非。
- ⑤いわゆるア・ラ・カルト方式をとることの是非。
- ⑥自大学で二次募集を新設又は拡充することの可能性。

以上の報告に続いて藤井小樽商科大学長から、小樽商科大学および他大学（山口大学、滋賀大学、徳島大学）における二次募集の結果について、大略次のような説明があった。

かつて国立大学は、Ⅰ期校、Ⅱ期校にわかれており、それぞれ特色のある学生が来ていたが、昭和40年代になるとⅡ期校の志願者が減ってきた。共通第1次試験発足後は、受験生の中間部分が私立大学に流れる傾向となったため、本学の場合385名の定員のうち135名を留保して二次募集をしたところこれが成功した。これは

他の二次募集をしている大学とちょっと違うところであるが、二次募集で入学した学生の満足度は高い。成績については、非常に優秀な者と劣る者との両極端があり、中間が少ない。私としては、各大学が入試期日を適当に決め、しかも国立大学としては数回受験の機会がある方法がよいと思う。

ついで会長から、入試制度についてさきに入試改善特別委員会から提案された各大学における検討事項は、本総会の「了解事項」として各大学に検討をお願いしたいので、あらかじめ十分ご検討おき願いたい、との発言があり、了承された。

以上の報告ののち、ア・ラ・カルト方式、推薦入学の手続きと共通第1次学力試験の関係、二次募集を行うことの利点・欠点等について意見の交換が行われた。

以上をもって当面する諸問題についての報告、意見の交換を終り、本日の日程を終了した。

第74回 総 会〔第2日目〕

日 時 昭和59年6月20日 13:30~17:00
場 所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

初めに会長から沢田副会長に司会をお願いしたい旨述べられ、ついで沢田副会長より、本日の議事の順序について次のように述べられた。

本日は先ず、午前中開催の各常置委員会の審議状況について各委員長よりご報告を願ひ、それに続いて各地区学長会議の報告を各当番大学学長より願ひし、そのあとに本日に繰り越された第4常置委員会および第6常置委員会の報告を伺ひ、最後に自由討議を行うことにいたし

たい。

1. 各常置委員会委員長報告と協議

(1) 第1常置委員会（山村委員長）

1) 国立大学の授業料について

第6常置委員会から検討方の要請のあった国立大学の授業料の問題については、今後2~3回委員会を開催して検討し、本年秋には結論を出したいが、今までに検討された内容は、おお

むね次のとおりである。

- ① 今日の日本の経済状態から考えて、国立大学の授業料の無償化ということは無理であり、応分の負担は止むを得ないであろう。
- ② 国立大学の授業料の妥当な絶対額を設定するというは、何を根拠とするかという点で非常に難しい。
- ③ 経済情勢の変化、物価の変動に伴う授業料の改定は止むを得ないであろう。
- ④ 学部間の授業料に格差を設けるという受益者負担的な考えは、教育の機会均等の見地から反対である。
- ⑤ 授業料は、教育の機会均等の点から、国立大学の授業料は出来るだけ低廉にすべきであるが、現実には国立大学入学者と私立大学入学者の家庭の経済状態に大きな差はなく、また教育による最大の受益者は国と社会であるとしても、社会への貢献において国立大学の学生と私立大学の学生とに画然とした区別は設けにくいので、この論点からの国立大学授業料の抑制の主張は余り説得力がない。
- ⑥ しかし、私立大学の授業料との比較で国立大学の授業料の額を査定しようという考え方は、国立大学と私立大学との特に研究面における格差の存在や、私立大学は多種多様であって均質でない事情等からして、当を得た処置とは思われない。
- ⑦ 授業料が増額された場合は、その値上げによる増収分は、大学に有効かつ適切に還元されるべきである。

2) 大学の評価について

「大学のあり方」について検討中の小委員会で、目下取り上げられている「大学の評価」の

問題について検討した。この大学の評価ということについては、従来のようなネガティブな受取り方でなく、ポジティブに受け止めて前向きな評価を考えるべきであるということである。それで、教官の評価については単に発表論文の数を上げるといったことではなく、教育という側面からの評価等も考えて多面的な評価をし、更には、自己評価をも促進することによって、人事交流とか、大学の改善に繋がるような評価の有効利用を考えるべきであるということである。

以上の報告に関し、次のような意見が交された。

- 授業料問題については、諸外国の例との比較も必要ではないか。また、授業料が値上げされた場合の見返りとしてはどのようなことを考えているのか。
- アメリカ合衆国やヨーロッパ諸国における高等教育への投資額を比較すべきではないかという意見もあったが、国情がそれぞれ異なっており、正確な比較は難しい。また、授業料の値上げをするならば、育英資金や研究者養成に対する予算をもっと増額すべきである、という意見があった。

(2) 第2常置委員会(丸井委員)

猪委員長が欠席のため代ってご報告する。昨日の委員会では次の3点について協議した。

- 1) 昭和60年度の共通第1次学力試験の実施期日は、1月末に繰り下げられたが、昭和61年度以降については、今後の検討課題となっている。これについては高等学校側との意見調整を行って、秋の総会までには、結論を出したいと思っている。

2) 共通第1次学力試験の成績に対する「傾斜配点」を行う大学が増えてきているが、最近ある大学から、ある教科の成績を零点として扱ってよいかという問い合わせがあった。これについて猪委員長と入試センターとも協議したが、現段階では、望ましくないということなので、その旨回答した。現在は5教科7科目の全部を受験しないと失格となるが、もし上述のようにある教科を零点として扱うということになると、その教科を受験しないという事態が生ずる虞れがある。

3) 昨日の総会で、入試改善問題に関する3項目についての検討を各大学で行うことが了解されたが、これの検討のための基本資料は入試改善特別委員会の方で作成し、各大学へ配付することになっている。これについて、本委員会では、その資料作成に当たり、共通第1次学力試験の理念・目的を明確にしてほしい旨同特別委員会に要望することにした。

なお、配付資料11「昭和60年度共通第1次学力試験の実施について(案)」について、昨日はその中の試験実施期日の繰り下げについてご説明したが、それと同時に試験時刻と試験教科の割り振りも次のように変更になったので、この点についてもご了承を得たい。(承認)

① 試験開始時刻を両日共10時にし、また第1日目に国語、数学、外国語を行い、第2日目に社会、理科を行うようにした。このように変更した理由は、1月26、27日頃は、降雪の心配が多いため、もし、雪のため試験開始時刻を繰り下げるとなると、支障を生じないように配慮し、なるべく再試験を避けたいということである。

② なお、「身体に障害のある者等に対する試験実施上の配慮等」に関して、「出願締切後

の不慮の事故等による負傷者で、特別の受験措置等を希望する者に対しては、身体に障害のある者に対する措置に準じた措置を行うこととする」との1項を加えた。

以上の説明に関連して、大学入試センター肥田野副所長から次のとおり説明があった。

本日の総会において承認された以上の事項については、入試センター所長から各大学に通知することとなる。なお、関連して次の点についてご了承を得たい。

① 成績提供科目の成績通知は、昭和60年度については、旧教育課程による既卒者と新教育課程による新卒者とを分けずに一本化して通知することとした。ただし、旧教育課程にのみ該当する「数学一般」と「基礎理科」については、その他の科目とは別途これらのみで通知する。

② 例年発行している「国公立大学ガイドブック」の昭和60年度版を出版したいので、その原稿を7月14日までにご提出願いたい。

(3) 第3常置委員会(世良委員長)

昨日もご報告したように、本委員会においては、目下「無気力」学生にどう対処するか、という問題について検討しているが、これについて本日の委員会では岩手大学、大阪大学における事例を基に検討を行った。これらの結果を基に今後さらに検討を続け、無気力学生対策をまとめたいと考えている。

ついで、次のような意見が交された。

- 「無気力学生」というのは、病的に無気力な者と病的ではないが無気力である者の両方を指すのか。
- 病的であるという者は、非常に少ないよう

である。いわば、「半健康」(病気でないが異常な要素を持っている)とでもいうべき者が大部分である。

- 全国大学保健管理協会における報告によれば、保健管理センターでは、サービス面と研究面をどのように調整したらよいか、ということが問題となっている。また、同協会のレポートによると、センターに相談にくる学生は、病気の者よりも心理的不適応者が多いとのことである。
- 本委員会(第3常置委員会)では、精神的な半健康状態の学生の対策に重点を置いて検討している。
- 「学習不適応症」と呼ばれるようなものが実際に存在するのであろうか。医学者の立場からは安易にそのような命名をすることには賛成できない。

(4) 第5常置委員会(鈴木委員長)

本日開催の委員会の審議に関し、次の4点についてご報告する。

1) 外国大学長の招致については、本年はイギリスから招致することとし、現在、文部省、外務省を通じて人選、日程等について照会中である。

この外国学長招致事業は昭和49年度から発足し(正式には51年度から)、以来、西ドイツ、フランス、タイ、フィリピン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、メキシコ、ニュージーランドの学長を招致してきたが、この招致国の選定には格別の原則はなく、その都度委員会で協議し、決定している。来年度の招致国については検討を始めているが、本年秋の総会までに決定したいと考えている。

また、外国学長の来日については国際交流基

金、日本学術振興会等の招へいによるものがあるが、それらの学長が来日する機会には、国立大学協会にも連絡して貰い、できるだけコンタクトを図り、国際交流を深めてゆきたいと考える。

2) 留学生問題については、その受入れ数、日本語教育、宿舎等の問題があり、また、各大学の受入れ数、選考方法等も多種多様であるので、今後の留学生問題の対策を検討する場合、各大学が当面している課題についての資料があれば役立つので、各大学で調査をしていただければ幸いである。なお、旧七大学合同によるこの問題に関する調査が今月末頃に行われ、その結果が来春頃までにまとまるとのことである。

3) 昨日ご報告したアメリカ州立大学との交流のことに関し、訂正とお詫びを申し上げたい。アメリカ州立大学の団体には2種類あるが、その一方のみに注目していたため不正確な報告をしたのでここで訂正をいたしたい。昨日申し上げたのは、アメリカン・アソシエーション・オブ・ステーツ・カレッジ・アンド・ユニバーシティーズという団体のことであるが、ところが、アメリカにはもう1つ、ナショナル・アソシエーション・オブ・ステーツ・ユニバーシティーズ・アンド・ランド・グランツ・カレッジというのがある。これの方が有力大学が参加している。それで、前者のAASCUには、それほど有力な大学が加わっていないことが判明したので、本協会としては後者のNASU LGCの方にむしろ声をかけて、交流をしてはどうか、ということになった。

ただ、これとの交流を図るには、国大協の予算ないしは文部省に対する予算要求ということも当然出てくるので、そういう前提が、ある程度満たされた段階において、声をかけてみては

どうか、ということになった。以上、昨日の報告を訂正し、お詫び申し上げる次第である。

4) 国内の学術交流に関することであるが、修士課程のみを置く大学院を修了した留学生が、他大学の博士課程に進学しようとする場合には非常な苦勞があるので、博士課程を置く大学においては、これの受入れについて途を開くようご配慮をお願いしたい。

以上の報告に関し、次のような意見が交された。

- 修士課程だけの大学院にいる留学生が博士課程のある他の大学に進学できるよう途を開いてほしいとのことだが、具体的にはどういうことか。
- 博士課程まで進みたいという留学生を修士課程のみで帰国させるのは忍びないので、博士課程を受験するときに何らかの配慮を願いたい、ということである。
- 地方にある大学も留学生を受入れたいが、希望者も少なく、どうしても都市部にある大学に希望が殺到する。その理由の一つは地方大学には博士課程大学院がないことが挙げられる。
- 21世紀への留学生政策は、どのようなものとなるのか。
- 文部省の「留学生問題に関する研究協力者会議」の最終案が6月29日に出される予定であるが、その主な内容は次のとおりである。
 - ① 留学生の受入れ数を10万人台にするということであるが、これは西歴2000年までを前期と後期に分け、1984年から1991年までを前期として、施設整備、条件整備をし、1992年から2000年までを後期として、最終的に10万人までに増加させようとするものである。
 - ② 留学生の宿舎については、私立大学との関係もあり、国立大学だけを整備するというわけにもいかないようである。また、日本人学生と同じ宿舎とするのか、住宅都市整備公団や民間資本に依存するのか、等の問題もある。
 - ③ 日本語教育の問題については、入学前の予備教育と入学後の教育の問題がある。入学前の日本語教育については日本語教師をいかに養成するかが問題となるが、この場合、日本語教師の養成と日本語教師を指導する教師の養成という問題がある。何れの場合についても、現時点では十分でない。日本語教師養成について、そのカリキュラムは文部省において検討中であるが、免許状のような資格認定制度を設けることも必要であろう。
- 留学生の受入れについては宿舎、日本語教育、教室等の整備充実を図らなければならないが、一方、67年までに86,000人の臨時増募の問題もあり、それとの兼合いはどうか。
- その点は、今後煮詰めていく問題であるが、大学の受入れ体制が十分でないとかえて問題が生ずる。今後財政当局と交渉していくこととなる。
- 中国政府派遣留学生が大学院進学のため国費留学生になりたいと希望しているが難しいとのことである。これのよい解決方法はないか。
- 中国政府派遣留学生は、現在、国、公、私立合わせて2,000名いるが、中国教育部は、今後は学部学生よりも大学院学生の派遣に重点を置く方針ということなので、中国政府派

遺留学生の大学院進学の問題はなくなると思われる。

2. 各地区国立大学学長会議の状況報告

(1) 北海道地区（藤井小樽商科大学長）

5月31日、6月1日の2日間小樽商科大学で開催し、次の事項について協議した。

- 北海道大学文献情報センターを中心とした道内ネット・ワークの問題について
- 国立大学学生の臨時増募について（情報交換）
- 北海道地区学長会議の運営について（定例は年1回とし、その他必要に応じて随時開催することについて）

以上のほか、北海道大学の放送講座について報告があった。

(2) 東北地区（石田東北大学長）

5月25日に仙台で開催し、次の事項について協議した。

- 学生の臨時増募について（情報交換）
- 教養課程の活性化について（大学基準協会報告を中心に）

(3) 関東地区（天野東京水産大学長）

秋に開催する予定である。

(4) 中部地区（武藤名古屋工業大学長）

従来年2回開催していたが、年1回に変更することになり、今年は秋に開催することになっている。

(5) 近畿地区（沢田京都大学長）

6月1日に京都で開催し、次の事項について協議した。

- 学生の臨時増募について
この件については、国立大学協会として、臨時増募に対する人的・物的条件整備を文部省、財政当局に強く要望してゆきたい。

- 定年制の施行に伴う退職者の不補充問題について

定年制実施に伴う退職者の不補充措置（閣議決定）は、国立大学にとって由々しき問題なので、国立大学協会として、関係方面に強く要望してゆきたい。

- (6) 中国・四国地区（大藤岡山大学長、関田高知大学長）

①関田高知大学長報告

昨年12月8日に開催し、次の事項について協議した。

- 技能・労務職員の不補充について

昭和58年5月の閣議決定による技能・労務職員の不補充については、国立大学協会として文部省に申し入れることを要望し、既に配付資料15のとおり、国立大学協会会長から文部大臣あて要望書を提出済みである。

- 当面する諸問題について

国立大学の共同利用研究に関する委員会において今後検討すべき事項及び定年制の施行に伴う退職者の不補充問題について協議した。

- 非常勤講師の配分について

学部間の不均衡問題、附属学校の枠が学部枠に食い込む問題等について協議した。

②大藤岡山大学長報告

5月10日、11日に開催し、次の事項について協議した。

- 国際交流の推進について

国際交流部長、専任の主任の教官を置くこと及び国際交流のための基金の考え方等について協議した。

- 学生の臨時増募について

- 医学部定員の見直しについて（情報交換）

○ 教養課程のあり方について

(7) 九州地区（石神鹿児島大学長）

九州地区学長会議は、今年度から年1回開催することとなり、去る5月15、16日に開催し、次の事項について協議した。

○ 共通第1次学力試験の試験場の新設について

奄美大島の受験生は、鹿児島で試験をするには、4泊5日を要し、受験生にとって、負担が大きい。天候不良の際の海上交通の心配もあるため、「試験場は大学所在の都、市・町・村以外に設置を認めない」との原則の例外として、奄美大島に試験場を新設することを要望することにした。なお、この件は、既に国大協理事会において承認されている。

○ 研究者の養成確保について

特に若手研究者問題、オーバー・ドクターの問題について学術審議会の中間報告を基に協議した。

○ 入試改善について

共通第1次学力試験の傾斜配点、科目選択、一般教育との関係等について協議した。

○ 臨時増募について

3. 各常置委員会委員長報告と協議

総会の審議日程の都合で本日に繰り延べた第4常置委員会と第6常置委員会の報告を行った。

(5) 第4常置委員会（諸星委員長）

1) 研究専念休暇（サバティカル・イヤー）について

このサバティカル・イヤー新設の問題については、既に5年前に総会に提案したが、その際

は保留となった。しかし、国際性も高まり、米英の諸大学、日本でも私立大学等でこの制度を取り入れているので、国立大学でもこの制度の確立を推進してはどうかということになった。この件については、これに関する内外の資料を集めて検討のうえ、秋の総会に正式に提案したいと考えている。

2) 研究技術専門官制度について

人事院は目下国家公務員制度の見直しの作業を進めており、その改善策の一環として「専門技術職俸給表（仮称）の新設」が提起されている。これは本協会が予てからその実現を要望してきた「研究技術専門官制度の新設」に応える意図を含むものであるが、両者の構想にはかなりの径庭がみられ、例えば、行政職の俸給表の適用を受ける者は、全部がこの制度に繰り入れられるということにはならないようである。本委員会としては大学職員の待遇改善の一環として、この制度の完全実施に向けてさらに努力を続けてゆきたいと考えている。

3) 国立大学教官の待遇改善について

国立大学教官の賃金水準は、教育研究の業務を保障するにふさわしいものとなっておらず、特に助手の給与水準は高校教諭を下回っている状況にある。それで、これらの実態についてさらに調査してこれの改善案を秋の総会に提案したいと考えている。

ついで、諸星委員長より、配付資料20「第74回総会各委員会委員長報告」の第4常置委員会の部分の朗読があり、また、事務局より配付資料12「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び配付資料13「人事院勧告の取扱いに関する要望書」の朗読があり、同委員会提案の両要望書が原案どおり承認された。なお、後者の要望書の提出時期及び表現の若干の手直しにつ

いては、会長に一任された。

なお、以上の報告に関して次のような意見が
交わされた。

- 助手の待遇改善については、高齢の助手を
3等級に格付けすることも含まれているの
か。
- この要望書には含まれていないが、今後小
委員会で検討し、秋までにはその問題も含め
て提案したい。
- 「研究専念休暇」という表現については、
実際は研究に従事しており「休暇」ではない
ので、この表現についてはさらに検討してほ
しい。

(6) 第6常置委員会（有江委員長）

配付資料14「国立大学の授業料の改訂につい
て（要望）」及び配付資料15『「国家公務員定員
管理」』についての要望書は、既に関係方面へ
提出済みである。

1) 国立大学授業料の改定について

国立大学授業料の値上げの反論については、
国立大学の使命・役割が明確に出来ない限り、
従来の論旨の域を超えることはできないので、
従前の考え方の範囲でまとめて関係方面へ要望
書を提出した。これが配付資料14である。この
問題に関しては、第1常置委員会とも連繫をと
りながら、さらに検討を続け、秋の総会まで
にはまとめて報告したい。

2) 人文・社会系教官研究費について

人文・社会系教官研究費については、文部省
関係官と折衝の結果、新規事項として人文・社
会系の外国雑誌購入費が認められたが、全体で
2千数百万円という額になりそうである。な
お、これの配分方法については未決定である。

3) 技能・労務職員等の採用抑制について
技能・労務職員等の採用抑制措置 対して
は、配付資料15のとおり、既に関係方面に要望
書を提出している。

4) 大学院予算について

大学院問題特別委員会小委員会から依頼され
た「学部と大学院の予算を分離することによ
り、大学院を予算面、施設面共に充実させ得る
かどうか」という問題について検討した。その
結果、次のような見解がまとまったので、これ
を同小委員会に回答した。

① 大学院予算を学部予算から分離独立させ
ると、講座研究費が講座単位から人当とな
るなど不利な面があるので、むしろ単価の
拡充改訂を考える方がよい。

② 建物基準面積・設備基準についても学部
から切り離すのではなく、大学院の特殊事情
を強調してその見直しを要求した方がよ
い。

5) 昭和60年3月定年退職者の後補充抑制に ついて

この定年制度実施に伴う退職者の後補充抑制
措置は、この退職者の割合が特に多い国立大学
には重大な影響を及ぼすので、配付資料『「定
年制度導入に伴う定員管理上の措置」』につい
ての要望書（案）を取りまとめ、関係方面に提
出することとした。また、沢田副会長、諸星第
4常置委員長とともに行政管理庁、文部省を訪
問して担当官と面談し、国立大学の実情を説明
し善処方を要望した。

以上の説明ののち「要望書（案）」の朗読が
あり、本要望書の提出については承認され、そ
の提出時期については会長に一任された。

続いて、本日午前中に開催した委員会の審議

状況について、次のとおり報告があった。

- 国立大学の授業料に関しては、できるだけ早く成案を作成して、各大学のご意見を伺いたい。
- 国立学校特別会計制度の当初の妙味が薄れてきているので、これの見直しについて検討してゆきたい。
- 若手研究者の活性化については、第4常置委員会とも協力し合いながら検討してゆきたい。
- OD問題は大学院問題特別委員会で検討しているが、本委員会としてもこれをサポートしたい。
- 定員削減については、これ以上の削減が行われれば教育・事務両面に支障が出てくるので、これの対処について今後も検討してゆきたい。
- 施設の基準面積も現時点の状況とは、ずれが生じているので検討してゆきたい。

以上の報告に関して、次のような意見が交わされた。

- 国立学校特別会計制度の見直しは非常に重

要な問題であるが、これについてどのような方向で見直しを進めようとするのか。一般会計からの繰り入れ率を元にもどそうとするのか、あるいは、新たな財源を確保しようとするのか、はたまたその運用を変えようとするのか。何らかの方向づけがあるならそれを伺いたい。

- どのような方向で検討していくかは、これから研究していくことにしたい。

4. その他

- 国立大学協会給与規程・旅費規程の改正について

これの改正趣旨について事務局から説明があり、原案どおり了承された。

- 会長より、次回の秋の総会は1日半の日程としたい旨諮られ、了承された。

以上をもって2日間に亘る総会の議事を終了し、最後に会長より、次回総回までに任期満了となる武藤名古屋工業大学長に謝辞が述べられ、閉会した。

第41回事務連絡会議

日時 昭和59年6月22日(金) 10:00~14:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学事務局長

(説明者) 大学入試センター木村管理部長

(事務連絡) 文部省佐藤研究機関課長、崎谷高等教育計画課課長補佐

石塚事務局長主宰のもとに開会。

議事に先立ち石塚事務局長より、人事異動により神山東京医科歯科大学事務局長が去る6月15日付で退官され、本日は同大学友崎庶務部長(事務局長事務取扱)が出席された旨紹介があ

った。

ついで、竹下事務局次長から配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告があった。

I 総会状況報告

1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第74回総会概況」および「第74回国立大学協会事業報告書」にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。（詳細は総会議事要録参照）

(1) 要望書の提出等について

- 1) 「勤労学生控除制度について（要望）」
- 2) 「教員養成制度並びに免許制度改正について（要望）」
- 3) 「国立大学の授業料の改定について（要望）」
- 4) 教育職員免許制度の改定に関する要望書
- 5) 「国家公務員定員管理について」の要望書
- 6) 定年制度導入に伴う定員管理上の措置に対する要請

(2) 大学入試問題についての国会での意見陳述について

(3) 懇談会の開催について

- 1) 森文部大臣との懇談について
- 2) 中曽根総理大臣との懇談について
- (4) 共通入試関係事項について
 - 1) 共通第1次学力試験の実施について
 - 2) 共通第1次学力試験受験地の新設について
- (5) 特別会計制度協議会について
- (6) 大学卒業予定者のたの就職事務に関する申合せについて
- (7) 日教組との会見について

2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙資料「第74回総会概況」および「第74回国立大学協会事業報告」にもとづき、総会における議事概要について次のように説明があった。

(1) 昭和58年度国立大学協会歳入歳出決算について

(2) 昭和59年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

以上の件について別紙「資料7」「資料8」に基づき事務局からの説明と、(1)の監査結果について福田監事から報告があり、いずれも総会で承認された。については以上の件につき事務連絡会議においてもご了承願いたい。(丁承)

(3) 各委員会の委員長報告と協議

総会第1日目に、前総会以後の各委員会の審議状況等について各委員長から報告があり(第4常置および第6常置は2日目)、総会2日目には、当日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について各委員長より報告があった。

なお、総会に提案された要望書(「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」「人事院勧告の取扱いに関する要望書」「定年制導入に伴う定員管理上の措置」についての要望書)はいずれも採択された。(詳細は総会議事要録参照)

(4) 当面する諸問題についての協議(関係3委員会からの検討課題についての審議状況報告と、それに関する討議)

総会1日目の午後に、特定のテーマの下に長期に亙り集中的な検討を行っている第1常置委員会「大学のあり方の検討小委員会」、教養課程に関する特別委員会および入試改善特別委員会の3委員会の関係者(藤巻小委員会委員長、久保委員、松田委員長)より、それぞれ現在に至るまでの審議経過の概要と、その間に明らかにされてきた問題点等について説明があったのち、それを基に討議が行われた。

(5) 各地区学長会議の状況報告

総会2日目の午後に、今総会に先立って開催された各地区の学長会議における審議の模様

ついて、それぞれ地区世話大学の学長より報告があった。

以上で第74回総会の全日程を終え、ついで午後5時より会長、両副会長、関係委員長等が出席し記者会見を行った。

以上をもって、事務局長からの総会関係事項についての報告を終わり、ついで昨日開催された文部省主催の学長会議の模様について概略次のような説明があった。

学長会議では初めに文部大臣の挨拶（事務次官代読）があり、ついで宮地大学局長、大崎学術国際局長、阿部管理局長の3局長よりそれぞれ所掌事項に関して説明があったのち、大学の当面する諸問題について種々意見交換が行われた。その内容は、奨学育英制度について、人事院勧告について、留学生政策について、大学院施設の基準面積について、等であり、それぞれ提案の学長より趣旨説明があり、これに対し文部省関係官から回答があり、意見交換が行われた。

II 大学入試センター連絡事項

木村大学入試センター管理部長より、共通1次試験に関する事項について次のような説明があった。

事務局長各位には平素共通入試の実施に関して種々ご尽力を賜わり、この機会を借りてお礼を申しあげたい。

初めに、昭和60年度共通第1次学力試験の実施要領について、今総会において了承された「昭和60年度共通第1次学力試験の実施について（案）」を基にご説明申しあげたい。

共通第1次学力試験の試験期日については、高等学校第3学年第3学期の授業に悪影響を及ぼさないという観点から、これの繰り下げが検

討された結果、昭和60年度については、従来1月中旬の土曜日・日曜日としていたのを1月末の土曜日・日曜日（1月26日及び27日）に繰り下げて実施されることになった。一方、全体的な試験日程上、各大学の出願受付期日については従来同様とせざるを得ず、従って共通第1次試験の試験日との間隔が狭まることになった。このため入試センターではこの期間内で膨大な数の答案を処理して、受験生が共通第1次試験の結果を自己採点して最終出願校を決める際の目安とする「共通第1次試験実施結果の概要等」を発表することが困難となった。それで、「実施結果の概要」に代わり一部の地域の受験者のデータを基に総得点および各科目別得点平均等を算出した「中間発表」を行うこととした。なお、この中間発表における各科目別得点平均の予測数値については、過去5回実施した共通1次試験結果のデータについて分析・調査したところ、それぞれ最終確定数値との誤差は僅かで、高い精度であることが認められた。

以上のように共通1次試験の実施期日を繰り下げたこと、共通1次試験実施結果の概要等の中間発表を行うことになったことにより、昭和60年度共通1次試験の基本的な実施日程については、以下のようになった。

- 実施要項発表 7月31日まで
- 受験案内配付 9月1日から
- 出願受付 11月1日（木）から10日（土）まで
- 受験票等送付 12月下旬まで
- 各大学の大学・学部等志望状況発表 1月上旬まで
- 共通1次試験の実施（本試験） 1月26日（土）・27日（日）
- 追（再）試験 原則として2月2日（土）

・3日(日)

- 実施結果の概要等の中間発表 2月8日(金)まで
- 実施結果の概要等の最終発表 2月16日(土)以降
- 共通1次試験を課さない推薦入学の結果発表 2月8日まで
- 各大学の願受付 2月9日~15日
- 共通1次試験の成績提供開始 2月15日(金)から
- 2段階選抜と共通1次試験を課す推薦入学の結果発表 2月26日まで
- 各大学の第2次試験実施 3月4日から
- 合格者発表 3月20日まで

なお、共通1次試験を課す推薦入学を実施されている大学・学部においては、共通1次試験の成績提供開始が従来より遅くなるため、第2次試験を実施するうえで窮屈な面もあると思われるので、この旨お申出をいただければ個別に事情をお伺いのうえ成績提供についてご希望に沿えるよう調整を図りたいと考えている。

次に、2「試験時刻」についてであるが、共通1次試験の実施期日を1月末としたことにより雪害の危険度がこれまでより高くなってきたため、交通機関等による受験生の移動の安全確保の観点から、試験時刻の開始時刻について、従来第1日目が正午、第2日目が午前9時からとなっていたのを、第1日目、第2日目ともに午前10時から実施することとなった。また、試験実施科目の順序についても、従来第1日目が「国語」と「理科」、第2日目が「社会」「数学」「外国語」となっていたのを、第1日目を「国語」「数学」「外国語」の3教科とし、第2日目を「社会」「理科」というように改正することとなった。

3の「試験場の指定」については、高等学校卒業生等の試験場については、従来出身高等学校の所在する地区内または現住所の試験地区内の試験場のいずれかによるとしていたものを、来年度より現住所の試験地区内の試験場に限定することとした。

4の「身体に障害のある者等に対する試験実施上の配慮等」については、(1)肢体不自由者に対する特別措置のうち、「文字による解答」を「チェックによる解答」方式に改めたこと、(2)志望大学との協議について、「遅くとも昭和59年10月15日(月)までに当該大学に連絡することが望ましい」旨を受験案内に明記すること、(3)出願締切後の不慮の事故等による負傷者で、特別の受験措置等を希望する者に対しては、身体に障害のある者に対する措置に準じた措置を行うこととした、ことである。

5の「実施結果の概要等の発表」については、前述したように、2月8日(金)までに中間発表を新たに行うことにした。

6「出題教科・科目等」については、新教育課程による教科・科目を出題するとともに、旧教育課程履修者に対しては、出題方法、科目選択について経過措置を講ずることとした。

7「国立大学ガイドブック」を引続き刊行するほか、広報活動の充実を図ることとした。

おおむね以上のような説明があり、これに対し若干質疑があり、大学入試センターからの事務連絡を終わった。

III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、おおむね以下のようにそれぞれ所管事項に関し説明があった。

佐藤研究機関課長

○大学附置研究所等のあり方について

本年2月に学術審議会より、学術研究体制の改善のための基本的施策について答申が提出されたが、その中で大学附置研究所等のあり方について言及している。学術審議会では、今後学術研究の一層の進展を図るためには、大学等においても現行の研究体制を厳しく見直し既存の研究諸条件の効率的活用について一層の改善・工夫を重ねることが望ましく、例えば、学術研究動向に即応して既存の研究組織の活性化を図るほか、より効率的な新組織への改組・再編成の促進、大型研究機器等の共同利用化の促進などが重要な課題であるとしている。そしてその際、大学附置研究所等については、新たな学術研究上の要請に対応するという観点から、大学・研究所自らが積極的にその見直しを行い、必要に応じ改組、転換等を図っていく必要がある、ことが指摘されている。

事務局長各位におかれては、以上の点を念頭におかれて、学内の研究所等について検討する際の参考にしていただきたい。

崎谷高等教育計画課課長補佐

○ 昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について

このたび、大学設置審議会大学設置計画分科会より、昭和61年度以降の高等教育の計画的整

備の在り方について、昨年10月大学設置計画分科会が取りまとめた中間報告に対する関係各方面の意見をも参考にして、その結果が「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について——報告——」として取りまとめられて公表された。

この最終報告については、基本的には中間報告で示された内容が維持されており、長期的な視点に立って今後の高等教育の基本的なあり方について①開かれた高等教育機関、②高等教育機関の国際化、③特色ある高等教育機関、という三つの視点から整備を図ってゆく必要があるとしている。そして、高等教育の量的整備のあり方について、18歳人口がピークに達する昭和67年度においても現状程度の進学率（58年度＝35.6%）を維持するという考え方に立って定員増の措置を図ってゆく必要があるが、68年度以降18歳人口が漸減してゆくことを考え合わせると、その定員増について恒常的定員増を図るほか、期間を限った定員増をも行って、これに対処することが妥当である、としている。

概略以上のような最終報告の全般的方向について説明があり、更に中間報告以後修正された点等について、配付資料をもとに説明があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

日時 昭和59年5月28日(月) 14:00~16:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 山村委員長

藤井, 黒田, 小菅, 鞠谷, 藤巻, 斎藤(代:中村),

北条, 八木, 飯島, 堯天, 桐柴, 檜, 添田, 福見,

中村, 石神各委員

下沢専門委員

第1常置委員会

山村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、大学のあり方の検討小委員会の審議の進捗状況についてご報告を伺ったうえこれの今後のすすめ方について協議いただくこととしたい。それから、過般開催された理事会において須甲教養課程に関する特別委員会委員長より、教養課程教育の問題に関して協議を行うため本委員会と合同会議を開催したい旨提起があったので、これについてお諮りしたい。それからもう一つは、有江第6常置委員会委員長より、国立大学の授業料は如何にあるべきか国立大学の使命・役割という観点から一度検討してほしい旨要請を受けているので、これについても後刻ご意見をいただきたいと考える。

以上のように述べられたのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 大学のあり方について(小委員会の経過報告と今後のすすめ方)

初めに「大学のあり方の検討小委員会」におけるこれまでの審議経過について、藤巻小委員長よりおおむね次のように報告があった。

小委員会は昨年1月11日初会合をもって以来今日まで15回に亘って、各エリアからみた研究教育上の問題点ということに視点を据えながら検討をすすめた。その審議内容を大きく分けると、「学部の特性」「一般教育のあり方」「大学

の評価」の3項目の柱が考えられる。これについて概略申し述べると、次のようである。

先ず「学部の特性」については、学部教育は文科系であっても自然科学系であっても高等基礎としての教育を行う場であるという認識では一致するが、自然科学系が一定の目標を掲げて教育が行われているのに対し、文科系の方は確とした目標を掲げての教育は行われていない。

それから、大学教育についてはライセンス型・非ライセンス型という区分の仕方もあるが、仮りにライセンス型であっても人間形成としての教育を考えるべきではないかということである。

また、学部教育について、一般教育課程と専門教育課程とで、それぞれ修業年限の枠を嵌めて一律4年間としていることには疑問がある。それから、人文・社会科学系の学問と自然科学系の学問とではアプローチの方法が異なるので、研究教育体制ということも含めて大学に多様性を取り込んでゆかないと組織上相互束縛になる虞れがあるという意見もあった。

以上のような議論を経て、教養教育についての論議に移った。

まず、学校教育体系の中で教養教育の役割は何かということが議論となり、これについては①すべての学生に共通の教養(何をもちてミニマムエッセンシャルとするかは措くとしても、高校教育課程の繰り返してないインテグレーション

①=教養Ⅰ型), ②普遍的教養(教養そのもののため=教養ⅡA型), ③専門学部との関係における教養(すべての専門に互る共通のもの, 専門に密接のもの=教養ⅡB型), の3つに分けられるのではないかということになった。そして, これを基にして一般教育について考えてみた場合, 一般教育の中身は, 「教養」(語学教育における文化面の教養習得のように生涯教育的な意味をもつもの), 「共通」(語学の語述面のように大学卒業生に共通する能力の養成), 「専門基礎」(専門分野の学習に必要な基礎的能力の養成)の三つの要素が混在しているということであった。

次に, この一般教育の方法については, たとえば①「哲学」や「心理学」などの高校教育にない学問分野の初歩を教育するというのと, ②「女性史」とか「作家論」といった特殊な問題を解きほぐしてみせる, といった二つのアプローチの仕方が考えられる。それから, 語学教育については, 一つはコミュニケーションの手段としての側面と, 外国文化を学ぶチャンネルという二つの側面があり, この二つがどのような位置づけとなるかは専門分野によって異なるようである。

次に, 一般教育体制の問題については, 広島大学総合科学部にみられる新学部方式や大阪大学・名古屋大学等にみられる新研究方式の導入の事例等を基に一般教育体制の改革の方途について論議し, また, 一般教育を大学教育から分離することについても話題に挙がった(これについては教養Ⅰをどこで担当するか——他学部か, 他大学か, あるいは放送大学か——という点で実現性に難があると思われる)。そして, 結論的には, 一般教育については専門教育を通して総合的に追求される方がよく, また, 人間

形成は一般教育の役割に限定されるべきでないという意見となった。このほか, 一般教育の修業年限については, 必ずしも現行の2年間という期間に囚われることなくこれを弾力化すべきである, そして, 教養課程と専門学部間の教官の相互乗入れを図るべきではないかという意見もあった。

以上のような「学部の特性」および「教養教育」の議論を通して問題とされた大学の自己変革あるいは活性化という観点から, 「大学の評価」についての検討を行うこととなった。そして, 慶伊富長編『大学評価の研究』(東大出版会)を手掛りにこれの検討をすすめてゆくこととなった。「大学の評価」については, 教官個々に対する評価と同時に, 組織体に対する評価とがあるが, いずれについてもこれまで避けられてきた問題である。しかし, 大学が自己変革し活性化してゆくためには, 大学を評価する何らかのシステムをつくることが有効であると思われる。それで, たとえば教官の教育に対する実績を評価するにはどのような基準が考えられるかということなどが若干議論された。評価の判定については大学人に当事者能力をもたせることが肝要と思われるが, それには一面, 大学設置基準の枠をゆるめることも考えられて然るべきであろう。しかし結局のところ, 大学の評価については, 教官の自己反省と自発性ということが不可欠であって, 評価を受けることによって教官が自己向上を目指すとともに, 大学全体として多様性と活性化に繋がることにならなければならない, ということがいえよう。

おおむね以上のように小委員会の審議状況について問題を3点に集約して説明があった。

ついで, 委員長の要請で, 堯天委員より過般

開催された理事会で当日公務の都合で欠席された委員長に代って行った本委員会の活動状況についての報告のあらましの説明と、その際、須甲教養課程に関する特別委員会委員長より教養課程教育の問題について本委員会と近く合同会議の機会を設けたい旨要請があったこと、また、有江第6常置委員会委員長より同委員会の審議に関連し、国立大学の授業料のあり方について本委員会の立場からの見解を示して貰いたい旨要請があったことの報告があった。

これについて委員長より、次のように述べられた。

只今ご報告いただいたうち、教養課程に関する特別委員会との合同会議の開催の件については、先方が急ぐようであれば別であるが、そうでなければ6月総会以後に須甲委員長と相談のうえ設定することとしたい。それから、有江第6常置委員会委員長より要請のあった「国立大学の授業料のあり方」についての件は、只今の小委員会の報告に基づいて大学のあり方についてご意見を伺ったあとで、ご意見をいただきたいと考える。

以上のように述べられたのち、おおむね次のような意見交換があった。

○ 大学のあり方の問題に関連することであるが、大学設置審議会大学基準分科会において大学教育の年限の弾力化・自由化ということが検討課題の一つとなっている。また、これと似た問題として大学第3年次編入制の拡大という問題があるが、いずれも一般教育とのかわりということが問題となつてこよう。この一般教育の問題は放送大学の普及ということと睨み合わせて考える必要があろう。

○ 大学の修業年限の弾力化については教養課程と専門学部を通じて考えられるべきであろう。それから、教養教育の問題について本小委員会として概ねコンセンサスに達していることとしては、①教養課程の修業年限については2年間の期間に囚れずこれを弾力化すべきではなからうか、②そして、大学の特性に応じて教養教育を多様化してもよいのではないか、③教養課程と専門学部間の教官の相互乗入れをすすめる、ことなどがある。

○ 修業年限の弾力化は結構であるが、弾力化を認めるにしても、これに対する何らかの歯止めは必要であろう。それは結局、「単位」の認定ということになるのではなからうか。

○ 専門教育の修業年限の弾力化について大学基準分科会が現段階でイメージとしてもっているのは、設置基準を一律としないで、3年乃至5年の幅の範囲内で各大学・学部の裁量で修業年限を決めて、それに従ってカリキュラムを編成するようにはどうかというものである。ただ、この修業年限と、飛び級、第3年次編入学等のこととは分けて考えるべき問題と考えられる。

それから、今の一般教育制度で不満に感じることとして、一般教育が人文・社会・自然の3つの領域のバランスをとって単位が決められていることである。この考え方を打破し、基準はなるべく最小限にとどめて各大学の自発性を阻害しないようにした方がよいと考える。

○ 修業年限について各大学・学部で全く自由にすると問題である。教養教育の履修において、今後放送大学のもたらすインパクトは大きいと思われ、もし安易な形でこれが利用されると、一般教育がおろそかにされる

- 虞れがないとはいえない。
- 国立大学が社会からいろいろな点で批判を受けているのはまぎれもない事実である。これを受けとめて、国立大学として議論を積み上げて自主的に問題の解決を図ってゆかなければならないであろう。近く臨時教育審議会が発足することになるが、そうすると、基準の弾力的運用とか、各大学の自主性の尊重といったことは反対の方向に議論が動いてゆく虞れがあり、授業料の問題にまで議論が及んでくることも予想されるが、これに遅れをとらないよう対応するようにし、問題によっては本委員会と大学基準分科会とで合同して協議を行うことも考えたい。
 - 放送大学がスタートすると、一般教育における単位認定・単位互換ということに好むと好まざるとに拘らず対応せざるを得なくなると思われるが、これについて早目に検討を始めておいた方がよくはないであろうか。
 - 放送大学については、内容が具体的に固まった段階で検討を行って将来の方向を見定める必要があると考える。
 - 大学というところは社会からみると分りにくいという印象をもたれている。この点、プレジデント・マニュアル・レポートで大学の研究教育の方針といったことなどを示すことによって幾らかでも大学が社会から認識して貰えればよいのではなからうか。
 - 「大学の評価」ということについて、小委員会で検討した際、ある委員の意見では、大学自らの努力の甲斐のある評価システムを作り、教官個々あるいは大学がその評価方式のもとで努力を積むことによって具体的に評価が得られるのでなければならない、その一つとして、たとえばアメリカの大学の多くにみられるように大学の評価の中にアカンタビリティということも考えられてよい、ということであった。
 - 時代の変遷に従って大学が社会からの影響を強くうけるようになってくるとともに、昨今のように景気の低迷が長期化している状況の中では、大学の予算がどのように効果的に運用されるかということが今後一層問われるようになってくることになると思われる。従ってアカンタビリティということも今後考えられるようになるであろう。
 - 大学の評価については、ネガティブな評価の仕方ではなく、ポジティブな面について積極的に評価するという考え方に立つべきであろう。
 - 評価ということについてどのように見極めるかということが問題である。たとえば、研究者がその置かれているポジションによって評価に差異が生じてくるとされる。その点、評価の基準について固定した物差しでない方がよいであろう。
 - アメリカなどの大学ではアカンタビリティによって場合によっては研究費が切られたり削られたりすることもある。これに対して日本の国立大学では研究の内容やその評価の如何に拘らず講座費によって研究費が確保されている。これにはよい面もあろうが弊害もあり、結局どうやって日本の風土にあった方法で研究教育者をエンカレッジするかということが考えられなければならないであろう。
 - 国大協として「大学の評価」についてドラチックな案を考えてもよいのではなからうか。
 - 小委員会では今後「大学の評価」の問題について検討をすすめてゆくことになってい

る。それと、専門学部教育について分野別に
でなく全般を俯瞰して検討を行う予定であ
る。

以上で、小委員会の経過報告に基づく大学の
あり方についての意見交換を終わった。

2. 国立大学の授業料のあり方について

このことについて委員長より次のように述べ
られた。

冒頭申し述べたように、第6常置委員会では
来る11月総会開催までに「国立大学の授業料の
あり方」について同委員会の見解を取りまとめ
たいとの意向があり、このため第1常置委員会
として国立大学の使命・役割といった観点から
授業料のあり方について検討してほしい旨有江
委員長より要請が本委員会にあったので、これ
についてご意見を伺いたい。

これについて、おおむね次のような意見交換
があった。

○ 国大協では授業料について、従来〔「国民
がその能力に応じてひとしく教育を受ける権
利」(教育基本法第3条)を保障することは
国の任務である。大学の授業料はこの教育の
機会均等の原則を実現するためにできるだけ
低廉であることが望ましい〕という立場をと
っている。国立大学は国の将来を託する人材
の養成に大きく寄与しているのであるから、
ゼロ論(無償化)は無理としても、授業料は
できるだけ低廉であるべきという考えは今後
とも堅持すべきと思われる。ただ、国立大学
の授業料については最近私立大学との比較を
目安にして改訂が行われるようになってきた
感があるが、これは妥当な処置とはいえない。

○ 国立大学の授業料についてはこれまでの経
緯から判断する限り当分の間私立大学との比
較ということが問題にされることになろう
が、金額の数値による単純な比較で国立大学
と私立大学の“格差”を論じられるのは困る
ことである。

○ 国家が必要とする学問ということでは文学
であっても医学であっても同じであって、最
大の受益者である国は、これに恩恵を与えて
授業料をできるだけ低廉に抑える、というこ
とでなければ、国立大学の存在意義が薄らい
でしまうのではなからうか。

○ 昔は、官立大学は国家必要の人材を養成
し、私学は独自の建学精神に基づいた教育を
するものと言われていたが、現在は社会が複
雑化してきて、この議論は通らなくなってい
る。

○ 私立大学には多額の助成金の援助があり、
その経営は国の援助を抜きにしては成り立ち
がなくなっている一方、国立大学については
その予算の相当額は授業料や病院収入等の自
己収入によっており、この辺の認識も必要で
あろう。

○ 私立大学と国立大学との間でみられる際立
つ差異は、研究業績の違いということがある
のではなからうか。たとえば、科学研究費補
助金を受ける件数でこのことがはっきり窺え
られると思われるが、国立大学の果たす役割の重
要性ということも、国立大学の授業料が低廉
であるべきとする理論づけのポイントになる
のではなからうか。

以上のような意見交換があったのち、委員長
より次のように述べられた。

本日のご意見を要約すると、国立大学は秀れ

た人材を養成して社会に送りつけるという重要な使命を担っているという歴然とした歴史的背景がある。これに対し私立大学はその構成（各大学の質）が不均等で、また建学の精神によってそれぞれ管理運営の方法も異なっている。従って授業料について、国立大学が応分の負担をすることはやむを得ないが、私立大学と同一視して論じられるべきではない、ということになると思われる。それで、以上のような方

向で国立大学の授業料のあり方について本委員会としての意見を文章化したいと考える。なお、授業料の額等の具体的なことは第6常置委員会の方で検討されるのが適当ではないかと思われる。

最後に、委員の交代について長谷委員の退任に伴い新たに委員に就任された小菅稔埼玉大学教養学部教授より就任の挨拶があって、閉会した。

第1常置委員会

日時 昭和59年6月20日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館701号室

出席者 山村委員長

藤井、黒田、石田、小菅、鞠谷、宮川、斎藤、

北条、八木、飯島、堯天、檜、福見、中村、石神
各委員

下沢専門委員

山村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

国立大学の授業料については、前日も審議したところであるが、その時の要旨が事務局においてまとめられたので、本日は、それをもとにして、もう少し議論を煮詰めてゆきたいと思う。しかし、このことに関しては、本日、直ちに結論を出すというのではなく、今後も何回か議論を重ね、11月頃までに第6常置委員会の方に何らかのまとめとして報告したい。

また、下沢専門委員から去る6月13日に開催された「大学のあり方の検討小委員会」の審議内容についてご報告願ひ、これを基に協議を行いたい。

〔議事〕

1. 国立大学の授業料について

初めに事務局から、前回審議された「国立大

学の授業料について」のまとめの朗読があり、ついで、次のような意見の交換が行われた。

- 私立大学の平均授業料を目安として、国立大学の授業料の額を設定すべきでないということが、根本的な問題であると思われる。
- 経済情勢の変化、物価の変動に伴い、授業料が改定されている事実もあるが、これは、止むを得ないと思われる。
- 大蔵省における考え方には私立大学との均衡という考えが根強い。日本の大学の8割が私立大学であること、国立大学と私立大学の間に教育面での基本的な差が昔程なくなっていること、また両者の学生の家庭の経済状態においても今ではほとんど差がなくなっていること等がその背景にある。
- 私立大学との均衡を考えて国立大学の授業料を設定することは納得できないが、現在の日本の経済状態からして、国立大学の授業料

を無償にするわけにはいかないと思う。しかし、その妥当な絶対額の算出基礎を出すのは、非常に難しい。

- 私立大学の授業料と連動させるなら、その前にまず私立大学の経理内容を合理化すべきであろう。
- 授業料収入を国立大学の財源とする考えは本来の趣旨に添わないものである。
- ただ、値上げを防ぐことばかりに捉われず、値上げされた分で育英資金を増すとか、授業料免除の枠を拡げるとかいうように社会全般的な立場での考慮が必要である。
- 授業料の値上げは現在、そのアッパーリミットを決めようというような情勢にあるが、上限を考える場合、憲法第26条、教育基本法第3条に言う「国民がその能力に応じて、等しく教育を受ける権利」を基本にして、どうあるべきかを明確にすべきであり、国の経済状態にも対応したものでなくてはならない。
- 大蔵省から、学部間での授業料の格差を設けるという意見が出ていたが、そのことについてはどう考えるのか。
- 学部間に授業料の格差を設けるという根底には教育に対するイクスペンスが学部によって違うという考えがあるようだが、授業料は、イクスペンスに従って取るものではないし、教育の機会均等の観点からおかしい。
- 教育における最大の受益者は国民と社会であって、特に国の必要と責任において設置されている国立大学の授業料は単純な受益者負担になじまないという意見も一理あるが、社会への貢献において国立大学の学生と私立大学の学生との間に区別は設けにくい。
- 経済学者の中には、大学は公共投資の対象ではなく、従って受益者負担とすべきである

との意見もあるので、それらの点も踏まえて検討すべきであろう。

- 国立大学の授業料は昭和47年に一挙に3倍に増額され、その後数次に互って増額されて6倍にもなっている事実を踏まえておく必要がある。
- 国際対比として見た場合、日本の高等教育に払われている公共投資額は、欧米諸国に比べてかなり少ない。それらの点も考慮して授業料の適正な額を考えるべきであろう。
- 授業料の値上げは、諸情勢からして止むを得ないと思うが、その増収分は教育面、研究者の養成、育英資金等に有効に還元されるようにしてもらいたい。

おおむね以上のような意見があった後、委員長から、本日のご意見をとりまとめた上で、さらに次回の委員会において検討したいと述べられ、本議題の協議を終わった。

2. 小委員会の報告とこれについての協議

下沢専門委員から、6月13日の「大学のあり方の検討小委員会」における大学評価の問題に関する審議状況について、次のような報告があった。

日本では、「評価」というと勤務評定的な、どちらかという足をひっぱるものと考えがちであるが、評価というものをポジティブにインプルーブするためにはどうしたらよいか、という形で考えていったらどうか、今やそういう新しい評価システムというものを考える時代に来ているのではないか。例えば、東大で行ったような、デジタル化した評価というものを導入するのもよいと思う。また、幾つかの大学においては実際に自己評価というものを部内資料として行っているようであるので、ポジティブな評

価というものの動きはあるように思われる。

そうなると評価の基準は何かということが問題になるが、それに関しては、従来からある「一様ではなくてはいけない」というホモジニアスなポイントからの評価ばかりでなく、特色のある点を引き抜いていくような評価ポイントがあってもよいのではないか。例えば、論文においては、数の問題よりも、質や、分野の違いを入れる工夫が必要ではないか。文科系と理科系とでは、どうしても実験を行う学問と理論の学問との違いが出てくるので、論文の数を問題にすると、非実験的なものは論文になりにくいというような学問の内容に関する問題もからんでくる。また、「教育面での評価」というものが、あまりなされていないので、教育上での評価はどうしたら判定できるかということを考えていくべきである。

おおむね以上のようなことが論議されたが、そのまとめとしては、「その人のおかれた場において全力で努力しているかどうか、結局は評価の基準になる」ということであった。

次に人事交流の話が行われ、その中で、

- ①フリーマーケットを作ることを考える（講座、大学に、はりつかない定員を考える）。
- ②全大学が、その大学の中でのプロモーションをやめる。
- ③全大学が、30パーセント以上、自校出身者を置かないようにする。
- ④地域格差があると大学間の異動の妨げとなるので、これの解消を図る。

等の意見があった。

今回は7月27日に開催され、引き続き評価の話を行う予定である。

以上の報告があったのち、次のような意見の

交換があった。

- 教授とか、助教授という立場において行った仕事だけを評価されることよりも、自分の目標を年間プログラムとして発表し、それについて自己評価するようにしたらよいのではないか。
- 評価の基準はネガティブでなく、ポジティブな形で制定していくのが望ましい。
- ただ評価するだけに終らず、その後のアクションとして、例えば、教官の任期制や人事交流の促進に活かせるようにすることが大事である。
- 日本の大学や研究所等において、人事交流がうまくいかないということがネックになっている場合が非常に多い。
- 評価とは、単なる批判に止まらず、プラスになっていかなくてはならない。日本的土壌と国民性から、評価するということに対して反対が多いが、それを乗り越えるためには「エバリエーションしたら何かができる」という考えが必要である。
- 国立大学においては、教員にかかる公務員としてのしぼりが、プラスの面と同時に、人事交流等において色々な制約条件ともなり、やりにくい面がある。公務員と民間人との中間的な身分があれば理想的であると思う。
- 評価の問題の中で、文科系と理科系の違いというものがあるのではないか。
- 文科系と理科系ということをして別にして、評価と言った場合、研究上の評価と教育的な評価、それと管理運営の3点くらいが対象になると思われる。文科系において広い意味での教育的評価とは、どの程度授業科目を担当しているか、ゼミ等を含めてどれだけ時間を使っているか、また、課外活動等を通した学生

との接触はどうであるか、というような多面的、質的な視点においてすべきだと思う。

- 西洋のよいところをすべてアクセプトすることが必要であるとは限らないが、取り入れたい点としては、日本の教官ももう少し契約のような気持ちを持つべきであるということ

である。保護され過ぎている環境にもう少し風穴をあけて、刺激するようなことを行ってもよいのではないか。

最後に委員長から、以上の意見のまとめを述べられ、本日の会議を終了した。

大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和59年5月14日(月) 10:30~14:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 藤巻委員長

下沢、大口、明島、市川、山野各専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

去る4月20日に第1常置委員会が開催され、私から去る3月8日と4月12日の小委員会の審議の模様を報告したが、その際に委員長より、来る6月に開かれる国大協の総会に当小委員会がこれまで検討してきた事項について中間的な報告を行う予定となっているので、その節には少し詳しく報告してもらいたいとの依頼があった。

そこで、私としては次の3つの柱をもって報告してはどうかと考える。

- ① 国立大学の各学部の特徴について
- ② 一般教育(教養)の問題について
- ③ 大学の評価の問題について

以上のことを先ず報告し、これより本日の議題である「一般教育(教養)の問題」、「大学評価の問題」についてご討議をお願いしたい。

なお、西野(前)委員より、本人の退任に伴う補充として原島文雄教授(東京大学)を委員に推薦されたが、これについては一応、篠沢委員(東京大学事務局長)から原島教授のご意向等を伺って貰った上で第1常置委員会に報告

し、了解を得るということにしたい。

以上のように挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 一般教育(教養)の問題について

まず下沢委員より、これまでの議論を踏まえた上のまとめとして、配付資料「教養部問題について」のようなものをまとめたが、これは①教養部について何が問題なのか、②内容的にどうすればよいか、③今後どうしたらよいか、という観点からまとめたものである、との前置きののち、次の事項について詳細な説明があった。

- ① 問題の発端と現状解析
- ② 新制大学の理念は過ぎていたのか
- ③ “一般教養”の内容
- ④ 大学側の対応について

ついで市川委員から、同じくそのまとめとして作成した配付資料「一般教育について」を基に、これは本委員会が報告書をまとめる際の一部に繰り込まれるものとしての想定の下にまとめたものである、との前置きののち、同資料の次の内容について詳細な説明があった。

- ①教養（その定義）
- ②一般教育（一般教育の内容，語学）
- ③現行の一般教育について
- ④一般教育の大学からの分離について
- ⑤一般教育の廃止について
- ⑥一般教育を検討するに当たっての2，3のこと

以上の説明があったのち、これに関して次のような意見の交換が行われた。

- 現在の国立大学の制度を根本的に見直すということであれば別であるが、現在の制度の中での改善ということになると、自ら制限があるのではないか。
- いろいろな考え方の一つとして、現在の制度の枠をはずして試行して見るということも意義があるのではないかと思う。
- 市川委員のレポートの中の「教養の教育は可能なのか」ということに関連することであるが、現在では専門家がいろいろな分野に分かれてしまっていて、特に工学関係では専門家でないと話がわかりにくいことが大部分になってしまっている。従って専門家でないとだめだということであるが、また同時に他の分野も見えないと困るといのが現状である。ただそれに対しては、教養人あるいは知識人を目指すということではなく総合力のある専門家であるということが必要であろう。
- そのような教養が必要であるということはあるが、現状のような教育でそれが可能かどうかの問題であろう。
- 現在の大学では、一般教育と専門教育のカリキュラムを楔型で行っている大学も多いと思うが、この形式が果して良いのか悪いのか、それについてあまりはっきりとはしていない。これについても大学人として自ら評価をして、どのようにすればそれが一層ダイナミックなものになるのかということ而努力してみる必要があるのではないか。これまでのやり方では少し工夫が足りないのではないかと考えられる。
- その点は、理工系でも理と工では事情が違っており、工学部の方では社会との交互作用があって世間からの評価を受けるからじっとはしておれないが、理学部の方では対外的な関わりが少ないので比較的のんびり出来るのではないかと思う。このように理と工では、良し悪しは別としてもそのような環境の違いがあるのではないかと考えられる。
- 市川委員のレポートの中に「大学人の一般教育に対する意欲」のことが取り上げられているが、現在教養部の教官は立派な業績のある方が教官として選ばれていると考えられる。ところがその教官の能力が実際には活かされていないように思う。これは教養部の教育組織や教官の処遇に原因があるのではなかろうか。
- これについて考えられることは、例えば助教授として教養部の教官になった場合、助手も付いていないし、自分に所属する学生もない。それに研究的な設備も整っていないしその上講義の負担も多い。これでは優秀な教官でも意欲を喪失してしまうのではないか。
- 折角、研究業績がすぐれている人を教養部の教官に迎えらるのであるから、これらの教官が教養部に落ちついて研究・教育に従事することができるように、それ相応の条件整備をすることが必要であろう。それがなされていないというのは、大学教官の全体がもっている一般教育への熱意の低さということが

あるからではないか。

- 教養部の改組ということで、方々の大学で組織の改編がなされており、これらもそのような狙いがあったなされたものであらうと思うが、それらのその後の評価はどのようになっているのであらうか。改組の評価についてはその方法自体がむずかしいし、長い年月を必要とするのであらうが、教官の意識の変革の面でどうであったのであらうか。

以上で本議題についての協議を一応終わり次の議題に移った。

2. 大学評価の問題について

これについて市川委員より、本問題検討のための資料とされた慶伊富長編『大学評価の研究』に対する所見として、配付資料を基に次のように述べられた。

本書を通読して総括として言えることは、大学の評価に関するわが国で初めての研究成果であり、その意味では高く評価できる、ということである。

本書の第1部の「大学評価の目的と方法」は有用な解説であるが、しかし評価の視点の重要な一つが欠けている。また、第2部の「日本の大学分類」および第3部の「大学評価の試み」は、その労を多とするものの、方法論に誤りがあり、結果として望ましくない効果を生み出すこととなっている。

第1部の「大学評価の目的と方法」は全体として良くできた部分であると思う。ここで強調されている重要なことは、大学を、それを利用する立場および出資者の立場 (accountability) から評価する視点に立っていることである。これを国立大学を例とすれば、出資者は国である。そうして大学はそれに見合うことを行って

いるかということを非常に強く主張しているわけである。ここで欠けている視点と思われることは、大学評価が大学それ自身のためであることについての十分な検討がなされていないことである。

例えば、カーター・レポートが大学院の質・量両面に亙る充実に果たした意義を実証的な調査に基づいて強調すべきであった。カーターからルース・アンダーソンに至る4年間に、米国の各大学が、次の評価でランクが上がることを目的に行った努力は大変なものであった。この這い上がろうとする大学側の努力が意味をもっているのであって、それができるような評価の提案がなくてはならないのではないかと思う。

第2部の「日本の大学分類」および第3部の「大学評価の試み」は、大学外からの評価としてはそれなりの意味をもつものと思われるが、大学内にあるものにとっては、有害な評価方式である。この『大学評価の研究』に大学のためという視点が欠けていることのマイナス面である。

この第2部、第3部において最もまずいと思われるのは、大学をR、D1、D2、M、Cというように分類してしまうことであり、このように分類してしまうと、個々の大学がその階層を上昇するには、少なくとも国立大学にとっては、所管官庁から人、金、物を獲得する途しか残されていないことになる。まして大学ごとのざっくり評価でケミカル・アブストラクト (chemical abstract) の論文数を数えるならば、大きな大学ほど良い評価ができるのは自明の理である。評価の指標および評価の方法は、個々の大学がその評価方式のもとで努力を積むことにより上昇できるものでなければならない。

結論として、「大学評価の研究」がR型大

学、旧制大学以外の大学にとって“救いのない評価”に終わることのないために、大学自らの努力の甲斐のある評価システムを作り上げるべきであると思う。さもないと、“大衆”、“マスコミ”、“受験産業”、“企業”等々による大学人にとって救いのない“評価”が定着することになる。

ついで各委員から、本書の読後感について、それぞれ次のように述べられた。

○ この著書における「日本の大学の分類」の考え方は、明らかに国大協路線とは違った分類方法である。国大協の路線というのは、基本的にはいずれの大学も同格であって、いわれなき格差は作らないという考え方である。つまり、努力したときに努力の成果が上るように袋小路に追い込まないようにするというのが国大協が探ってきた態度である。

それから、大学の評価については、現状の条件が違うままでこれを行うことは問題であり、それとここでは教育的評価というものが欠けているのも不満である。

○ 大学の評価ということについては、実行できる方策であることが大事であると言われていたが、これの具体策となると仲々思いつかない。しかし、例えば教員の流動性を促進するとか、一般教育教官と専門学部教官との意見交換を活発にするというようなことも大学の改善に役立つことであろう。また、教官個人の評価に関しては、学生からの評価をきくという方法もあるが、中国で行われているような教官の講義を同僚が聴講するというようなことも考えられよう。そのほか、年度毎にカリキュラム委員会に教授要目を提出して授業のアンバランスの是正を図るということも一策であろう。いずれにしても、何か情報が

還ってくる、フィードバックできる方法を考え、できるところから始めてゆくことが肝要ではないかと思われる。

○ 本書を読んで、大学評価の研究ということが大事であるということは理解されたが、ただ、入試の難易度、就職の状況、国家試験の合格の成績等で大学を評価するということになると、それには問題がある。

それから、例えば新設医科大学等では、教官に優秀な人材が揃っており、その業績にも見るべきものがあり、実際にも相当に評価されているが、これらの評価については少しも触れられていない。そのような意味ではまだまだ評価の対象となるものが残されているのではないかと思われる。

○ この本の中の「研究活動の総合分析」というところで感じたことであるが、工学系ではランクごとに業績も出てくることであろうが、文学系ではそのようにならないのではないかと考えられる。大学と研究の関係を数字的に表わすことには問題がある。

以上の読後感が述べられたのち、引続き「大学の評価」の問題について、次のような意見の交換があった。

○ 大学ないし大学人の評価を考える場合、どういうものを取り上げたらよいであろうか。
○ 評価をやるという立場に立って考えると、その評価というものがどういう性質と属性を持っているかということ洗い出して見る必要があり、その上でその実現の可能性を検討しなければならない。

その属性とは何かというと、私のイメージでは、各大学がその評価のもとで努力をしてある成果が出るというものでなければなら

いと思う。

それから、主観的評価を客観化する方法とか、あるいは客観的な評価をどうやって主観的評価に置き替えるかというようなことも検討の要があるうし、その議論の中から評価の実現の可能性ということも出てくるのではないかと考えられる。

- 評価ということについては、大学全体として評価するということは大変困難ではないかと思う。例えばカリキュラムについて検討するという場合でも、学科単位か、せいぜい関連部門のところまでであろう。

それから一般教育と専門教育の関わりの問題にしても、一般教育と専門教育の関係者が一体年間どれくらいの頻度で連絡協議を行っているかというような問題も考えてみる必要があるのではなからうか。

大学全体の評価ということになるとどうしても大掴みということに終わってしまうおそれがある。

- 新設医科大学が方々で一時に設立されたように、新設学科として同じようなものが大量に出来た時期がある。例えば理工系で言えば情報工学とか情報科学、あるいは計算機工学とか計算機科学とか、名前は違っているが、これらのものが5年間くらいの間に国立大学に30以上も新設された。これらのものは一緒にスタートしているので、お互いにそれほどハンディキャップがあるというわけではない。そこでこれらをエクザンプルとしているような評価をしてみてもどうか。
- “評価”ということとは、いわゆる勤務評定ではなくメリットを捜すことだという意識を持つ必要がある。
- 評価をした結果を何に用いるかという点に

についても議論する必要がある。

- 教育の評価については次の二つの問題があるように思われる。

①教官個人の教育についての評価

②組織体としての教育の評価

この中の①については、学生側からの評価、同僚からの評価、関連専門分野からの評価等が考えられるが、②の方になると評価はなかなかむずかしいと思う。この組織体の評価でも、専門のコースになるとカリキュラム等を見れば、中身は別としてもある程度の評価はできるかもしれないが、一般教育においてはその教育能力を評価するというのはなかなかむずかしいのではないかと考えられる。

- 医の倫理を教育できるものかどうかということには疑問がある。しかし、これも工夫によっては可能ではないかと考えられる。例えば一方的に講義をするということではなく、セミナー形式でやるとか、あるいは実習をさせてレポートとか感想文を書かせて、何か得たものを引き出してくるという方法を取り、これを表に現わせば評価の対象となるのではないかと考えられる。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられて本日の議事を終了した。

評価の問題については、来る5月28日の第1常置委員会に報告をしなければならないが、これまでの議論のまとめを下沢委員にお願いしたい。

なお、評価の問題については次回にもう少し具体的に詰めていきたいと思うのでよろしくお願ひする。

次回 6月13日(水) 9:30~12:30

大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和59年6月13日(水) 9:30~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 藤巻委員長

下沢, 原島, 大口, 外池, 明島, 山野, 篠沢各専門委員

長谷臨時専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに就任された原島文雄専門委員(東京大学)の紹介があった。

〔議事〕

1. 第1常置委員会(5.28)における報告について

このことについて委員長より次のように報告があった。

去る5月28日に第1常置委員会が開かれ, 私より本小委員会の審議経過について報告をしたが, その際に第1常置委員会委員長より, 来る6月総会に本小委員会のこれまでの経過について中間報告をしてほしい旨の依頼を受けた。それで, 次の3つの柱を立てて中間報告をしたいと思うので, これについてご意見を伺いたい。

- (1) 各エリアからみた大学研究・教育上の問題点(各学部の特長)
- (2) 一般教育の問題(教養の問題)
- (3) 大学の評価の問題

なお, 過般の第1常置委員会において, 特に「教養」の問題に関連して飯島委員より次のような意見があった。

①大学設置審議会の大学基準分科会でも, 「教養」の問題に関連していろいろと議論があり, 例えば, 専門教育の年限の弾力化の問題あるいは自由化の問題等が挙げられている。この専門教育の弾力化, 自由化の問題に関連して当

然一般教育(教養)の問題をどうしたらよいかという問題が起こってくるのではないかということである。

②今後高等教育の多様化に伴って, 4年制大学では3年次入学というケースが段々と多くなっていくのではないかと予想されるが, その場合, 一般教育はどうなるかという問題がある。

③放送大学と一般大学の教養課程教育とのつながりの問題は, 今後どのようにしていくのであろうかという問題がある。

以上のような問題が大学基準分科会で議論されているので考慮されたいということであった。

なお, 第1常置委員会からは, 本小委員会に対し, 今後の検討課題として「大学評価の問題」「研究と専門学部の問題」「研究を主とした大学院の問題」等について検討願いたい旨の要望があった。

第1常置委員会の状況については以上のようなことであるが, なおこの第1常置委員会には下沢専門委員も出席されていたので, 何かお気付きの点があればご意見を承りたい。

ついで下沢委員より次のような意見が述べられた。

大学院の問題については, 国大協の中に大学院問題特別委員会があって検討しているので, 本小委員会で大学院問題について検討することになると, 特別委員会との関わりという

点を考える必要がある。

現在、大学院問題特別委員会では2つのグループに分かれて、大学院問題の検討を行っている。その1つは、新設大学の大学院 拡充 の問題、他の1つは旧設の大学院の改善ということをテーマとしてそれぞれのグループで検討が行われている。

それから一般教育（教養）の問題についても、これと同じく国大協の中に「教養課程に関する特別委員会」があり、一般教育（教養）の問題についていろいろとこれまでに検討が行われ、現在も検討中であるということを知っている。従って、一般教育の問題について同特別委員会との関わりということを考える必要があらう。

次に「大学評価」の問題についてであるが、これについては市川専門委員がまとめられていた所感に私の意見も織り込み第1常置委員会に報告をした。その概要を述べれば、次のとおりである。

「評価」という問題については、これまでは避けてきていたと思うが、ある程度はやってきたように思う。例えば大学のシステムはこれでよいのか、あるいはカリキュラムはこれでよいのかというような問題については、これまでも議論を交わし検討はしてきているので、全くやっていないというわけではない。ただ避けてきたと思われる問題には、講座の自治、学部の自治、大学の自治というように誰もが口をさしはさむことの許されない大学の伝統があることから、評価が避けられてきたという面はある。

そこで、それでは具体的にどうすればよいかという問題であるが、例えば教官の実績について見るとか、卒業生の実績を見るとかいうよう

に、これらの問題の積み重ねが大学全体の評価となってあらわれてくる。このように大学自身の評価と教官の評価というのは不可分の関係にあるということが考えられる。

また、大学の評価の中には、どうしても避けられない問題として大学間格差の問題がある。教官の評価ということについても、よい条件のもとにあるときと、劣悪な状況にある場合とでは当然その評価は変わってくると思われる。従って、大学の評価といい、教官の評価ということについても、これを同じ基盤の上で評価することは問題があると考えられる。

なお、評価の問題については、本小委員会で『大学評価の研究』（慶伊編）を読んで、お互いにその読後感について論じたのであるが、ただこの本を読んで気にかかった点は、大学を先ず区別しておき、その上で理論を展開していることである。

それから、一般世上での大学の人気ということが、大学の評価に関係するように思われる。これについては大学はきちんとした見解を出すべきであると思う。

次に具体的な問題であるが、教官の評価の問題で教官の研究のペーパーの数量というだけで評価するのは十分ではなく、例えば教官の教育実績、社会への貢献度または国際的な立場での評価ということについても考えてみるべきであるということになるのではなからうか。

おおむね以上のような報告があったのち、次のような意見交換が行われた。

- この小委員会が設けられたそもそもの発端というのは、第二臨調（第二次臨時行政調査会）の答申が契機となったものと考えられる

が、本小委員会としてはこのことには拘泥せず本小委員会独自の立場から見解を打ち出してこうという方針で議論してきたと思う。

ところで、これまでの経過からみると、どのような大学の改革案を出してみたところで、各大学の教官がこれに反応してくれないと効果がないと思われる。しかしその一方で、日本の教育体系がどうあるべきであるかということがいま世間で問われている。例えば、中曽根総理の諮問機関である「文化と教育に関する懇談会」の報告書では、次のようなことがいわれている。

今の大学は、要するにレジャーランド的になっていて、学生はバイトばかりに熱を入れていて本当に学問をする気があるのかどうか分からない。このような学生生活を過してきたものが、3月に卒業して一夜明ければ小学校や中学校の教師になるというところに問題があると。

また、現在は大学へ18歳で入学しているが、これを20歳に引上げるべきであり、また小学校へは6歳でなく7歳とすべきだとか、6・4・3・3制を提唱したり、あるいは大学では一般教育はやらないというような線を打ち出しているようである。

このように、意見としては何事も言えるであろうし、また最近には「教育臨調」(臨時教育審議会)という機関も発足するようである。そうして、われわれが大学問題について論議を重ねている中に、そのようなところでいろいろな意見が出されて、ある程度まとまったかたちになると、逆にわれわれがそれに追随しなければならぬ場合があるかもしれない。そのようなことになることは、われわれとしては不本意なことである。

次に一般教育の問題であるが、これは非常にむずかしい問題であって、「教養課程に関する特別委員会」でも現に検討しているが、なかなか結論が出てこないところをみると、それなりのむずかしさがいろいろな面であるのであろうと思う。従って、その問題を本小委員会で急に取り上げて検討しようとしても思うようにならないのではないか。

それから、第三セクター方式という問題があるが、これについては既に三重県の松阪大学などの構想も進められているようであり、今後このように第三セクター方式の大学が設置されてくるようになれば、この方面の問題も起こってくる可能性があるように思う。

このように、大学を取り巻く周辺の問題が多々あって、「大学のあり方」の問題についての本委員会の結論をうまくまとめるということは仲々容易でない。

○ 本委員会としては周辺の声に惑わされることなく、独自の立場で問題を把握して結論を持ってゆきたいと思う。

2. 国立大学協会等における一般教育問題に関する検討経過について

このことについて外池専門委員より、これまでの国大協から出された報告書およびその他の資料をもとにまとめられた「国立大学協会等における一般教育問題に関する検討経過について」を基に詳細な説明があった。

これに関して、次のような意見の交換があった。

○ 教養部の格差の問題というのは、予算的な面からだけの問題であろうか。

○ 現に講座費とか、研究費の面で格差がある

ということは具体的に出ている問題であるが、そればかりではなく教官の身分的な問題に格差があるということもあるのではなからうか。

- われわれの印象では、教養課程時代に習った一般教育科目の中で現在非常に高く評価されていると思われるものがあるが、このような点についてどこかで言う必要があるのではないか。
- そのような意見は、本委員会にも出ていたことでもあり、どこかで一般教育の評価の位置づけはしなければならないと思っているが、ただ教養部の教官には、教養課程教育は高校教育の焼き直しではないか、あるいは単に専門の入門的なことをやるに過ぎないのではないかと、大量の学生を扱い授業はマスプロ教育にならざるを得ないといったような状況にあって、学問を味わうとか、研究を喜んでやるといった気にはなれないという気分があるようである。このようなことから結局、組織上の問題や身分の問題、あるいは格差の問題が前面に出てしまうということのようである。
- これまで本委員会ではいろいろと検討を重ねてきたわけであるが、最後の詰めが一步足りないのではないかという気がする。
- 確かに、本委員会ではこれまでにいろいろな問題について討論を重ねてきた。それで、本来はこれらの全部について復習し、振り返ってみる必要があると思うが、例えば、一般教育の問題を捉えた場合に、これにはこれまでのいろいろな経過があり、また各委員のそれぞれの見解がある。それをその段階ごとにまとめるのがよいのか、それとも今後の検討課題である一般教育と専門教育の関わりの問

題、研究と専門学部の問題、あるいは研究を主とした大学院の問題等を全部含めて最終的にこれらを集中的にコンクリーションとして出すことがよいのか、その辺のことを決める必要があるのではないか。

- 一般教育の問題については、そのうち第1常置委員会と「教養課程に関する特別委員会」との合同会議を開催する予定のようである。
- そのような予定があるのであれば、本委員会はそのミーティングの前に一般教育の問題をまとめておくのか、それともその後でよいのかその辺のことを考えておかなければならない。
- 一般教育問題のまとめについては、それほど早急にまとめる必要はなく、現時点では、現在出ているこれまでのまとめをキープしておくといった程度でよいのではないかと思う。

3. 大学評価の問題について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

前回の第1常置委員会の際、飯島委員より、昭和57年頃に大学基準協会から評価に関する報告書が出されているということであったので、早速調べ、一応それに該当するのではないかとと思われる資料「大学評価に関する中間報告」（大学基準協会57.2）をご参考までにお手許へ配付したのでご覧おき願いたい。

なお、評価の問題については、前回の小委員会の際『大学評価の研究』（慶伊編）を読み、その読後感について討議を行ったわけであるが、更に何かご意見があれば伺うことにしたい。

これについて、次のような意見の交換があった。

- アメリカのある大学では、教官の評価という事について、講義後学生にアンケート形式でいろいろと書かせ、出させている大学がある。その設問には参考となる項目があるかもしれないということで、明島委員よりサンプルが示された。
- ポジティブの評価ということであるが、評価という場合、日本の社会とアメリカ社会を比べると、日本では昔からあまり評価という事はしていない。これは日本では、互いの足を引っ張ることが評価のように思われていたからではなからうか。アメリカ社会では、日本と違って評価は普通のことであって、評価されることには慣れているのである。ただ、今日では、日本も昔から考えられてきたような社会ではなくなってきているので、この際われわれとしても、歴史上はじめての経験であると思うが、ポジティブの評価のシステムをきっちと決めてやることにしてはどう

か。すでに民間社会では、金（営利）ということに関わることから、その面できっちと数値化して評価できるような体制が整っている。大学の場合はそのようにはできないかもしれないが、できる範囲のシステム作りは努力すべきである。

- われわれの仲間でも、評価のための客観的なデータを備えようということで現に努力している。そうして「評価」のうちの取り敢えず「価」の部分のデータベースを作ろうということに取り掛かっている。これが刺激になって、自己評価の効果につながればよいと考えている。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、評価のためのデータについての例とか、またこのような評価ということと関連して起こる教官人事の交流の問題等について若干議論があった、本日の議事を終了した。

次回も引き続き評価の問題について検討を行うこととした。

次回 7月27日（金）13：30～16：00

第2常置委員会

日時 昭和59年5月15日（火）15：30～17：40

場所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

石井、帷子、久佐、福田、小野、金子、潮木、丸井、井沢、脇坂、谷口、山田、田中、坂上、江橋各委員

宮崎、猪岡、松井、金子各専門委員

（大学入試センター）肥田野副所長、木村管理部長

猪委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があり、ついで前回議事録の朗読ののち、議事に入った。

〔議事〕

1. 大学入学者選抜方法の改善について

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、予定の議題として「昭和60年度共通

第1次試験の実施について」を挙げているが、これについては後刻ご審議いただくこととして、その前に大学入学者選抜方法の改善について、入試改善特別委員会におけるこれまでの審議状況を踏まえてご協議いただきたいと考えるので、これについて先ず丸井委員よりご説明いただくこととしたい。

ついで同委員より、入試改善特別委員会および同小委員会における審議の模様について概ね次のような説明があった。

入試改善特別委員会では、去る3月に小委員会を設置（丸井委員長、天野、小林、永田、松井、喜多村各委員の6名で構成）して本委員会の審議と並行しながら入試改善についての報告書の取りまとめに向けて検討をすすめている。

共通1次試験に対していわれている批判のうち最大の批判は、その「画一性」という点にあり、これには、①共通1次試験そのものがもつ画一性、②共通1次試験の利用法の画一性 ③共通1次試験が結果としてもたらす画一性、の3つの観点が考えられる。このような認識のもとに、入学者選抜試験のあり方について改めて共通1次試験制度の根本に溯り、これの廃止ということも含めて共通入試制度の基本的な問題点や改善の方策について検討を行ったが、結局のところ、現行制度に代るより秀れた代替案が見出せない現状では、現行入試制度を維持する中でこれを積極的に改善してゆくべきではなかろうか、ということになった。

この基本方針にたつて、まず論議となったのが、共通第1次学力試験の実施目的・理念についてである。これについては、現行制度では「高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」とされているが、昭和57年度より“ゆとりのある教育と個性の伸長を目指す”新高等

学校学習指導要領が施行されたことに伴って高校教育のカリキュラムが多様化し従来と高校教育の基本的性格が変わったこと、また、共通1次試験の受験者の層が限られていること（全国の約5,000校の高校のうち、共通1次試験への出願者が50名以上いる高校は全体の55%で、出願者がゼロという高校も28%ある）等の実情を考え合わせると、これを「大学教育を受けるに必要な基礎学力をみるために、主として高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」というように表記を改訂する必要があるのではないかという議論となった。

次に、共通1次試験についての具体的改善方策としては、一つに出題・解答の教科・科目数の弾力化ということがある。これについては、たとえば、5教科5科目単一方式案、コース別5教科6科目案、のほか3教科（国語、数学、外国語）+各大学・学部独自の出題案、等が話題にのぼっているが、いずれにしても試験科目数について一定の幅をもって各大学・学部指定・選択を認めてはどうか、という方向で議論がすすんでいる。

それから、共通1次試験の実施期日・実施方法については、たとえば、国語、数学、外国語を現行の時期よりも大幅に早め、社会、理科を各大学の行う第2次試験と連続させて実施する方法も考えられるのではないかと、という議論もあった。

それから、第2次試験の工夫については、各大学・学部でそれぞれ努力されていることであろうが、これについてはいわゆる“浪人”に対する共通1次試験の過年度措置が昭和62年度にタイムリミットを迎えるので、第2次試験の出題科目等についてはその時期に検討し直すのが適当であろうということであった。

それと、受験機会の拡大については、定員の一部を留保しての2次募集の拡大、一定の期間内に各大学・学部が自由に期日を決めて第2次試験を行う、等が話題にのぼっている。ただ、現行の共通入試の日程では2次募集で学力試験を課す時間的ゆとりがなく、2次募集を実施している大部分の大学は共通第1次学力試験の成績、面接、高校調査書等で合否判定を行っているのが実情であり、第2次試験で適切な学力試験を課すためには共通入試の試験日程全体を考え直す必要が生じてくる。

そのほか、9月入学案について、諸外国の実情を調査した資料を入手して検討をはじめつつあるが、これについては委員会の空気としては時期尚早ということのようである。

なお、世間で取沙汰されている共通1次試験の導入に起因する受験生の“国立大学離れ”の問題について、これが果して事実であるか否かを検証するため、入試改善特別委員会および第2常置委員会に所属する委員の大学30大学を対象にしてアンケートを行った。そして、これを喜多村委員に集計分析して貰ったが、共通1次試験導入後の学生志願者数の推移について旧制度最終年次の昭和53年度と共通1次試験初年度の54年度、および54年度と今回の59年度について旧一期校と旧二期校間で比較してみたところ、数値の上でみる限りは旧一期校、旧二期校とも同じ年であっても志願者が増えているところと減っているところとがあり、両者の間に特に指摘できるような特徴は認められなかった。ただ、全体として志願者数が継続的に減少傾向をみせている大学が7校あったが、これをもって“国立大学離れ”の徴候といえるかどうかは俄に結論は出せないのではなからうか。結局のところ、共通1次試験の志願者数ということに

については受験生の“質”との関わりで捉えられねばならないであろう、ということであった。

なお、筑波大学において取りまとめられた「共通1次試験の改善に関する提言」について同大学の福田委員より、その内容について説明を伺った。その要点を紹介すると、今日わが国の大学入試は“国公立型”と“私立型”とに分極化がすすみ、これが健全な高校教育の実施を阻害する因ともなっているもので、高校教育について多様な学習の形態を損うことなく柔軟な教育ができるよう大学側も配慮すべきであり、大学入試については画一的な入試の方法を改めて、多様な選抜方法が可能となるようにする必要がある。それで、共通1次試験の利用の仕方について弾力化を図り、出来るだけ私立大学も参加できるように、これを資格試験的に用いるか選抜試験に用いるかは各大学・学部の自主的な判断に委ねるようにすることがのぞましい、ということであった。

以上が入試改善についてのこれまでの検討状況の概略であり、来る6月総会ではこれについて問題点を整理して松田委員長から中間的報告をする予定になっている。

以上の説明について、福田委員より「共通1次試験の改善に関する提言」に関して補足説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

○ 「高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」とされている現行共通1次試験の目的について、これを先程の説明のように「大学教育を受けるに必要な基礎学力をみるために……」ということにすると、これは理念が変わったというようにも受け取れるが、これについて入試改善特別委員会ではどのような議論があったのであろうか。

- それについては、現行の共通1次試験が旧高等学校学習指導要領の必修科目を出題の範囲としているのに対し、新学習指導要領では選択科目をふやして必修科目を縮減したため、60年度以降の共通1次試験においては試験のレベルを維持するうえで必修科目に加えて選択科目も出題することになったこと、また、現在高校進学率は94%にまで達したが共通1次試験の受験者層が限定されていること、等の状況を考え合わせると、共通1次試験の目的・理念について現行の表記のままでは不十分ではないかというものである。それで、これの表記について「大学教育を受けるに必要な基礎学力をみるために」という文言を加え、共通1次試験本来の目的をより明確化すべきであろうというのが入試改善特別委員会の議論の方向である。
- 共通1次試験の目的・理念ということについてであるが、共通1次試験は、「高校教育における一般的基礎的な学習の達成度を測る」こと自体が目的のではなく、その本来の目的は当初より「大学教育を受けるに相応しい能力をみる」ことにあり、その方法として「高校教育における一般的基礎的な学習の達成度」を測ることがこれと合致するということであり、この考え方は当初より一貫している。この点従来の表記はやや不明確であるように思われたので、今回の高校学習指導要領が改定された機会にこれを明確にしたかどうかということであって、目的の変更ということではない。
- 学力試験のほか面接・論文・調査書等多面的な方法による成績を総合して入学者の可否の判定を行うという共通入試制度自体は悪い選抜方法ではないと思う。ところが、現実

は大学側では、受験生の“輪切り”現象に伴う大学の序列化や、入学生の質的画一化等の傾向がみられるとの危惧感が高まり、一方、社会からは共通1次試験の試験科目数の負担過重がいわれており、これらの批判に答えて共通1次試験について何らかの改善を図る必要が生じてきた。最近、大学側では共通1次試験の利用の方法についてももう少し各大学・学部自由度を認めてほしい、という意見も強まっているようであり、このような点も踏まえて共通1次試験についてその理念と現実の調整を図ってゆかなければならないと考える。

- 従来「大学教育を受けるに必要な基礎学力」ということと、「高校教育における一般的基礎的な学習の達成度」ということとは分けて考えられていたのではなからうか。大学教育を受けるに必要な基礎学力を測ることが共通1次試験の狙いであるとするなら、それはどの程度のものなのかということが問題となろうが、その際、「高校教育の正常な運営を乱さない」とした選抜試験を行うについての原則に抵触しないよう配慮されなければならない。
- 昭和44年11月に本委員会では、当時高まりつつあった大学入試への批判ということが背景となって入試改善の検討の可否について国立大学宛アンケートを行い、これを契機として入試改善について本格的に取り組むこととなった。そして、46年2月に入試調査特別委員会を別個に設置して、全国共通1次試験の基本構想、共通1次試験結果の利用方法、共通1次試験を用いる利点等について調査検討を始めた。その全国共通1次試験の基本構想については、当時東京大学入試制度調査委

員会で検討されていた第1次・第2次2回制の入試制度案（第1次試験は、大学入学を前提として高等学校教育の課程を十分、かつ片よりなく履修したかを「客観テスト」により5教科について行う。第2次試験は大学教育を受けるに相応しい適性・能力を判定するため、文系・理系に分けて行う）が参考となっている。この2回制による選抜制度については、46年6月に中央教育審議会より提出された答申の中で、「高校の調査書の重視」と「広域的共通テストにより高校間の評価水準の格差を補正するための方法として利用」すると同時に、「大学側が必要とする場合には専門分野において特定の能力を調査」し、「それらの結果を総合的な判定の資料とすること」とし、一般的学習の能力ということと、専門分野についての適性・能力の判定の二つの側面が必要という考え方が示されていた。

ところで、共通1次試験における「選抜機能」ということと「高校教育の学習達成度を測る」ということとが、どこまで整合性があるかということが一つの問題であるが、「一般的」ということであるなら、高校教育の5教科全般についてみるのが相応しいということになるのではなからうか。

- 昭和60年度以降の共通1次試験では、「理科I」や「現代社会」については必修科目になっているということで試験科目として課されているが、これが履修上や試験問題の作成上やや難点があるので、これについて例えば選択科目として取扱うことにでもするのではないかと思われる。しかし、そうすると、高校教育を乱さないように配慮するという入試選抜について守らねばならない原則を崩すことにならないか恐れるが、それでも大

局的な観点からみて、よいということであれば考えられてよいであろう。

- 共通1次試験についてはもともと選抜機能を有しているのであるから、これの目的・理念について「大学教育を受けるに必要な基礎学力について云々」と表記を改めても、その性格が急に変わるものではないと思われるが、ただ、これによって社会的に誤解を与えることにならないか多少心配な面がある。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、次の議題に移った。

本日は入試改善特別委員会の審議状況について説明を伺うとともに、これに関してご意見を頂戴した。今後も同委員会の審議の模様を伺いながら、本委員会として共通入試制度の枠内で入試の改善について検討をすすめてゆきたいと考える。

2. 「昭和60年度共通第1次学力試験の実施について（案）」について

委員長より、お手許配付の「昭和60年度共通1次学力試験の実施について（案）」の中身については、前回（2.25）入試センターより説明を伺い、本委員会として既に了承している事項が大部分であるが、一部お諮りしたい事項もあるので、同案について改めて入試センターより説明を伺うこととしたいと述べられ、ついで入試センターの木村管理部長より配付資料とともに①基本的な実施日程、②試験時刻、③試験場の指定、④受験票等の送付、⑤身体に障害がある者等に対する試験実施上の配慮等、⑥実施結果の概要等の発表、⑦旧教育課程履修者に対する経過措置、⑧広報活動、等について説明が

あった。

ついで松井専門委員より、「実施結果の概要等の発表」に関連して、最近情報公開の観点から共通1次試験の個人別成績を入学志願者に通知することを要求する動きがみられることに対し、従来国大協として「共通1次試験の成績を受験生本人および出身高校に通知しない」ことを決定した経緯について、配付資料（事務局で整理）をもとに説明があった。

以上の説明について委員長より、「大学入試センター及び各国立大学は、共通1次試験の個人別成績を発表せず、また入学志願者にも通知しない。」旨実施要項に明記することについて諮られ、これを了承した。

3. 共通1次試験の試験場を名瀬市に設置することについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

石神鹿兒島大学長より本委員会宛に「共通第1次学力試験を昭和60年度から名瀬市（奄美大島地区）に設置することについて（依頼）」が届いているので、これの取扱いについてご審議をお願いしたい。この試験地の地区割の変更については従来、第2常置委員会が設定したガイドライン〔大学・学部の所在地（都・市・町）でなければ試験場を設けることができないこと。受験生の受験のための移動に著しく支障がある場合、及び大学の過度の負担の軽減に資する場合には受入れ大学の管理能力の範囲内で、受験生の都道府県間の最小限の移動を隣接県の大学同士の協議で行うことができる。（56. 2 理事会了承）〕に即して当該地区各大学の連絡協議会で検討のうえ、本委員会で審議し、最終的に

理事会に諮って決定する手順になっている。今回のケースは、ガイドラインの「大学・学部の所在地でなければ試験場を設けることができない」という一項には触れることになるが、「受験生の受験のための移動に著しく支障がある場合」に該当するように思われる。なお、本日九州地区学長会議が開催され、これについて審議が行われた結果、了承されたとのことである。

以上のように述べられたのち、添付資料をもとに「名瀬地区に試験場を設け、鹿児島県内の受験者のうちの一部地域の受験者を名瀬地区に変更する」件について協議を行った結果、同地区が離島のため気象条件によって現行受験地での受験に著しく支障があると判断し、特例としてこの奄美大島地区の試験場設置の件を了承し、これを理事会に諮ることとした。

以上の問題のほか、委員長より、昭和60年度共通第1次学力試験の追試験の試験場について、本年度同様東日本地区及び西日本地区の2箇所とすることとし、東日本地区については東京水産大学に、西日本地区については神戸大学をお願いすることとしたい旨諮られ、了承された。

また、「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン（案）」について次のように述べられ、了承された。

昨年春の総会に国立大学入学者選抜連絡協議会で取りまとめたこの試案を提出のうえ各国立大学宛意見を求め、これをもとに若干修正した修正案を再度各大学に照会したところ、ある大学からこれに対してさらに意見が提起されたので、もう一遍修正を加えて来る5月開催予定の理事会に諮ったうえ総会に報告し、了承が得られたならこれを各大学宛送付することとした。

第2常置委員会

日時 昭和59年6月18日(月) 10:30~12:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 石井, 帷子, 久佐, 福田, 小野, 井出, 金子,
潮木, 丸井, 井沢, 脇坂, 谷口, 山田, 田中,
坂上, 井上, 江橋各委員
宮崎, 猪岡, 松井, 金子各専門委員
(大学入試センター) 肥田野副所長, 木村管理部
長

猪委員長欠席のため、代って丸井委員が司会に当たられた。

議事に入るに先立ち、丸井委員より次のように述べられた。

本日は、猪委員長が健康上の理由で欠席されたため、委員長のご指示で代って私が司会を務めさせて頂くので、よろしく願いたい。

ところで、本日の議事は、主として明日開催される総会に本委員会として報告すべき事項に関することであるが、関連して入試改善特別委員会の審議状況についてもご報告少々ご意見を伺うことにしたい。

〔議事〕

1. 大学入学者選抜方法の改善について

初めに丸井委員より、入試改善特別委員会における大学入学者選抜方法の改善についての審議状況に関して、おおむね次のように説明があった。

入試改善特別委員会は昨年7月に初会合を開催して以来、これまでに8回会議をもって入試改善について検討をすすめている。この間、本年3月に小委員会を発足させ、入試改善についての報告書の取りまとめ作業に着手した。本特別委員会および小委員会では、この問題の検討をすすめるについて共通1次試験の根本に溯り、これの廃止ということも含めて検討を行っ

たが、入学者選抜の方法について現行共通入試制度には問題点もあるものの、現在これに代り得るより秀れた代替案は見出し難く、共通入試制度を前提にして入試改善を図ってゆくこととした。

そして、この前提に立ってまず議論となったのは、共通第1次学力試験の実施目的・理念ということについてであった。共通入試制度については従来、「高校教育における一般的基礎的学習の達成度を評価」する共通第1次学力試験と、「各大学の学部・学科の特性に応じて重視される能力と適性を検査」する第2次試験を組み合わせ、これと高校の調査書等の資料を総合して入学者の選抜を行うことになっている。しかし、これについては、昭和57年度から高校学習指導要領が改訂されたことに伴い新高校教育課程では必修科目が減って逆に選択科目がふえるなど高校教育の基本的性格が変わったことから、共通第1次学力試験の位置づけということが議論となり、その結果、これを「大学教育を受けるに必要な基礎学力をみるために、主として高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」と実情に即してよりの確な表記に改めることが必要ではなからうか、という意見となった。

次に、共通1次試験の出題・解答の教科・科目について、現行の5教科7科目の受験科目数

は受験生に負担過重であるので軽減化が図れないのかという意見があるが、一方、大学側からも出題・解答の教科・科目の利用の仕方について弾力化を求める声もきかれている。これについては、5教科6科目案、5教科5科目案、3教科（たとえば国語、数学、外国語）＋各大学・学部独自の出題科目案等が話題に挙がっており、また試験の出題形式についても、メニュー方式やア・ラ・カルト方式ということが議論されているが、いずれにしても試験の科目数について各大学・学部で一定の幅をもって指定・選択が認められないか、という方向で議論がすすめられている。

共通1次試験の成績の利用については、たとえば資格試験的に各大学・学部で独自に決める一定の基準点をクリアすれば第2次試験の受験資格を与える方法、共通1次試験の成績と第2次試験の成績を合わせて合否の判定を行うが、その際共通1次試験の得点については当該大学・学部の設ける基準点に達しない場合は第2次試験の受験資格を与えないこととする、いわゆる足切りとして利用する方法、等が論議されている。

受験機会の拡大については、入学定員の一部（10～30%の範囲）をあらかじめ留保して2次募集の拡大を図ることや、一定の期間内に各大学・学部が自由に期日を定めて第2次試験を行う、等が話題に挙げられている。このうち、定員留保による2次募集については現に実施しているところもあるが、全体として小規模にとどまり、その選抜の方法も多くは共通第1次試験の成績を拠り所としているというのが実情である。それで、仮りに、2次募集について国立大学全体として本格的に実施するというになると、その選抜方法のあり方について検討する

必要があるばかりでなく、共通1次試験全体のタイムスケジュールの調整ということも検討する必要が生じてくる。受験機会の拡大については、このほか推薦入学枠の拡大、帰国子女、社会人の受入れの促進について検討をすすめている。このほかの検討事項として、大学の9月入学制に関する考察の資料を整理して検討を行っている。

以上が入試改善特別委員会の審議状況の概略である。それで、本委員会としては今暫く特別委員会の審議の成り行きを待たうえ、本委員会として取り扱って然るべき検討事項が生じた際には、速やかにこれに対応する構えでいたいと考える。

以上の説明について概略次のような意見交換があった。

- 推薦入学の枠の拡大ということについては、主として職業科高校出身者を対象に考えているのか、それとも普通科高校出身者の方を考えているのであろうか。
- それについては、いずれの場合も考えられてよいと思われるが、委員会で未だ十分検討がすすんでいない。推薦入学制については現在、大学・学部によって共通第1次試験を課しているところと課していないところがあるが、これについては何らかのガイドラインを設けるといようなことも考えられてよいのではないと思われる。
- 定員留保による2次募集については、現行と同様本試験で不合格となった者に限って受験を認めるということになるのであろうか。
- 考え方としてはそのような方向になるのではなかろうか。
- 定員留保による2次募集で国立大学に入学

する学生数は現在全体の定員約8万人に対し、1,500名程度に過ぎないので問題は比較的少ないであろうが、もしこれを全国的規模で実施しようということであると、それだけでなくも選考期間が窮屈である現行の試験日程では到底無理で、これの調整が必要となる。しかし、これには私立大学の入学金の納入期限にぶつからないかどうかという問題のほか、実行上考えらる幾つかの障害について検討する必要がある。

○ 共通第1次学力試験の目的について「大学教育を受けるに必要な基礎学力をみるために、主として高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」ということになるとすると、入試センターでは共通第1次試験の出題の基準ということについてどのように考えられておられるか。

○ 昭和60年度以降の共通第1次試験の出題の範囲については、従来の共通第1次試験が旧高校学習指導要領の必修科目を出題の範囲としていたのに対応して、必修科目に選択科目を加えて出題されることになり、出題の範囲は従来と殆ど変わらないこととなった。それで、入試センターとしては、「高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」ことによって「大学で教育を受けるに相応しい基礎的学力をみる」ことは可能と思われるので、共通1次試験の試験問題作成について基本的には従来と変るものではないと考えている。ただ、高校教育課程が多様化されるため、特に選択科目の出題については入試センターとして今後一層検討をすすめてゆきたいと考えている。

おおむね以上のような意見交換があって次の

議題に移った。

2. 「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン(案)」の取扱いについて

このことについて丸井委員より次のように述べられた。

このガイドライン案については前回(5.15)既にご了承いただき、これを理事会に諮って最終決定を行うことも合わせて了承が得られているが、本日改めてこの取扱いについて確認いただき、委員長と相談のうえ明日の理事会に諮り決定することとしたい。

ついで松井専門委員より、同ガイドライン案について、これを設けることの趣旨および審議経過等について説明があった。

3. 昭和60年度共通第1次学力試験の施行内容等の一部改正について

(1) 試験実施科目の順序および試験実施時刻の改正について

このことについて丸井委員より次のように述べられた。

昭和60年度共通第1次学力試験の試験期日については1月末(1月26日、27日)ということになったが、この1月末という時期は雪害の危険度が従来より高いことなどの理由から、受験実施に万全を期すという観点から、前々回(2.25)の本委員会において、試験実施科目の順序および試験実施時刻の改正について入試センターからの説明を基に協議を行った結果、従来第1日目が正午より「国語」と「理科」の2教科を、第2日目が午前9時より「社会」「数学」「外国語」の3教科を割り振るという日程で実施しているのを、60年度については、試験実施時刻について両日とも午前10時から開始し、

試験実施科目の順序については「国語」「数学」「外国語」の順で3教科を第1日目に、「社会」「理科」の順で2教科を第2日目に実施する、というように改正することとなったが、これについて過般開催の理事会に諮った結果、了承されたので、この旨明日の総会に報告することとしたい。(了承)

(2) 共通第1次試験の試験場の新設(名瀬市)について

このことについて丸井委員より次のように述べられた。

共通入試の試験場を鹿児島県奄美大島の名瀬市に昭和60年度より新たに設置することについて、鹿児島大学からの要請に基づき、前回(5.15)協議を行った結果、これについては本委員会が定めた「試験場問題に関するガイドライン」の第1項の「大学・学部の所在地(都・市・町)以外に今後試験場の設定はしない」という条項に抵触している点もあるが、奄美大島地区が離島で天候不良の際の海上交通の支障や同地区の受験生が相当数に上る等の事情を勘案し、特例としてこれの設置を認めてもよいのではないかとの結論となったが、これについて過般開催された理事会に諮った結果了承されたので、この旨明日の総会に報告することとしたい。(了承)

(3) 共通第1次試験出願後の特別受験措置の受付につて

このことについて丸井委員および松井専門委員より、おおむね次のように述べられた。

昭和60年度共通第1次試験の実施に関し、身体に障害のある者等に対する試験実施上の配慮等については、前回(5.15)入試センターから提起された3つの項目について協議の結果、いずれも了承されたが、このうち「出願締切後の

不慮の事故等による負傷者で、特別の受験措置を希望する者に対しては、身体に障害のある者に対する措置に準じた措置を行うこととする」としたことについて、これの受付の窓口を受験生の便宜を考慮して身体に障害のある者等に対する措置と同様、公立大学に協力していただくことが適当と思料したので、委員会に先立ち去る5月8日開催された国公立大学入試問題連絡協議委員会の席上この旨希望を申し述べたところ、公立大学側は非公式ながらこれを了承された。

これについて木村管理部長より、この件については公立大学と協定を結ぶ必要があり、今後所要の手続を踏んだうえ入試センターより各国公立大学宛通知したい旨補足説明があった。

4. その他の報告事項について

(1) 国立大学入学者選抜研究連絡協議会について

去る6月6日、7日の両日、名古屋大学を会場にして行われた国立大学入学者選抜研究連絡協議会の年次総会の模様について、丸井委員および松井専門委員(同協議会副会長)より説明があった。

(2) 国公立大学試験問題連絡協議委員会について

このことについて丸井委員より概略次のように説明があった。

大学入試に関する国・公立大学間の連絡調整機関として設けられた国公立大学試験問題連絡協議委員会が去る5月8日に学士会館(神田)において開催された。公大協から楠川会長はじめ8名、本協会から松田副会長(入試改善特別委員会委員長)、猪第2常置委員会委員長、丸井入試改善特別委員会委員(同小委員会委員長)、

松井入試改善特別委員会委員が出席し、それに入試センターから肥田野副所長が同席のうえ、先ず本協会側より入試改善について国大協における検討状況に関し説明するとともに、これについて意見交換を行った。また、前述のように、共通第1次学力試験における「出願締切後の不慮の事故による負傷者に対する特別措置」について公大協側に説明のうえ、これに対する協力方を依頼した。

3. 全国高等学校長協会代表との連絡協議について

このことについて丸井委員よりおおむね次のように説明があった。

全国高等学校長協会では本年3月に各都道府県高校長協会会長宛大学入試の改善に関する意見調査が行われた。その集計結果から主な点を拾ってみると、共通第1次学力試験の①期日については、2月上旬がよいとするのが回答数の約79%、②解答教科・科目数については、5教科6科目が、賛成約55%、反対約32%、5教科5科目が、賛成約43%、反対47%で、いずれも賛否相半ばであった。また、③ア・ラ・カルト方式については賛成約17%に対し反対が約77%で、否定的意見が強かった。それから④受験機会の

拡大の観点から定員の10%以上を第2次募集することについては賛成68%、反対23%であり、⑤推薦入学枠の拡大については98%の賛成率であった。

以上が高校長協会全体としての意見のポイントであるが、関連して、去る6月12日、高校長協会の代表者の交代に伴い新たに全国高等学校長協会会長に就任された加藤小石川高等学校長および普通科高等学校長協会会長に就任された中園九段高等学校長と、松井入試改善特別委員会委員長および松井入試改善特別委員会委員が文部省内の会議室において坂元大学課長、城倉企画官同席のもとに入試改善の問題を巡って懇談を行った。

以上のような報告があったほか、国立大学入学者選抜研究連絡協議会と入試センターで取りまとめた資料に関し、松井専門委員より「第2次募集による入学者数の推移」について、肥田野入試センター副所長より「第1次募集と第2次募集による入学者の共通1次試験成績」について、それぞれ説明があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2常置委員会

日時 昭和59年6月20日(水) 10:00~11:40
場所 国立教育会館中会議室
出席者 石井, 久佐, 福田, 小野, 井出, 金子, 潮木,
丸井, 脇坂, 谷口, 山田, 田中, 坂上, 井上,
松山, 江橋各委員
平井(猪委員長の代理)
宮崎, 猪岡, 松井, 金子, 各専門委員
(大学入試センター) 肥田野副所長, 木村管理部
長

猪委員長が欠席のため、丸井委員が代って司会に当たられた。

初めに、丸井委員より次のような挨拶があった。

本日は、猪委員長が病気により欠席のため代って司会を務めさせていただくのでよろしくお願ひしたい。

なお、猪新潟大学長の代理として平井学生部長が出席されたのでご紹介する。また、大学入試センターからは、肥田野副所長と木村管理部長にご出席いただいた。

以上のように述べられたのち、本日の議事に入った。

〔議事〕

1. 共通1次試験の実施期日について

初めに丸井委員より次のように述べられた。

昭和60年度共通第1次学力試験実施期日等の繰り下げについては、昨日の総会で決定したが、昭和61年度以降の実施期日は、全国高等学校長協会と話し合ってから後日決定することになっている。全国高等学校長協会としては、この試験実施時期を第3学年第3学期の授業が終了する2月上旬とすることを希望しているが、2月上旬に実施した場合には、一部の私立大学と試験期日が重なるという問題がある。

また、試験をウィーク・デーに実施する場合

は、高校等の施設を試験場に借用することが困難だと考えられる。それでも、昭和61年度についても60年度に準じて試験日を設定するとなると1月25日(土)、26日(日)ということになる。

以上のような事情があるが、いずれこの件については、全国高等学校長協会の代表と話し合いの機会を持ち、その上で本委員会で審議し、理事会および総会に附議して決定することになる。

以上の説明に関し、次のような意見の交換が行われた。

○ 高校側から特に強い要望がない限り、積極的に2月上旬に変更する必要はないと思う。
2月上旬に実施した場合には、志望大学の変更が難しくなるのではないかと。

○ 2月上旬と言っても、共通1次試験終了後、試験結果の中間発表までに最低5~6日間は必要なので、2次試験の出願期間が2月9日~15日と決められた場合は2月初めの数日中に実施期日を指定しないと無理である。

2. 傾斜配点について

このことについて丸井委員より次のように述べられた。

配付資料「合格者の決定に当って特別な方法

を行っている大学」は、各大学の募集要項から抜粋したものである。

共通1次試験の成績の利用における傾斜配点の措置は、多数の大学で実施され、そのことは大変結構なことであるが、中には極端な例がみられる。この傾斜配点に関しては、2年程前に本委員会において、「共通1次試験の得点に軽重を加える傾斜配点の措置は、教科単位で行うべきであること、特定の教科の成績を全くみないとする（0点とすること）はしないこと」などのガイドラインを作成し、これを各大学に通知したことがある。その後各大学では、入学試験の多様化が進められており、傾斜配点についても種々な方法が採用されているが、これに対して何か制限を加えることが必要かどうかご意見を伺いたい。

以上の提言に関して次のような意見の交換が行われた。

- 傾斜配点については今までも、ある程度は認められてきているので、原則的には大学の意向を尊重した方がよいという一面はある。
- 第2常置委員会の記録を調べると、「二段階選抜における共通第1次学力試験の成績の利用について」(53.6.24)という表題の下に第2常置委員長名で、「共通1次試験の成績は、総得点をそのまま利用することが原則であるが、場合によっては特定の教科の得点に軽重を加えて利用することも考えられる。しかしこの場合には、この旨を当該大学の募集要項等に記載し、予め入学志願者に周知させることが望ましい。」という内容の通知が出されており、これによると共通1次試験の成績は、総得点で利用するというのが国大協の原則的な考え方であって、傾斜配点は特殊な

場合の措置として容認されたものであった。

それで、最近になって論じられている受験産業によって生じた輪切り現象に対し傾斜配点によって対応するということは、次元が違う問題のように思われる。

- 「高校における学習達成度を見る」ということだけを考えると傾斜配点を行うことはおかしいが、大学・学部の適性に応じた学力を備えているかどうかを共通の尺度で見るという観点から考えれば、絶対に傾斜配点を行ってはいけないということにはならない。
- 現行の共通1次試験の趣旨から考えると、傾斜配点に0点は含まれないことが、コンセンサスである。

以上のような意見の交換があったのち、丸井委員より次のように述べられた。

共通1次試験の新しいルールが決まるまでは、各教科・科目の傾斜配点を行う場合、ある教科の成績を0点と扱うことはしないことを本委員会の確認事項として総会に報告することにしたい。

3. 第2次募集について

このことについて大学入試センター肥田野副所長から、配付資料を基に次のような説明があった。

配付資料「第1次募集と第2次募集による入学者の共通第1次学力試験成績の対比」は、6月7日の入研協（国立大学入学者選抜研究連絡協議会）で大学入試センター清水教授が発表したもので、本年度の第2次募集を実施した大学について調査したものである。

入学者の成績は、最高と最低の差が400点以

上も異なる大学もあるが、大体は200点くらいの差である。また、殆どの大学・学部において、第2次募集の方が第1次募集よりも平均点が高い。

以上のような説明があったのち、次のような意見の交換が行われた。

- 第2次募集の選抜方法は、多くの大学で共通1次試験の成績にウェイトを掛けており、それが平均点を上げる理由になっている。
- 受験の機会を2回にするために第2次募集を行うのであれば、全国的・組織的に実施しなければならない。しかしそうすると、現在の第2次募集のように平均点が上がらないので、国大協としては、何のために第2次募集を行うのかという点について改めて考える必要がある。
- 入試改善特別委員会では、定員留保の2次募集を組織的に拡大して実施する案を考えている。その場合、受験生は、最初の大学でチャレンジをし、これが成功しなかった場合に、第2次募集の大学を受験することを予測しているが、実際に全国立大学から、定員を留保して第2次募集を行うような意見が出るかどうかは疑問に思われる。

4. ア・ラ・カルト方式について

これについて次のような意見の提起があった。

共通1次試験の出題・解答の教科・科目に関して、いわゆるア・ラ・カルト方式のことが論議されているが、これの理念がはっきりしていないので、大学に持ち帰って議論を行う場合、各学長および各大学の入試関係委員の受け取り方がまちまちになる。それで、なるべく早く第

2常置委員会と入試改善特別委員会でこれの性格付けをはっきりさせていただきたい。

この意見に対し、丸井委員より次のように述べられた。

ア・ラ・カルト方式の具体的なことは、本委員会でも検討しなければならないが、その理念および目的等については、入試改善特別委員会に検討をお願いしたいと思う。入試改善特別委員会では、小委員会、親委員会とも夏休みまでに集中的に会議を開催し、各大学に大学入試の改善に関する検討資料を送付する予定である。

5. 第2常置委員会への検討依頼事項について

これについて、大学入試センター木村管理部長より次のような説明があった。

ある国立大学が、推薦入学の不合格者に共通1次試験の成績請求票を返却したために、その志願者が、他大学の2次試験に出願するという事態が生じた。昭和60年度は、共通1次試験の成績提供日が2月15日から変更されたため、このような事態は起りえないが、これまで共通1次試験を課す推薦入学で不合格になった者の他大学出願について、はっきり確認していなかったために上述のような事態が起こったわけである。

以上の説明に対し次のような意見があった。

- 共通1次試験を課す推薦入学に不合格となった受験生が再度出願することについて、本委員会では、同一大学・学部は差支えないが、同一大学他学部は各大学の自主的判断によることとしていた。なお、他大学については、共通1次試験を課す、課さない、使用する、しないに関わらず、成績請求を一度行っている以上問題がある。

- 将来、受験の機会が2回になった場合は別であるが、共通1次試験を課す推薦入学については、複数の大学に出願できないことをはっきりさせておく必要がある。

以上のような意見があったのち、丸井委員より、推薦入学に共通1次試験を課すことと、成績を使用することの区別をはっきりさせるよう大学入試センターから各大学に通知されたい旨述べられた。

6. 推薦入学および帰国子女の受入れについて

肥田野副所長より、昭和60年度の大学入学者選抜実施要項のうち、推薦入学および帰国子女の受入れについて次のような説明があった。

推薦入学については、判定結果の発表日の期限が変更になっただけである。また、帰国子女については、昭和57年度に特別な方法により選抜できるようになり、昭和58年度から共通1次試験を免除できることが明記された。

7. 第2常置委員会の審議事項について

これについて、丸井委員より次のように述べられた。

大学入学試験の基本的理念および目的については、入試改善特別委員会で審議されるが、これに関する具体的なことは、従来どおり本委員会で検討することになる。本委員会の審議事項は、「学科課程と入学試験に関する事項」であるが、来年（60年度）から新しい高等学校教育課程を履修した学生が入学するため、学科課程（特に教養課程における）の問題を検討する必要がある。

このことについては、3年程前に第1常置委員会、第2常置委員会及び教養課程に関する特

別委員会の三者で会談したことがあるが、時期尚早だったため、実った議論はされなかった。

教養課程における学科課程については、教養課程に関する特別委員会でも検討されているが、本委員会としても検討しなければならない問題であると考え。

以上の提言に関し、次のような意見の交換が行われた。

- 一般教育の問題については大学基準協会でも検討されているが、国大協としても直接関わってくる問題であり、基本的な事項をどこかで検討しておかないと立ち遅れる恐れがある。
- 新しい学習指導要領の施行により、高等学校が実際にどのような指導を行っているのか、その基礎資料を収集して各大学に送付しないと、この問題にどう対処してよいか分かりにくい。
- 学習指導要領が改正されたことにより、高校生の学力水準が従来と変ることになるので、国大協としてもこの問題を真剣に取り上げなければならないと思う。

以上のような意見の交換があったのち、丸井委員より次のように述べられた。

高等学校学習指導要領改訂に伴う大学の学科課程（特に教養課程における）については、国大協としても検討しなければならない問題であり、本委員会で担当することになるので、本日の議論を猪委員長に報告し、検討を進めることにしたい。

最後に、総会に報告する事項について確認がなされ、本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日時 昭和59年6月8日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 世良委員長

林, 原田, 山田, 須甲, 吉田, 辰野, 柳田, 鈴木,
能勢, 福井, 水野, 関田, 森本, 榎本, 玉井各委員

小路専門委員

世良委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、新たに就任された林正道委員(北見工業大学)、山田舜委員(福島大学)、安永武一郎委員(九州芸術工科大学:当日欠席)、榎本則行委員(佐賀大学)の紹介があり、議事に入った。

〔議事〕

1. 「保健管理センターの将来構想の具体案」

および「学生部から見た保健管理センターの問題点」について

(1) 保健管理センターの将来構想の具体案について

このことについて小路専門委員より、配付資料「保健管理センターの機構改革に関する具体案」を基に、次のような項目を挙げながら詳細な説明があった。

I センター機構改革を具体化する上の諸問題について

- 1) 教育面
- 2) 研究面
- 3) 事務面
- 4) 「学生相談室」について
- 5) センターの位置づけ
- 6) 現行施行規則の制約について
- 7) 職員の健康管理について

II センター機構改革の具体案

- 1) 健康教育カリキュラムの創設
- 2) 研究への援助態勢の強化

3) 事務機構の改革

4) 学生相談室の吸収合併

5) 設置法規則の改正

III 結論

続いて次の問題について説明をきいたのち、両者を合せて討議を行うことにした。

(2) 学生部からみた保健管理センターの問題点について

このことについて、鈴木委員より、配付資料「学生部からみた保健管理センターの問題点」を基に、次のような項目を挙げながら詳細な説明があった。

- 1) センターの事務組織について
- 2) センターの位置づけについて
- 3) 精神衛生管理について

以上の説明があったのち、次のような意見の交換があった。

- 学生相談室を訪れる学生はまだ良い方で、全然来ない学生の方に問題がある。それで、このような学生を如何にするかが問題であるが、それには、学生の自主性にまかせないで教職員が一步踏み込んで学生各人の健康状態を把握し、異常な学生を早期に発見してセンターと相談するなどの処置を取るということが必要と思われる。そのためには、どのような機構体制を整えたらよいかということが重要な問題となる。

○ 問題を抱えている学生は自発的にはセンターへ来たがらず、大学当局もそのような学生に対する対応の仕方が解らずに迷っている状態である。

そこで、日常、学生に接する機会の多い教官や学生部職員がそのような学生を見かけたら、これをカウンセラーに連絡するといった方法をとるのがよいのではないかと思う。外国では、学生間や学生と先輩間で電話などを利用した相談システムがあるということである。

しかし、これらのことは、一般的には考えられるが、現実にはその手続の煩雑なことや精神衛生という問題についての偏見等があり、現状では教職員がこのような問題に関わることを忌避したがる傾向がある。

○ 学生相談室と保健管理センターの合併についての提案があったが、現在の学生相談室はおおむねセンターとは別になっていて、主に教養部を中心とした組織で学生と密着した形で活動を行っている。これがセンターに合併されるということになると、相談室はカウンセラー的立場になって、学生の現場と離れてしまう形となる。従って、合併する場合には相談室という機能が単に学生の生活上の相談機能、指導機能を果すばかりでなく、各学部の補導教官とか学生係員などと密接な連携を持った体制にしないと浮き上がった存在となり、学生が来なくなるという状態になりかねない。

○ センターを設置しても学部で学生相談室を置いている所がある。私の大学では3つキャンパスがあり、本部に置かれているセンターのほかに工学部、医学部のキャンパスに相談室があり、ここには非常勤のカウンセラーが

週2回勤務している。そのほかにボランティアとして数人の教官が相談に当たっている。学生は寧ろそのような所に気軽に相談に来るようで、相談室の看板をかかげると却って学生は来たがらない。学生が緊張感をもたないで相談に来易くするシステムを考えることが肝要である。

○ その機構を学生に周知することが大事である。まず指導教官のところに行き、それからカウンセラーの方にもってゆくというシステムがよいと思う。

○ 保健についての教育を保健学の専門でない体育の教官がやっているようであるが、これでよいのであろうか。それから、センターに研究機関としての機能を持たすべきであるということについては、本来実施機関である管の保健管理センターが研究を始めた場合、研究面と実施面とが果して両立し得るであろうか。

○ 本来、医師が講義すべき健康の歴史や栄養に関することも、そのテキストがあれば体育科学専攻の教官にでもできないことはないが、しかし、これでは学生に興味を持たせることはできない。保健の教育に関しては、体育理論的な講義とは別なものを考える必要がある。

○ 国立大学卒業生に対する「教養課程教育に関するアンケート調査」の結果によれば、保健理論の講義は中途半端で面白くないとの評判である。

○ センターに研究機能を持たせると実施面の業務がおろそかになるのではないかとのご意見があったが、センターでの研究というのはセンターの実際に関わる問題についての研究のことである。

- 規模が小さく、医学部がない大学では、専任の医師を求めることに苦勞している。医学部を持つ大学から医師を派遣してもらっても現在のままでは研究する施設も場所もない。またカウンセラーにしても昇進するポストがないため定着しにくい状況である。
- 大学時代の学生生活は、自分自身が自立するためのライフスタイルが形成される大事な時期であるので、学生に健康の自己管理ということをしっかり教え込む必要があると考える。
- 保健管理センターが教職員の健康管理を実施している大学もあると聞いているが、私の所のセンターは場所を貸しているだけで、教職員の健康管理についてはノータッチである。
- 保健管理センターの管理運営については、厚生補導関係規則どおりに実施しようとしてもいろいろ問題があり、大学側とセンター側の相互関係の上から医療行為をしている大学が相当あるようである。
- 保健管理センターのあり方は、大学の規模や医学部の有無、それに学内のコンセンサス等の点から一律には決めにくい。このモデルとして九州大学や大阪大学のような例もあるが、大学の学内事情は複雑であり、また機が熟さなければできない問題であるから、一律にこの例に倣えとはいえない。
- 保健管理センターの所長は何科の医者——例えば精神医学の専門医でなければならぬというようなことがあるか。センターのあり方についての今までの話をきくと、センターの目的をどこに置くかによって所長の専門が絞られてくると思われる。そこで、どういう人を選ぶかということがセンターの運営の成否に関わってくることになる。
- 各大学の保健管理センターの教授および助教授の専門と、センター所長の専任、兼任状況について調査をしてもらいたい。
- 本日の議論の中心は、いかにして学生を保健管理センターに結びつけるかということであると思うが、その点がうまくいくとセンターの機能も十分に発揮できることになる。
- 保健管理センターの運営については、センターだけを中心に運営を図ってもうまくゆかないと思われるので、全体のヘルスケアの中でのセンターというように考えてゆきたい。
- 保健管理センターの事務職員の問題についてであるが、従来事務職員は保健管理センター専属として張り付いていたのでその事務は支障なく運営されていた。ところが、その後定員削減措置の影響をも受けて学生部へ引き上げられてしまい、現在は学生部厚生補導掛長がセンターの掛長も併任しているが、事務に精通していないため運営に支障を来している。
- 無気力な学生は、指導することによってよくなる可能性があるのではあろうか。
- 保健管理センターの機構がどうであろうとも、無気力だから受診しなさいというだけでは学生は行かないと思う。そのためには、病気ではないが近頃元気がないとか、顔色が悪いとか、ほかの理由に絡ませて受診させ、その時に精神的面もみてもらうなど、方法に何か工夫が必要でないかと思う。
- 私の経験では、問題を抱えている学生に先生がセンターに行って相談することを促しても行かなかったが、友人が言ったら行ったという例がある。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

保健管理センターを九州大学、大阪大学、名古屋大学の形のように組織替えることには、まだ議論が熟していないが、差当りの問題としては、センターの機能を十分発揮できるようにするための学生との接し方、学内協力体制の組

み方等の問題について検討する必要がある。これに関連して次回は、岩手大学と大阪大学の学内体制の事例を基にさらに審議することとしたい。また、小路専門委員のセンターの改革論について引続き検討したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日時 昭和59年6月20日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館702号室

出席者 世良委員長

林、原田、山田、須甲、吉田、辰野、柳田、鈴木、能勢、福井、水野、岡田、森本、安永、榎本、玉井各委員

小路、立野専門委員

世良委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり述べられた。

本日の議題は、「委員会の審議事項について」ということであるが、前回の委員会では、保健管理センターを中心とした健康管理システムの問題が当面の課題とされ、これについて検討が行われた。そして、この保健管理センターの学内における位置付けが良好な形で運営されている大学の事例、及び学生からの保健管理センターに対して要望すべき事項等があったら今回報告していただくことになっていた。

それで本日は、これらのことについて岩手大学、大阪大学及び小路専門委員より資料に基づきご説明をいただき、ご審議をお願いしたい。

〔議事〕

◎ 保健管理センターを中心とした学生の健康管理の問題について

(1) 岩手大学における精神衛生に関する専門委員会の中間報告について

最初に、原田委員より岩手大学における精神衛生に関する専門委員会の中間報告について、次のような説明があった。

精神衛生に関する専門委員会が、正式に発足したのは、昭和52年であった。その発足の契機となったのは、昭和50年から昭和51年頃に学生の自殺が多く発生したため、学内において精神衛生のスクリーニング・テストを行ってはどうかと言う意見が出されたので、評議会において協議の結果、保健委員会のもとに精神衛生に関する専門委員会を設置し、スクリーニング・テストの可否等を検討させることになったものである。

そしてこの精神衛生に関する専門委員会の検討の過程で、スクリーニング・テストについては、勿論効果があることは認めるが、それをさらに有効に活用するためには、精神衛生に関する対策の組織が学内に整備されていることが必要であり、単にスクリーニング・テストを行っても問題のある学生を受け止める組織が整って

いなければ、意味がないとの意見や、また、カウンセリングの組織体制の整備については、学生相談室が中心になっているので、これとの関係や、厚生補導の面のこともあり、これらをどのように具体的に運用していけばよいか、検討するのに時間を要するということが中間報告としてまとめられた。

その後、精神衛生に関する専門委員会から昭和57年9月に、次の点に留意すべきである旨の最終報告が出された。

- ①学生相談機関スタッフの業務は相談及びそれに関連する研究調査等とすること。
- ②学生の問題のかなり多くの部分が教養課程在籍中に発生するか、あるいはその期間中に萌芽していること。(このため保健管理センター学生相談室の分室を人文社会科学部に設置し教養課程の教官の協力を得ることは検討に値する。)
- ③学生が以前にまして気楽に利用しやすいようにすることを重点にして機構のあり方を考えること。
- ④相談機関への来談をうながすため、学生・教職員にいっそう積極的に周知をはかるPR等の手段を考えること。
- ⑤全学の学部等の連携が十分に行われるよう構成すること。
- ⑥これまでこの種の問題を取り扱ってきた保健管理センターの学生相談部門と担任教官などの補導機構との協力が必要であること。

以上の報告に基づき、保健管理センターの中の学生相談室の拡充強化の方針を決定し、保健委員会委員長(学長)の指示に基づき、保健管理センター長は同センターの運営委員会で検討しつつ、以下のような拡充強化の具体的な方策

を決定し、昭和58年6月から実施することになった。

- ①保健管理センター内の相談室(カウンセリング本部)の強化。
 - ア 非常勤カウンセラー2名の任用〔人文社会科学の教官(教養課程ブランチ組織)〕
 - イ 学生相談室打合会の設置

②教養課程ブランチの設置

- ③学生相談室打合会と各学部の学生相談委員ないし補導委員との恒常的な連携の確立。

また、精神衛生・学生相談に関する広報活動として、教育学部教官による講演、学園だよりの掲載、保健シリーズ小冊子の一般配布、一般教養科目に心理学(精神衛生)を開講、その他オリエンテーション等での広報等の発行。

このようなことを、昭和58年6月からスタートさせたが、従来からのものとの違いとしては、次のようなことがいえる。

来談者数は新規・延べ件数とも、昭和55年から年々増加傾向にあるが、人文社会科学部ブランチを設けたことにより学生の相談件数が増加した。

例えば、人文社会科学部ブランチにおいて、新規/延べ件数の割合は $13/51=25.5\%$ で、学生相談室(保健管理センター)における同様の割合は $31/194=16\%$ である。

人文社会科学部ブランチでの相談件数が増えた理由としては、学生相談の場所が、教官の研究室であり、普段から、学生の出入が多く、初めての者でも気軽に入りやすい状況であったことにある。

また、学生相談室(保健管理センター)にくる学生は、比較的覚悟を決めてくる学生が多

く、それだけに深い悩みをかかえている学生が多い。

昭和58年度の来談者数の増加は、人文社会科学プラランチが大いに寄与していることがうかがえる。

以上の説明に関して、次のような質疑応答があった。

○ 人文社会科学部のプラランチに相談に来る学生は、主として教養課程の学生か専門課程の学生か。

○ 教養課程の学生が多い。

○ 学生定員数は何名か。

○ 全体では4,000~4,500人位である。

○ 人文社会科学部のキャンパスの概要をお聞かせ願いたい。

○ 教養課程の教室と専門課程の教室は、同じ敷地の中に隣接している。

○ 非常勤カウンセラー（人文社会科学部）のところへ相談に来る学生は、学業・進路と精神衛生相談のどちらにウエートがあるのか。

○ 一般的には精神衛生相談より進路相談の方が多い。また、保健センターへ来る学生は精神衛生の相談が中心である。学部の補導教官が相談を受けて精神的におかしいと思われる学生については、学生相談室（保健管理センター）へ移すことにしている。

これに関連して、保健センターの打合会のメンバーが月1回各学部の補導委員等のところへ出向き、相談や事例の説明及び討議等を行い指導したりしている。また、無気力な学生について対応するのは各学部の補導委員が行っている。教育学部においては、心理学の教官が独自に学生相談を行っている。

○ 教養課程と専門課程の相談の割合はどう

か。

○ 3~4年生になると、卒論や就職等の相談が増加している。

○ 東京大学では、新入生に対して面接を行っているので精神的におかしい学生は、チェックできるし、また家庭教師等を斡旋する場合には社会的問題も配慮し、特別な配慮をしている。

○ やる気のない学生にはどのように対応するのか。

○ 佐賀大学の場合は、補導教官が30名位の学生と対応している。保健管理センターへ学生が相談にくると補導教官に連絡し、補導教官が家庭へ連絡する方法などもとっている。

また、毎週木曜日に補導時間を設定しているので、教養課程においてはクラス担任が、専門課程においては補導委員が学生の健康上のことや、その他のチェックができるようになっていく。

○ 今日では、教官が教壇を降りて面倒をみたり、世話をする時代なので、やる気のある教官と学生との間にギャップがあるのも事実だ。

○ 精神衛生の面での問診は効果があるが、現在、新入生を対象に問診を実施している大学は、東京大学、一橋大学及び茨城大学等である。

(2) 大阪大学における修学状況調査について つづいて、水野委員より修学状況調査について次のような説明があった。

この調査は、第1学期の履習科目を提出していない学生を対象に、長期欠席の実態を調査する目的で5年前から実施している。

実施内容は、学生が入学後1年を経過した時点で年間取得単位が15単位以下の者及び留年生

のうち、原則として、不足科目が10単位以上または、前年度取得単位が10単位以下の者に対し、担任教官がそれぞれ対応し、修学指導を行っているものである。

これらの調査をしてみると修学状況が悪い主な理由としては、経済的理由や健康上の理由が多かったが、実際に学生に事情聴取してみたところ転学・転部を希望する者がいることが分かった。

以上の説明に関して、次の意見があった。

- このような調査は、他大学においても実施しているか。
- 届出のある学生または保健管理センター（学生相談所）へ行く学生以外に全く連絡のとりようがない学生で問題のある者が一番対処するのに難しいのではないか。

(3) 国立大学保健管理センター教官専攻分野調査について

つづいて、小路専門委員より国立大学保健管理センター教官専攻分野調査について次のような説明があった。

今回の調査結果は、79大学を対象にしたものであるが、センター長が専任職員である大学は43大学（教授41名、助教授2名）、で、センター外職員が併任している大学は36大学であった。そのうち、センター長が専任職員である教官の職種別分野については、医師が80%、カウンセラー（臨床心理学の教官）が20%となっている。また、国立大学学生相談室の設置状況については、センター内に「学生相談室」を設置している大学は46大学、センター外に「学生相談室」を設置している大学は18大学（うち8大学は、センターと両方に相談室を設けている。）

あり、センターに「学生相談室」を設置していない大学は23大学あった。但し、大部分の大学では、健康相談のなかで学生のカウンセリングを含めて対応している現状にある。

以上の説明に関して、次の意見があった。

- 岩手大学のような良好な形で運営されている例を参考にして、やる気のない学生を把握し、精神的に欠陥のある学生を保健管理センターへ行かせるという一種のモデルケースを検討してほしい。
- 大阪大学の場合、学生相談室は、教養部に昭和33年から設置されており、保健室は、当時医学部にあった。保健管理センターが発足したのは昭和45年からである。学生相談室の主事は、かつて教養部で教育心理を専攻された教官で、すでに、退官された方が担当している。先程から話を伺っていると医学部の教官に相談しやすい傾向があるようである。
- うちの大学では、保健管理センターの設置が遅かったこともあり、各大学の保健管理センターについて調査したことがある。参考になる資料があると思うので、よろしければ次回に提出してもよい。

最後に、委員長から本日の議事を総括されたのち、次のように述べられ、了承された。勉学意欲を失っている学生を把握し、やる気を起こさせるための方策について、小路専門委員にプランを作成していただくこととし、さらに鈴木委員には、金沢大学の実情を学生部側からの立場でレポートをとりまとめ提出していただくことにし、それぞれ次回に検討することにしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和59年5月9日(木) 10:30~12:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 諸星委員長

八戸, 小林, 梅津, 黒木, 天野, 町田, 高梨,
加藤, 川端, 松本, 砂田, 山川各委員
舟橋, 安藤各専門委員

第4常置委員会

諸星委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のような報告ならびに挨拶があった。

舟橋専門委員(前宇都宮大学事務局長)及び安藤専門委員(前東京大学庶務部長)には、このたび人事異動により、九州大学事務局長、長岡技術科学大学事務局長にそれぞれ転任されたが、なお引き続き専門委員としてご協力いただくことをご了承いただいたので、この旨ご報告する。

本日の主要議題はご案内のとおり、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について」ということであるが、そのほかに、曾て本委員会検討したことのある「研究専念休暇制の新設」の問題の再検討、および本年度の「人事院勧告」に対する対応の問題についてもご協議をいただきたいと思う。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

初めに高梨委員から、配付の「要望書(案)」を朗読しつつ、昨年までの要望書の内容との異同点について次のように説明があった。

- ① 教育職(一)俸給体系の是正を図り、併せて俸給水準の格段の引上げを行うこと。：これについては、特に「格段」という語句を

入れて強調することにした。なお、大学院修了者の初任給格付けの点については具体的数字の表示は省略することにした。

- ② 大学教官特有な職務に見合う手当として、「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。：これについては昨年度の内容と変りはない。

- ③ 部局長(学生部長等を含む)のすべてについて指定職の完全適用を図ること。：これについては、指定職本来の主旨についての説明を加えた。

- ④ 管理職手当の適用対象を拡大すること。：これについては昨年度の内容と変りはない。

- ⑤ 研究教育支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。：これについては従来の「研究教育関係職員」の呼称を「研究教育支援教職員」と改めるほか、人事院が進めている「専門技術職俸給表(仮称)」の新設の動きに対応し、その表現を大幅に修正した。

- ⑥ 年金・退職金を含めた「生涯所得」の維持・改善を図ること。：これは今回新規に取り上げた要望事項である。近年、「生涯所得」をめぐる官民格差が問題とされ、とりわけ、公務員の年金ならびに退職金の見直しが提起されているが、この両者の比較には適切でない面があるので、生涯所得の観点からこのことを論じ、公務員の期待権を損なわないよう配慮されることを要望す

ることとした。

以上の説明があったのち、次のような意見の交換が行われた。

- 人事院が進めている「専門技術職俸給表（仮称）」の新設によって、国立大学における研究教育支援職員は、大体これに移行されることになるのであろうか。
- これについては人事院において既にこの定数配分の検討が進められている。
- 3の「指定職の完全適用」に関する箇所では、「指定職制度は特定の職務就任を条件に適用するのが本来の主旨である」と述べられているが、これはこれまで行われてきた定年1年前の教授を指定職にすることを除外しようという意味であらうか。
- そのような意味ではない。ただ人事院が文部省に指定職定数を割り当てる時は、大学の部局長数を基礎にして割り当てている。それを大学は、その定数の一部を年功のある教授に当てている。ところが、その指定職候補者は年々増加しているのに、定数の枠の方は全く増えていない。従って指定職の適用資格が厳しくなっているが、そうかといって現在指定職になっている部局長定数を削り、これをそちらの方へ廻すことも出来ない。そのため今後指定職定数が増えた場合、部局長でまだ指定職になっていない者に優先的に廻すことにしたいというのがその趣旨である。
- 職員組合では、教育研究に直接かかわる技術系職員の制度的位置づけを確立するため、国立学校設置法則の一部改正を要望しているが、そのことをこの要望書の中に盛り込まなくてもよいか。
- それは文部省が省令改正をすればよいこと

であって、ここで特に取り上げる必要はないであらう。

- 専門技術職俸給表（仮称）の適用を受ける国立大学の職員は8,000人くらいとのことだが、全体の中から8,000人ということか。
- 文部省は約8,000人の枠を人事院と折衝中であり、その内訳は教務職員約1,500人、教室系技術職員（行一）（但し8等級を除く）5,500人、あとは技能職員（行二）の一部ということのようである。

以上のような意見の交換があったのち、委員長より、この要望書（案）を今度の国大協総会に提出したい旨諮られ、異議なく承認された。

2. 研究専念休暇制の新設について

初めに委員長から、この件については以前総会（昭和53年春）で時期尚早とのことで賛同を得られなかった経緯があるが、近年この制度を導入している私立大学も増えてきているなど、当時と社会情勢も変わってきているので、再度これを提案してみてもどうかと考える、との説明があり、ついで高梨委員から次のような主旨説明があった。

昭和53年6月にこの要望書（案）と同趣旨のものを総会に提案したところ、時期尚早とのことで賛成が得られなかった。これは、当時たまたま第4次定員削減の発足時期に当たるといふ事情もあって、教官がこのようにまとまった休暇（在職期間8年に対し1年の休暇）を取るといふことは、教官定員に余裕があるからであらうとの無用な憶測を生むことを懸念した面もあったと思われる。また一方、現実にはいろいろな制度を利用して、教官が海外出張しているという状況もあり、特にこの休暇制度を設ける必要性はないのではないかとの考え方もあったよう

である。

しかし、現在は当時と比べ諸条件・諸事情が変ってきているので、教官の研究向上のため、再度この研究専念休暇制限の問題を提案してはどうかと思う。ただし、以前保留になった経緯もあるので、慎重に事を運ぶ意味で、今春の総会には報告事項として問題提起をするに止め、次の秋の総会に正式に提案しては如何かと考える。

以上の説明に関して次のような意見の交換があった。

- 外国での実情はどのようなのであろうか。
- 外国、特にキリスト教国ではほとんど、7年勤務に対し、1カ年の有給休暇を実施している。なお、その間の講義はローテーションで補っている。
- これの対象となる教官は講師以上か。
- 「講義負担等を一定期間免除し……」とあるとおり、講師以上を対象に考えている。
- 一昨年「国公立大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」が施行され、これによってサバティカル・イヤー制度を利用して来日する外国人学者を国立大学の教員として採用することが可能となった。その任期は各大学によってまちまちである。
- 研究専念休暇となると、休暇が終った時点でレポートを提出するなどを義務づけるのか。
- 各大学の自治に従って実施することであり、義務づけは出来ないと思う。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長から次のような提言があり、了承された。

この制度は我が国ではまだ馴染みのないものであるので、これの了承を取りつけるためにはかなり事前説明が必要であると思う。それで、理事会にその旨を説明したうえ、春の総会には報告事項として主旨説明をする程度にとどめ、半年くらいの検討期間をおいて、秋の総会には諸外国の資料・事例なども添えて審議を願うことにしたい。

3. 人事院勧告の取扱いに関する要望について

これについて委員長より次のように述べられた。

国家公務員の給与改定に関する人事院勧告が、一昨年は凍結され、昨年は抑制されるという異常な事態となっている点に鑑み、人事院が昭和59年度一般職国家公務員の給与に関する勧告をした場合、政府は勧告に従って完全実施されるよう事前に要望書を提出してはどうかと考え、過般(4.27)の小委員会で協議し、本日その原案を用意したので、これについてご審議願いたい。

ついで高梨委員より次のような説明があった。

人事院勧告の問題についての本協会の対応は、一昨年は、政府がこれの実施の見送りを決定したのちに遺憾の意を表明する「声明」を出し、昨年は、勧告が提出された時点でこれの完全実施を求める「要望書」を関係方面に提出した。そのような経緯を踏まえ、今年は勧告が提出される前に要望しようということであるので、この要望書(案)の見出しも「人事院勧告の“取扱い”に関する要望書」ということにした。なお、本文については一応一昨年のもを土台にしてまとめてみた。

以上の前置きののち、要望書（案）の内容について説明があった。

これに関しておおむね次のような意見の交換があった。

- 公務員給与の改定は一昨年は凍結され、昨年は不完全実施となったが、このことをどのように評価するかが問題である。つまり積み残し分4.6%の全額を回復させるのかどうかということが問題である。
- 給与抑制措置で最も不利を蒙るのは、退職手当の基本給が据え置かれることである。
- 大学側が度重なる定員削減に協力して給与的経費の抑制に努めてきたのであるから、基準賃金の維持を主張するのは当然の筋道と思う。

おおむね、以上のような意見の交換があったのち、本要望書（案）を承認し、理事会に諮ったうえ来る6月の総会にこれを提出することとした。

4. その他

- (1) 定年制度の施行（60.3.31）に伴う退職者の不補充措置への対応について

これについて石塚事務局長より次のような報

告があった。

政府は、臨時行政調査会の答申に関連して「行政改革に関する当面の実施方針について」の閣議決定（59.1.25）を行い、その中で「定年制施行により一時的に大量に発生する退職者の後補充については、真に必要な場合を除き行わない」としている。この措置は現在60歳以下の定年（勲奨退職）を実施している省庁ではさして問題はないが、60歳以上で実施している国立大学では例年以上の退職者が出ることになり、これの後補充が行われなくなれば、大学における教育・研究や管理運営に重大な支障を生じることになる。それで、この件に関し、明日、沢田副会長、諸星第4常置委員長、有江第6常置委員長の3者が行政管理庁へ出向いて陳情を行うことにしているので、とりあえずご報告する。

(2) 日教組大学部との会見について

このことについて委員長より、去る3月29日と4月26日の2回に亘り、研究技術専門官制度および教職員の待遇改善問題について日教組幹部と会談した旨の報告があり、これの会談内容について更に安藤専門委員より詳細な説明があった。

以上をもって、本日の議事を終了した。

日時 昭和59年6月20日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館703号室

出席者 諸星委員長

小林、梅津、黒木、天野、町田、高梨、加藤、
吉利、川端、松本、高木、前田、砂田、山川、
古川各委員
舟橋、安藤各専門委員

第4常置委員会

諸星委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように述べられた。

本常置委員会としての当面の課題は国立大学の教職員の給与改善の問題と人事院勧告の実施に関する問題であり、この両者については関係方面に要望書を提出することとし、これを本日の総会に諮ることとしている。

また、曾て本委員会で検討したことがある研究専念休暇制度いわゆるサバティカル・イヤーの問題についても、今後の検討課題ということとして総会に問題提起をしたいと考えている。それで、本日は以上の諸問題を中心にご協議いただくことにしたい。

〔議事〕

1. 研究専念休暇制度について

これについて高梨委員から次のように述べられた。

現在、主だった私立大学ではサバティカル・リープを実施しているようであるが、国立大学でもこのサバティカル・リープについて検討することを総会で了承が得られたなら、これに関する国内の諸データを集めることにしたい。また、海外の状況については、欧米諸国の大学から教員をサバティカル・イヤーで日本の大学に招へいしているが、これが具体的にどのような手続き・方法・規定で実施されているのか、海外の大・公使館を通じて資料を集めたいと思う。

このサバティカル・リープの問題については、以前第6常置委員会でこの制度の新設に関する要望書の提出が承認されたが、総会で否決されて棚上げになったという経緯がある。その時の議論としては、国家公務員の総定員法に基づく定員削減が一方で実施されているのに、大学教官が8年勤めたら1年間の休暇を取って講義その他の業務を免除されるということを経済することは、教官定員が余っているのではないかとの批判を招く恐れがある。また、定員削減について国大協として、大学の教育・研究に支障を及ぼすのでこれを実施しないよう配慮されたいとの要望をしている際に、教官のサバティカル・リープの問題を提起するのは具合が悪いのではないか、というようなことが主な理由として挙げられたと聞いている。

おおむね以上のような経過説明があったのち、次のような意見交換があった。

- 東京の主だった私立大学では、7~8年に一度の割合いでサバティカル・リープを実施しているようである。また、その間は講義とか教授会出席等は一切免除され、1年間は外国等に行こうがどのように使おうが自由のようである。
- 「研究専念休暇」という表現は適切であるかどうか。サバティカル・イヤーという原語とはややニュアンスが違うような印象を受け

る。

- 前回の委員会で、“専念”という言葉を入れた方がよいとのことでこのような表現とした。この趣旨は研究を深めるためには研究に専念する休暇が必要であるということである。
- 現状では制度としては難しいのではないか。学部・学科等で講義の組み方等を工夫して、学内の措置で何とか工夫できるのではないか。
- 休暇の期間は、1年間ということではなく半年くらいでもよいのではないか。

2. 研究技術専門官制度の新設について

これについて委員長より次のような説明があった。

国立大学の技術系職員の待遇改善を図るための方途として、第6常置委員会では「研究技術専門官制度」の新設を構想し、昭和53年以降、文部省及び人事院に対し、これの実現方を要望してきた。この構想は、理工系の教務職員、行政職(一)の教室系の技官等については、別建の俸給表を新設し、これによって技術系職員の給与改善を図ろうとするものであるが、その後人事院は、国家公務員の給与制度の見直しを進める中で、「専門技術職俸給表(仮称)の新設」を構想するに至り、この人事院構想と本協会提案の「研究技術専門官制度」との調整が必要となったので、目下文部省の人事課を通じ、人事院との折衝が続けられている。

この人事院の給与制度の改正作業は、スケジュールとしては、来年度の人事院勧告に盛り込まれる予定で進められているようであり、目下、人事院は関係各省庁の意見や職員団体の意見等も聞いて取りまとめの作業を行っているよ

うである。

以上の説明に対し次のような意見交換が行われた。

- 助手は研究補助、学生の実験指導までやっているが、この技術専門官の場合も専門職となると、仕事の内容としてこれと同じものが含まれることになるのではないか。
- この制度の実施によって待遇の面はよくなるが、職務の内容までは変わることはないであろう。
- 助手から技術専門官に移行した場合は、教特法の準用はなくなるが、同じ業務を行うグループに、一方は教特法の準用が出来て、一方が出来ないというのでは不公平ではないか。
- 制度の発足がどういうふうに固まっていくか問題であるが、大学には、教員系の職員と事務系の職員の二つの区分があり、今度技術専門官系の職員が出来るに際し、これを教員系列に準じて処遇するのか、あるいは別集団として別個に取扱うことにするのかは、管理運営上のポイントになる。

3. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

これについて高梨委員より次のような説明があった。

この要望書は例年関係方面に提出しているものであり、その要望事項は次のとおりで前年度と変わらないが、若干表現を改めるとともに⑥を追加した。

①教育職(一)の俸給体系の是正を図り、併せて俸給水準の格段の引上げを行うこと。

②大学教官特有な職務に見合う手当として

「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

③部長(学生部長等を含む)のすべてについての完全適用を図ること。

④管理職手当の適用対象を拡大すること。

⑤研究支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

⑥年金・退職金を含めた「生涯所得」の維持・改善を図ること。

前述のようにこの中の第6項は今年度新しく付け加えたものである。これを特に取り上げたのは、近年、「官民格差」が問題とされ、公務員の年金・退職金の見直しが提起されているが、これについては、公務員は離職しても民間のサラリーマンと違って雇用保険法(失業保険)の適用がなく、また、様々な労働基準法上定められた条項についても民間サラリーマンに比べて冷遇されている面があるので、それらの点を考慮し、現在の退職金制度を維持・改善するよう求めたものである。

以上の説明があったのち、これに関連して助手の待遇改善について、おおむね次のような意見の交換があった。

○ 助手の待遇改善問題について、講師を2等級にして、助手を1ランク上げて3等級とする案が提示されているが、これの見通しについてはどうなのか。

○ 国大協として講師の名称を廃止するということで踏み切ってもらえればよいのではないか。大学教官の職階は教授、助教授、助手ということであるので、講師は助教授と一本にしてよいのではないか。

○ 新設の大学の場合、教官の個人審査を大学設置審議会にお願いしているが、専任講師の名称をなくすには設置基準を変えて貰わなければならない。例えば、助手からの昇任資格

審査で、助教授は無理であるが、講師なら認められるということである。

○ 助手制度の改善については以前第1常置委員会と合同で検討されたことがあるが、大学の講座・学科目制の制度とも絡むということで、当時の第1常置委員会との間で合意に達しなかった。また、助手については多様な性格を有しており、講師以上に昇任予定の研究助手もあれば技術助手、事務的助手もいるなど、それぞれの大学の実情も異なり、いきなり画一的に扱うのは困難であるということである。

○ 理工系では、講師の定員も少ないので講師は現在有名無実である。助手からの昇任は助教授ということである。

○ 講師の名称を廃止することは、教員組織の根幹に触れることになるので、学校教育法の改正をしなくてはならない。第4常置委員会だけでなく、第1常置委員会の方でも検討して貰わなければならない問題である。

第4常置委員会では、助手の待遇改善(3等級格付け)を打ち出しているが、第1常置委員会で講師を廃止する論議をして貰うということと連繋する必要があるのではないかと。

4. 人事院勧告への対応について

これについて委員長より次のような説明があった。

人事院勧告が、このところ凍結ないし抑制されるという変則的事態が続いており、これに対し当協会では一昨年は「凍結」決定後に遺憾の意を表する「声明」を出し、昨年は勧告提出後にこれの完全実施を関係方面に「要望」したが、「抑制」という結果に終わった。それで今年は、人事院勧告が出される前に、関係方面にこ

れの完全実施を求める別紙のような「要望書」を提出して強く訴えることにしたいと思う。

これについて若干意見の交換があったのち、これを承認した。

5. その他

今後の検討課題に関連して次のような意見交換があった。

- 大学教官については、国際的に対応していかなくてはならないので、教官全般の待遇改善について検討する必要があるのではないか。昭和49年からの人材確保法の施行により、義務教育教員については、3回に亘って25%の引上げが行われ、それに関連して大学教官の給与水準の若干の引上げも行われたが、昭和49年以前と比較すると、大学助教授は高校教諭より給与が下回って、逆転している。このような実情にあるので、この際大学教員の給与水準の全体的引上げに関し、基本的データ

の作成および人材の確保と学問水準の向上の必要性に関する理由づけの検討を行うことにしてはどうか。

- 過去の例などを調べて、小委員会で検討することにしてはどうか。
- 大学の教員と小・中・高の教員の相違点を明確にする必要があるのではないか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長から、本日の総会への本委員会の報告事項について次のように語られ、了承された。

- ①サパティカル・イヤーの新設についての提案
- ②技術専門官制度問題の現況について
- ③教官等の待遇改善に関する要望書について
- ④人事院勧告の取扱いに関する要望書について

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和59年6月14日(木) 14:30~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

鈴木(省)、山本、田中、佐藤、佐々、本多、森、藤永、頼実、遠藤、野澤、東江各委員

(文部省) 松本高等教育計画課課長補佐他1名

第5常置委員会

鈴木新委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、委員長就任の挨拶があったのち、新たに委員に就任された鈴木省三帯広畜産大学長、本多波雄豊橋技術科学大学長、栗屋和彦山口大学長(本日欠席)、東江康治琉球大学長、野澤治治鹿児島大学教授の紹介があり、続いて所管事項についての説明のため出席された松本高等教育計画課課長補佐の紹介があった。

102

〔議 事〕

1. 文部省在外研究員について

このことについて松本高等教育計画課課長補佐より、配付資料「文部省在外研究員予算」「文部省在外研究員規程実施細目の一部改正について(通知)」に基づき、次のような説明があった。

全般、「国家公務員等の旅費に関する法律の

一部を改正する法律」(以下、「旅費法一部改正法」という)の施行により、外国出張の際の日当・宿泊料が増額されたのに伴い、文部省在外研究員の日当・宿泊料の予算も増額された。

従来から、文部省では、在外研究員で長期間海外で滞在する場合、宿泊等安価のところを効率的に活用しているなどの実態を踏まえ、正規の旅費法による日当・宿泊料の15%減額分を在外研究員の員数増にあててきた。しかし、従前より国大協、学術審議会等から更に別枠による若手研究者の派遣について強い要望が出されており、それらの要望に応える意味でも、上げ幅を低く(従来の15%減額を25%減額にする)して、それによって生じた予算を、若手研究者の派遣にまわしたらと考えたわけであるが、仮に1人平均10カ月の派遣として計算すると約40人の若手研究者の派遣が可能となる。ついては、その際の若手研究者の年齢の制限、また予算の配分方法等について先生方よりご意見を伺えればと考える。

これについておおむね次のような意見の交換があった。

- 若手研究者に腰を落ちつけて研究に専念させることが重要で、10カ月以内等短期間の場合は派遣しない方がよいと考える。
- 若手研究者の年齢制限の件だが、最近の傾向として人文社会系学部ではODが増加し就職年齢も徐々に遅れる傾向がみられ、一方、各国の種々の奨学金の年齢制限をみると35歳以下となっているものが多いので、35歳以下とするのが妥当と考える。
- ひとつの考え方として、文科系と理科系とでは事情が異なるので、両者の間に年齢差をつけてもよいのではなからうか。
- 年齢で一線を画することも結構だが、個々の大学により事情が異なるので、弾力的に運営できるようなシステムをお考えねがいたい。
- 参考までに、昭和56年度の在外研究員の年齢の平均は、長期(甲)は平均41歳、一番多いのは36~45歳で全体の約6割を占めており、35歳以下は約12%である。また短期は平均48.5歳で、ピークは46~55歳で全体の約7割を占め、35歳以下は4%である。なお、長期(乙)は平均35.9歳で、ピークは31~40歳で約8割を占めている。
- 長期在外研究員の資格は助手以上であるが、私の大学(理科系大学)では、どちらかと言うと助教授が優先的に適用をうける傾向にある。しかし、助手の中にも博士号を持ち、素晴らしい研究実績を持つ者も少なくないので、そのような若手にこの制度を適用するのはどうであろうか。
- 何百人もの枠があるなら別だが、今回の増員はわずか40人の枠である。これを主として若手研究者の派遣に当てたいということであるが、その「若手」という資格を仮に35歳ということにすると、おそらくそれくらいの年齢の者が優先されることになるだろう。私は若い時海外に行くことが非常に重要と考えるので、年齢的にいうと30歳前とするのが適当と考えられる。エリートを捨い上げるという考え方があってもよいのではないか。
- 若手研究員と言っても人文系、社会系、自然系ではそれぞれ事情が違うので、その辺のところを考慮する必要がある。
- 若手研究者を対象とする考え方も結構であるが、ひとつの考え方として、その40人の枠の中に、何割か発展途上国への派遣を確保す

るということについてもお考えねがいたい。

- 発展途上国だけでなく、我が国と疎遠であり、かつ勉強する必要のある国として東欧諸国があり、そういう国にも一定枠を振り当てて行きやすくする等の指導性があってもよいのではなからうか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

文部省からのご提案の主旨は大変結構と思うので、この若手研究者の海外派遣の問題についてお気付きの点があれば私なり、あるいは直接文部省なりに、ご意見をお寄せいただきたい。

2. 国大協総会における第5常置委員会委員長報告について

このことについて委員長より、先般、国大協事務局より、総会の際の第5常置委員会委員長報告要旨の提出方の依頼があったので、次の5項目について要旨を取りまとめ提出したが、これでよろしいかご意見を伺いたい、と述べられ、了承された。

- ①委員長の交代について
- ②昭和59年度教育・学術・文化の国際交流関係予算について
- ③昭和59年度外国学長招致について
- ④アメリカ州立大学協会との学長交流について
- ⑥留学生問題検討小委員会の活動について

3. 留学生受入れの問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

ご承知のように、昭和58年8月末、21世紀への留学生政策懇談会が「21世紀への留学生政策

に関する提言」を公表した。これをうけて、文部省内に「留学生問題に対する研究協力者会議」が設置され、今日まで会議を6回ほど開催し、「21世紀への留学生政策の展望について」という答申（案）がほぼまとまったので、まず、この概要をご説明したい。

つづいて、委員長より答申（案）の目次に沿って、以下の項目について詳細な説明があった。

第1部 留学生受入れの見通し

- ①基本的見通し（国費、私費の別等）
- ②留学生受入れの内容（在学段階別、国公立別）
- ③地方別留学生受入れ数

第2部 留学生受入れの拡充に対応する基本的方策

- ①大学等における受入れ態勢の整備
- ②留学生のための日本語教育
- ③留学生のための宿舎の確保など

以上の説明ののち、おおむね次のような意見の交換があった。

- 答申（案）では肝心の留学生の勧誘方策についての提言が欠けている。仮に、現在の1万人の10倍に当る留学生を2000年（21世紀）を目途に受入れ増を図るのなら、その点について考える必要がある。
- 私の大学では、現有のスタッフ・キャンパシで、一体何名ぐらいの留学生受入れ増が可能か等の教官の意識調査を実施したことがあるが、その結果は、とても10倍は無理で、4倍程度が限度ということであった。
- 2000年を目途に10万人の留学生受入れを算定しているが、現在大きな比重を占めている発展途上国のアジア諸国の留学生も、20年後

には先進国なみになるかもしれない。そのように、社会的・経済的状况に変化が生じた場合、当該国からの留学生は減少するであろうし、また日本の大学は研究志向が強いが留学生は実学志向が強いなどのことを併せ考えると、一層減少する可能性もある。そうなった場合、この受入れ数はどうなるのか。私は数を固定せず、状況変化に応じ弾力的に運用すべきと考える。

- 答申(案)は、日本語教育のための教官養成について触れているが、留学生の大量受入れに伴い一般の教官を増やすべきであるという考え方はなかったのであろうか。それとも現有スタッフで実施しなさいということなのか。
- 前回の会議では、昭和59年度より新規に、1学部につき留学生40名を基準に専門教育教官1名を措置することになった旨の説明が文部省担当官よりあった。
- 留学生を大量に受入れるには、留学生に対するわが国の住居・下宿、事故に対する保障制度等、一般社会の経済的基盤は欧米に比べ非常に弱いと思う。
- 現在、留学生の6割近くが関東地区の大学に在籍しているわけであるが、これらの地域はさらに受入れが可能なのであろうか。
- 答申(案)はデスクプランで、受入れ可能数についてアンケート調査をしたわけではない。従って、今後、東京等での受け皿をどうするかについては、大蔵省との予算折衝を通じ詰めていくことになるのではなかろうか。
- 留学生の志向とも関わるが、地方大学の持つ特殊性等について来日前に十分なインフォメーション・サービスを行い、本人が地方大学で学ぶことを了承すれば、地方大学はまだ

まだ受入れの余裕があるので留学は可能である。また、このような方法を講ずれば、ある程度地方に分散することも出来よう。

- 私の大学は、留学生会館もあり、またキャンパシティにも余裕があり、さらに、地元のライオンズクラブ、ロータリークラブ等も協力的であるが、今一番問題になっていることは、地方大学なので博士課程が設置されていないことである。そのため、修士修了者のうち博士課程への進学希望者が多いにかかわらず、その希望がかなえられない。
- 地方大学を大いに活用する意味でも、博士課程を持つ大学が、そのような進学希望者の受入れに協力してくれるよう希望する。
- 留学生の希望する専攻分野は、ある種のものに集中する傾向がある。それらの専攻分野はこれ以上受入れの余裕はないが、同じ大学でも、それ以外の分野は受入れ可能である。この点について文部省の配慮をおねがしたい。
- 留学生の大量受入れというこのような大型プロジェクトを実現する場合、個々の大学での個別的対策に終始することなく、総合的な観点に立って、地域単位で協同して、留学生の受入れの対策を講ずる必要がある。

おおむね以上のような意見交換があつて、この件についての協議を終了した。

4. アメリカ州立大学協会からの学長交流の申入れについて

このことについて委員長よりおおむね次のように述べられた。

先程も若干説明したとおり、本年3月27日付で、会長宛にアメリカ州立大学協会(American

Association of State Colleges and Universities
—略称AASCU)より学長交流の申入れがあった。

アメリカ州立大学協会は、毎年、1グループ10~15名よりなる学長の相互国際交流事業を諸外国との間で実施しており、この方針に基づいて国大協との間にも、この交流事業を実施したい、という要請である。しかし、この州立大学協会に関して何ら予備知識がないので、昨年この協会の年次大会に出席されたという東京大学教養学部の嘉治元郎教授と4月17日会談し、先方の組織等について意見を伺った。その際の話によると、この協会は358校の加盟大学を有し、どちらかという、実学的・専門大学的な大学を中心とする協会とのことである。そこで本日は、この申入れの取扱いについてお諮りする次第である。

以上のような説明があったのち、次のような意見の交換があった。

○ 先般(59.5.16)開催された理事会において、昭和58年度の国大協予算決算で生じた剰余金を今年度予算に特別積立金として計上し、これを国際交流等の事業に活用するということが了承されたとのことである。この特

別積立金を使用すればこの交流計画を1~2回は実施出来るかもしれないが継続性はない。そのように長続きしないものを単発的に実施するのめどうかとも考えられるし、また、先方の協会の加盟大学が実学的志向等の強い大学を主としているという点も、国大協としての恒常的な行事とするには、いささか疑問を感じる。

- こちら側からの派遣人数は、必ずしも先方と同程度としなくてもよいのではなからうか。
- 加盟大学数の比率から言うと、先方は30分の1程度の派遣人員であるので、こちら側もその程度の割合で交流を考えてもよいのではないか。

おおむね以上のような意見交換ののち、委員長より次のように述べられ、了承された。

この件については、財政的裏づけがないと継続性を保ち得ないので、まず予算措置が可能か否かを確認し、可能の場合は前向きに検討をすることとしたい。ただ、実施の場合も10~15名という人数は困難であるので2~3名によるものとして考えたい。

以上をもって本日の協議を終了した。

日時 昭和59年6月20日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館704号室

出席者 鈴木委員長

鈴木(省), 菅野, 山本, 田中, 佐藤, 野村, 佐々,
本多, 森, 林, 藤永, 頼実, 栗屋, 遠藤, 野澤,
東江各委員

第5常置委員会

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から新たに委員に就任された鈴木省三帯広畜産大学長、菅野正宮城教育大学長、本多波雄豊橋技術科学大学長、栗屋和彦山口大学長、大和啓祐高知大学教授(欠席)、野澤治治鹿児島大学教授、東江康治琉球大学長の紹介があった。

ついで委員長より、本日の委員会の審議事項についての説明があり、議事に入った。

〔議事〕

1. 学長の国際交流について

これについて委員長より次のように説明があった。

この外国学長招致事業は、文部省がこれに要する費用を予算計上し、国立大学協会が選定した国からおおむね3名の学長を2週間程度招待し、国立大学等の機関を訪問視察し懇談等を行って、教育・学術・文化等の国際交流を果すことを目的として発足したもので、昭和49年以降9回実施されている。本年度の外国学長招致事業の相手国は、去る2月20日に開催された本委員会においてイギリスということに決定し、その人選、来日時期等について目下文部省が先方と折衝を行っているところである。

以上の説明について次のような意見の交換があった。

○ 外国学長招へい計画については、以前本委

員会において、当方からの招待だけの一方交通ではなく相互交流が望ましいとの意見があったが、現在この問題についてどう考えているのか。

- 相互交流の基本を保持するべく、窓口である文部省に対して、この主旨を相手国に伝えるよう配慮方を申し入れてある。
- 留学生は開発途上国の学生が多いので、この方面の国からの招致を考えるべきではないか。
- この招致事業は、交流が続くようなプロジェクトにしなければ目的を十分達しないのではないか。また、学術振興会等で外国の学長を呼んだ場合には国大協としても何らか働きかける必要があるのではないか。
- 中国との交流については、種々な形でひんばんに行われているようなので、この招致計画に乗せるかどうかはしばらく様子を見ることにしている。
- 次年度以降の交流計画については、韓国、台湾、シンガポールからの留学生が多いので、その方面から学長を呼ぶことにしてはどうか。また、北欧、ソ連、チェコ、デンマーク等研究交流の少ない諸国から呼ぶのも効果があるのではないか。
- 次年度以降の招致候補国については、次回の委員会までにお考えおきいただきたい。

2. 留学生問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

留学生問題を検討するために文部省内に「留学生問題に関する調査研究協力者会議」というものが設けられ、ここで留学生問題を集中的に審議しているが、その意見がほぼまとまってきた段階である。ここでは、留学生問題は重要であるという認識のもとに、国全体で、大学全体でどうこれに対応すべきかという方針を明確に打ち出すことによって、国の財政的措置の確保を図りたいとしている。

「21世紀への留学生政策懇談会」の提言では、21世紀までに10万人の留学生を受入れるということであるが、これについては単に受入れる留学生の数の増加を図るだけでなく、日本語教育をどうするのか、日本語教師の問題、日本語教育の諸問題、留学生の宿舎問題等、解決しなければならない多くの問題がある。

以上の説明についておおむね次のような意見の交換があった。

- 日本語を外国語としてとらえた場合、教員免許をどうするか。資格の問題、カリキュラムの問題等種々問題がある。また、現在野放しの状態である日本語の教員問題をどう解決するのか。
- 留学生を地方に分散させるためには、地方の持っている特殊性を周知するための手段・方法等を考える必要がある。
- 外国人留学生のための入試に関する諸問

題について検討する必要があるのではないか。

- 博士課程がない大学に留学生を受入れる場合、留学生は学位取得の希望が強いので、受入れに難点が生ずるのではないか。

3. アメリカ州立大学協会からの学長交流の申入れについて

初めに事務局より次のような説明があった。

前回委員会(59.6.14)の席上、アメリカ州立大学協会(AASCU)およびNational Association of State Universities and Land Grant Colleges(NASULGC)に関する資料を配付したが、その際前者の加盟大学の資料がなく、後者についてのみ資料を配付した。本日、前者の加盟大学のリストが入手出来たので、配付する。これによると、カリフォルニア大学等の有力大学はアメリカ州立大学協会ではなく後者の方に所属している。

おおむね以上のような説明があったのち、これに関しての意見交換を踏まえ、委員長より次のような提案がなされ、了承された。

アメリカ州立大学協会は実学的大学が中心で、かつ有力大学も加盟しておらず、国大協としての学長交流の対象としては、むしろNASULGCの方に積極的に働きかけては如何かと考える。しかし、これの実現に際しては、その前提として、予算面での裏付けが必要であるので、この問題がある程度解決された段階において、先方に学長交流の働きかけをしては如何であろうか。

以上をもって本日の議事を終了した。

日時 昭和59年6月11日(月) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 有江委員長

牧野、塚本、町田、松村、大石、阿部、早野、

武藤、田中(敏)、後藤、大藤、幡、田中(健)、

釘宮各委員

神山専門委員

第6常置委員会

有江委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 大学院問題特別委員会小委員会よりの申入れ事項について

このことについて委員長より次のように述べられた。

大学院問題特別委員会小委員会より、現在、大学院と学部予算が一体化されているが、仮に旧設の大学院の予算、施設の基準等を学部のそれと切り離すことが可能ならば、それが大学院の整備充実プラスになるか否か、第6常置委員会で検討ねがいたいという要請があり、この件について大学財政小委員会において神山専門委員を中心にして検討ねがった結果、本日配付のような原案が作成された。この原案は先般(5.7)開催の大学財政小委員会で審議をし了承を得られたもので、本日の親委員会で承認が得られたら、正式に当委員会の回答として大学院問題特別委員会小委員会に手渡したいと考えている。

続いて、事務局より配付資料「大学院の予算のあり方等について」の朗読があった後、神山専門委員よりその内容について詳細な説明があった。

これについておおむね次のような意見の交換があった。

○ 全体の主旨は大変結構であるが、最近、理科系と文科系との間に、基準面積で差をつけようとする傾向があるようだが、その点はどうかであろうか。

○ 理科系の場合、大学院の研究設備として大型機械の予算がつくと、それに対して特例面積が加算されるが、文科系の場合、資料・図書等が増えても特例面積として加算されない、ということがある。この文科系の資料・図書の必要面積については、今後、大型機械の場合と同様に特例面積として認めるよう要望するのか、それとも文科系の研究室の基準面積の改定という形で要望するのか、という二つの方法が考えられるが、もし基準面積の改定という方向で考えるのであれば、その妥当な面積についての検討が必要であろう。また、修士講座制の対学科目制に対する教官当積算校費の割合や、新たにスタートする大学院設備充実計画の策定に際しての目標額の適正な数値の設定等についても併せて検討の要があるであろう。

○ 今、ご指摘のあった具体的な点についてはさらに検討を続け、時機をみて要望できるよう準備を進めたらどうか。

おおむね以上のような意見交換のあった後、委員長より次のように述べられ、了承された。

この「大学院の予算のあり方等について」の

見解について特に異議はないようであるので、これをもって大学院問題特別委員会小委員会に対する回答としたい。

2. 「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」 についての要望書（案）について

このことについて委員長より次のように述べられた。

政府の「行政改革に関する当面の実施方針について」（昭59.1.25閣議決定）の中で、公務員の定年制度導入に伴う定員管理上の措置として、「定年制度の施行（昭和60年3月31日）により一時的に大量に発生する退職者の後補充については、真に必要な場合を除き行わないこととし、不補充分の取扱いの具体的方針については別途定める」と指示されている。

国家公務員の退職者は例年だと約2万人程度だが、明年度は定年制度施行によりこれが3万人程度になる。その増えた1万人のうち、文部省関係者は国立大学を中心に約3,000名弱いるとのことで、文部省関係者が相当数を背負うことになり、それが後補充ということになると、各省庁の均衡を著しく失するばかりでなく、大学における研究・教育にも重大な支障を及ぼす事態ともなる。それでこの問題について対処するため、先般（5.10）、沢田副会長、諸星第4常置委員長、石塚事務局長と私が、行政管理庁を訪れ、門田行政管理局長、佐々木官房審議官、原田行政管理局管理官等と面談し、国立大

学の実情を説明し善処方を強く要請した。

なお、行政管理庁は現在、各省庁の定年者の下調査を進めており、6月中にも方針を立てる様子であるので、6月を目途に国大協として改めて要望書を提出してはどうかと考え、本日、その原案を用意したので、これについてご審議いただきたい。

続いて、事務局より『「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」についての要望書（案）』の朗読があり、これについて協議の結果、若干字句修正を施して要望書（案）が了承された。

なお、この要望書の取扱いについて、委員長より次のような提言があり了承された。

前述のように、この件については行政管理庁も理解を示してくれていることもあり、要望書を提出するか否か、また提出する場合の時機等については、会長ほか文部省関係官等の意見も徴して対処したいと考えているので、その取扱いについてご一任いただきたい。

最後に、委員長より配付資料を基に、来る19、20日両日開催の国大協第74回総会での第6常置委員会関係の報告事項について説明があり、了承された。

その他、第6常置委員会の担当事項に関連する要望書として、日本科学者会議からの「大学院生の研究旅費について」及び第7回国立大学46工学系学部長会議総会からの要望書の披露があり、以上をもって本日の協議を終了した。

日時 昭和59年6月20日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 有江委員長

牧野, 塚本, 町田, 阿部, 種瀬, 高安, 早野,
武藤, 田中, 後藤, 池田, 大藤, 幡, 田中(健),
釘宮各委員

第6常置委員会

有江委員長主宰の下に開会。

〔議事〕

1. 「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」 についての要望書について

初めに委員長より, 先般ご審議いただいた『定年制度導入に伴う定員管理上の措置』についての要望書(案)』がまとまったので, 本日もご披露したいと述べられ, 同要望書(案)の朗読があった。

ついで, この要望書の取扱いについて以下の説明があり, 了承された。

- ①本日の午後の総会でこれを披露し承認を得る。
- ②文部省に説明したうえで, 行政管理庁に提出する。
- ③提出の時期については, 関係方面と相談のうえ, 適切に対処することとする。

2. 今後の検討課題について

委員長より, 本日は, 委員会として今まで継続して審議している問題や今後検討しなければならない問題について項目を整理し, 掘り出して欲しいと述べられ, 検討すべき問題点として以下の6項目が提起された。

- (1)国立大学の授業料について
- (2)特別会計制度の見直しについて(一般会計より繰入れの問題)
- (3)若手研究者の活性化について

(4)定員削減の対応について

(5)施設の基準面積の引上げについて

(6)外注費の予算措置について

つづいてこの6項目について, 検討事項として取り上げるかどうか, 取り上げた場合にどのように取り組むべきか, また, どの様に対応するか等について自由討議が行われ, 上記6項目を本委員会の検討事項とすることが了承された。

以上の自由討議において述べられた主な意見は次のとおりである。

(1) 国立大学の授業料について

- たとえ, 授業料の値上げがあっても, 国大協としてその抑制を図る必要があるので, 要望書の作成は意味がある。
- この問題については, 従来から数度要望書に関係方面へ提出しているが, 実効が少ないように思われるので, 効果ある要望をするにはどのような形が良いか検討すべきである。

(2) 特別会計制度の見直しについて

- 制度本来の機能が弾力性のある運用にかなっているかどうか制度の条文等を検討すべきであろう。これについて財政小委員会で検討してはどうか。
- 先年文部省会計課で編纂した「特別会計制度10年の歩み」や国大協でとりまとめた調査報告書「国立大学の財政の現状と問題点」等を参考にして, 一般会計からの繰り入れの目

減りの原因について検討するなど、制度を洗い直す作業が必要である。

(3) 若手研究者の活性化について

○ 助手の待遇改善、オーバードクターの問題について、現状を把握し国大協として何らかの対策を検討すべきではないか。

○ この問題は第1常置委員会および第4常置委員会との関連もあるので、足並をそろえ討議の輪を広げることも必要であろう。

(4) 定員削減の対応について

○ 次の定員削減計画が具体化しているわけではないが、第5次の定削の際にこれに反論する小冊子を作成した経緯もあり、国大協として今から何らかの措置を考えておく必要がある。また、これは今後も継続性のある問題で

もあるので、引続いて定削小委員会で検討して貰うなど、事前の対応が必要である。

(5) 施設の基準面積の引上げについて

○ 現在の基準では施設の拡充整備を図ることは困難なので、文部省サイドとも連繫を密にし、在京の大学の施設部長等を臨時委員として、このテーマを検討して貰ってはどうか。

(6) 外注費の予算措置について

○ 取敢えず本委員会のメンバー校を対象として、それぞれの大学のこの種の予算の実態調査をし、そのデータを踏まえて今後関係方面への対応を考えてはどうか。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日時 昭和59年6月18日(月) 14:00~16:00

場所 学士会分館3号室

出席者 井出, 吉田, 高安, 飯島, 吉利, 井沢, 脇坂,
福見各委員

堀, 大西, 尾島, 小椋各専門委員

(文部省) 佐藤医学教育課長他2名

猪委員長病気により欠席のため、代わって飯島委員が司会に当たられた。

[議事]

1. 医学部学生の定員について

このことについて佐藤医学教育課長より次のような説明があった。

前回の当特別委員会(59.3.28)において、国会、特に衆議院予算委員会での医師の適正規模の問題をめぐる議論及びその問題への文部省・厚生省等の対応について説明したが、本日はそれ以降の動向等について説明したい。

厚生省は、その後、「将来の医師需給に関す

る検討委員会」(国立大学側より猪新鴻大学長が参加)を発足させ、本日まで2回ほど委員会を開催し検討を行っている。第1回目の委員会は、委員より自由に意見を述べてもらう形であったが、第2回目は問題点を詰めていくということで、厚生省関係の公衆衛生員(統計学の専門家)の方より医師数の将来推計を、また日本医師会の代表者からはこの問題についての医師会の考え方を、それぞれ説明ねがい、これに関して討議を行った。

これまでの議論は、例えば、医師数の将来推計を立てる際に、高齢で医療に従事してない医師とか出産前後の女性医師の取扱いとかの技術

的論議、また私立大学の経済的な問題に対しどう対応するのか等々、議論されているが、まだ詰めた議論はなく、今後徐々に筋立てが出来て、その筋立てに従い、ただ今の技術的問題も含めて論議を詰めていくという方向である。なお、中間報告や最終報告の時期等については、まだ議論されていない。

次に、自民党の動きだが、自民党では「医療基本問題調査会」(橋本竜太郎会長)に4つの小委員会を設置した。その1つとして、「医療従事者定数小委員会」(石橋一弥委員長)が設置され、医師、歯科医師、その他の医療従事者の養成計画について検討している。上述の調査会と小委員会の両会議は週1回の割合で討議を進め現在まで各3回ほど開催されている。前者は、まず薬剤師会から意見聴取を始め、以後国立大学の医学部、歯学部、薬学部の代表者からの意見聴取を終了し、続いて私学関係者、看護協会等からも話を伺う予定となっている。また後者は、初回に厚生省より医学部入学定員問題も含め医師、歯科医師、薬剤師、看護婦等医療従事者全般についての現状説明があり、2回目には制度の問題も含め同様なテーマの下に説明が行われた。なお、こちらの小委員会の方も、いつ頃結論を出す予定か、わかっていない。

以上がその後の本問題についての経過の概要である。

以上の説明に関して、おおむね次のような意見の交換があった。

- ただ今の説明の中で、自民党の医療基本問題調査会に国立大学医学部の代表者からも意見聴取を行ったとのことであるが、その意見内容について伺いたい。
- 国立大学医学部長病院長会議の代表として

2名の教授が出席され、概ね次のような意見を述べられた。

医学部は医学の研究・教育を行うとともに地域医療センターとしての役割も果しているが、教官スタッフは欧米に比し約半分であって、人員は不足している。また最近は医師の生涯教育への要請も高まっており、スタッフの一層の充実が必要である。また、医学部入学定員の問題については、ここ数年来議論しているが、これについては医師数の問題という観点からでなく、医学部の研究・教育条件の改善という観点から検討して来ている。なお、この問題については、さらに今年から「定員問題に関する委員会」を設置し、主として医師の地域配分、予防医学・保健医学の医師養成等の問題を中心に検討することになっている。

大体以上のような趣旨のことを述べられたように伺っている。

- 自民党の委員会での討議内容に関連して、国大協として意見を述べる必要が生じた場合、どのように対処すべきであろうか。
- 医療基本問題調査会は、国立大学医学部の代表、同歯学部代表という形で会長が指定して意見聴取を行って来ているが、国大協より要請があれば、文部省より先方に伝え、意見陳述の機会を設けるべく折衝したい。
- 国の文教政策に重要な変更がある場合、全国医学部長病院長会議と同意見のものであっても、支援する意味で重ねて国大協としての意思表示を、関係機関に対し行うことも必要であろう。

以上のほか、厚生省の「将来の医師需給に関する検討委員会」の報告書内容及びその作業日

程、私立大学医学部の入学定員、新設医科大学（第1期計画分）における医学部入学定員減などの問題について、種々意見交換があった。

最後に飯島委員より次のように述べられ、この件についての協議を終了した。

厚生省の委員会には猪新潟大学長も委員として加わっておられるし、その他文部省よりも随時情報を提供ねがって、必要な時にコメントを提出できるよう準備しておきたい。

2. 「医学教育改革への提言（案）」の取りまとめについて

このことについて尾島専門委員より次のように述べられた後、配付資料「医学教育改革への提言（案）」を基に説明があった。

この「提言」の取りまとめについての猪委員長の考え方は、医学部の学生定員減に関連して教官定員減の問題が出てくると予想されるが、医学の研究・教育水準を維持向上させるという観点から、それは絶対避けねばならないので、一応このような提言を内部資料として準備しておき、緊急の事態に際しただちに国大協として対応できるよう準備をしておきたいということである。そこで、前回委員会で、原案の取りまとめに関して種々ご意見を伺ったうえで、4月末と5月末に2回ほど専門委員による原案の取りまとめ作業を行い、原案を猪委員長にご覧ねがったうえで、本日の委員会に間に合わせるべく事前に各委員のお手許に送付した次第である。

なお、今度の国大協総会においては、この原案の提出は行わず、当特別委員会で、こういったものを準備し事態に備えている、ということの了解を得ておくとのことである。

以上のような説明があったのち、「医学教育改革への提言（案）」の内容に関して種々検討が加えられ、主に次の事項について論議が交された。

- (1) 学用患者制度について
- (2) プライマリー・ケアの定義づけ等について
- (3) 臨床実習教育と基礎医学教育について
- (4) 「カリキュラムの立案から評価まで責任をもって実施できる組織」について
- (5) 卒後研修について
- (6) 医学進学課程における一般教育のあり方について

最後に飯島委員より次のように述べられ了承された。

本日は「医学教育改革への提言（案）」について種々ご指摘いただいたので、ただいまのご意見を踏まえるとともに、猪委員長に、今回の提言の取りまとめの目的・趣旨を再確認の上、文章の修正整理を専門委員各位にお願いしたい。なお、明日開催される国大協総会では、私が猪委員長代理として当特別委員会の委員長報告をするが、その際、今回の提言（案）の取扱い方についても説明のうえ了解を得ることとしたい。

教養課程に関する特別委員会

日時 昭和59年5月15日(火) 13:30~15:30

場所 学士会分館7号室

出席者 須甲委員長

原田, 久佐, 久保, 天野, 加藤, 吉利, 川端各委員

永野, 緒方, 重岡各専門委員

須甲委員長主宰のもとに開会。

[議事]

◎ アンケート調査のまとめについて

このことについて、委員長より次のように述べられた。

今回行った「教養課程に関するアンケート調査」は、国立大学卒業生（昭和38年卒および53年卒の卒業生）を対象に行ったものであるが、その回答率は約60%で、この種の調査としては先ず満足できる程度の結果であったと思う。この回答結果のとりまとめを小委員会の委員の方々にお願いしていたが、これが漸くまとまったので、久保委員よりその内容について説明を伺い、ご了承を得たうえでこれを理事会に提出することにしたい。

以上のように述べられたのち、久保委員より配付資料「大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート調査結果の中間報告」を基に、調査の方法、調査結果等について詳細な説明があった。

以上の説明があったのち、このアンケート結果に関して概略次のような意見の交換が行われた。

○ 今回の「教養課程に関するアンケート調査」は、たまたま、世上で「教養課程の問題」の論議がかまびすしい時期に当たったの

で、このような際にこの調査結果を生（ナマ）のまま公表することはどうであろうかとの懸念もあったが、これは大学人の意見をまとめたのではなく卒業生の意見であり、客観的な意見であるという観点から、ありのままに集計することにした。

- アンケート結果では、全般的に想像していたほどの極端な意見は見当たらないが、ただ古い年代（38年卒）の卒業生の多くは「一般教育」というものをそれなりに評価しているのに対して、新しい年代（53年卒）の卒業生では、その評価はまちまちで一定でないように思える。
- その点であるが、53年卒と38年卒の意見を対比して2で割って出たところを平均値として何かを見出すという考え方もあるが、一方では、53年卒の卒業生もだんだんと経験を積んでいけばいずれは38年卒のような意見になるであろうとの見方もあろう。
- 年代の古い卒業生達からは、自分の専門領域以外の分野の講義で非常に印象に残っているものが多いということをよく聞く。ところが、その後教養課程教育が制度化し、現在のそのような体制になった中で育った卒業生にはそのような印象回顧というものが少ないように思える。そのような問題も一面にあるのではなからうか。
- 今回のアンケートの回答を内容的に見ると、教養課程教育について非常に楽観的に考

えられるものもあるし、また悲観的にみられるものがあるというように両面がある。また、それが項目ごとに違っているという面もある。ただ、私どもがコンピュータ文化の中で育った者でないので、現在のような機械化の進んだ環境の中で育ってきた学生との間で何か意識のずれもあるように感ずる。

- 学生社会が変わってきたということもあるが、教養課程教育そのものも38年の時代と53年の時代とでは随分違ってきていると思う。
- 教養課程における保健体育の問題であるが、現在大学で行っている体育理論とか健康についての講義は、全体として非常に時間数が少ないように思う。そのために、今回の回答にもみられるように、この点に関する卒業生の受け取り方も十分でなかったのではないかと思われる。
- 体育講義については、最近になってその状況は随分改善されてきていると思うが、体育実技について言えば、38年卒の在学当時は、現在のように設備が整備されておらず極めて不備なもので授業も十分でなかったと思う。そのため、当時を体験してきた38年卒の卒業生の回答には、これについて否定寄りの考え方が現われている。
- 保健体育については、38年卒と53年卒との中間頃の時期に中教審の答申があり、その影響ということもあって、その後は設備等も充実し、体育実技については教育内容も改善され向上したと思う。

ただ体育講義については、体育の教官は高校教育段階のことについてはかなり勉強をしているが、大学で体育の時間に何を講義すればよいかということになると実際のところ摸索中のようである。教養課程では体育は必須

科目であるが、その内容が高校段階の授業の繰り返しでは、中身が稀薄であると受け止められても仕方がないことであろう。

なお、今回のアンケートの回答にもみられることであるが、文科系では、一般教育と専門教育との領域の区別がはっきりしないのではないかと思われる節がある。

- 確かに、文科系の卒業生の回答には、専門教育と一般教育とは元来はっきり区別はできないという意見が多い。
- 学生側の一般教育に対する取り組み方には、古い時代の学生と現在の学生とでは、その意識において非常な違いがあるようである。現在の学生の意識では、一般教育に対して初めからこれを軽視するという意識がある。この点はやはり問題として考えなければならない問題であろう。
- 最近の高等学校教育は非常にバラエティに富んでおり、文系とか理系というように既に将来の進路に向けて分化し、この分化はまだまだ細分化していくことが考えられる。そこで今後の大学における教養課程の問題は益々重要性を増してくるのではなからうか。
- 最近の高等学校で使用している教科書の内容は、相当程度の高いもののように思われる。程度の高いのはよいが、教える側の教師が果してこれをどの程度理解して教えているかが問題である。
- 現在の学生は知識としては断片的ではあるがいろいろと吸収しているように思う。ただ、その吸収している知識をどのように使い得るかということに問題がある。
- 高等学校の学習指導要領の改正に伴って、これから大学へ入学してくるものの質がますます変わってくることにならうが、これを受け

入れる大学の教養課程教育がどのような影響を受けることになるのか、その辺の問題についても考えておかねばならないと思う。また一般教育の理念に沿った教育をするには、現在のままの教養部という組織でよいのかどうか。今後はこうした問題についても検討する必要もあるのではなからうか。

- 新設の医学系の単科大学では、一般教育をどのようにすればよいかという問題は大変大きな問題であるが、一貫教育の立場から「教養」という問題については、専門教育をやっていくうちに自然に身につくものであれば、それでよいのではないかというような考え方のようである。

ただ、一般教育については、それぞれの大学でこれを各個にやっているのは非常に無駄のようであるということから、最近では共通の刊行物を出して共に教養という問題に取り組もうではないかということに熱心のようにある。

- 外国語の問題であるが、極端な意見では英語以外の外国語は大学の中でやる必要がないのではないかという意見も出ている。例えばドイツ語などは、あれだけ時間を掛けて苦勞しながら学習しても、卒業してからは使う場がなく役立っていないというのが実情のよう

である。しかし、これをもしも廃止するということにするとすると、それはまた大きな問題となろう。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

アンケート調査の結果については、本日の久保委員よりの説明でその概略はおわかりいただけたことであろうと思う。

ところで、今回のアンケート調査は、取り敢えず本委員会の委員の所属する大学について行いその結果をみて全大学についてアンケート調査をするというのが当初考え方であったが、今回の調査の結果、問題点と思われるところは殆ど出揃っているのではないと思われるので、教養課程の問題についてのアンケート調査は今回をもって打ち切りということにしたいと思う。

次に、今後の検討課題ということについてのお願いであるが、できれば今度の6月総会までに今回のアンケートの結果を基に、どのような問題を今後取り上げて検討していけばよいか決めたいと思うので、各自お考えおきいただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 6月18日(月) 10:30~12:30

教養課程に関する特別委員会

日 時 昭和59年6月18日(月) 10:30~13:00

場 所 学士会分館8号室

出席者 須甲委員長

原田, 久保, 天野, 加藤, 川端, 幡, 粟屋, 田中,
松山各委員

永野, 柘植, 緒方, 重岡各専門委員

須甲委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より新たに委員に就任された粟屋和彦委員(山口大学)の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

本日お諮りしたい問題の一つは、明日の総会において提供する本委員会の報告内容の問題である。

このことについては、会長から、今総会において「入試改善の問題」「大学のあり方の問題」「教養課程の問題」の三つの当面の重要な問題をテーマとして、これらの問題を担当しているそれぞれの委員会から話題を提供し、それを基に全体で討議を行うことにしてはどうかとの提案があったので、本委員会として「教養課程の問題」について問題提起を行う準備を進めることになったものである。

そこで本委員会としては、久保委員にお願いしてこれまでの本委員会での審議経過を踏まえ話題を検討してもらい、それを明日の総会で説明していただくことにした次第である。ついては、久保委員より、その話題の内容についてご意見を承りたいということであるので、先ずその説明を伺ったうえ意見交換を行うことにしたい。

次に、第1常置委員会からの申し入れのことに関しご了承を得たい。先般山村第1常置委員長から、第1常置委員会では目下「大学のあり方」の問題について検討しているが、その一環として教養課程の問題が取り上げられている

が、この教養課程の問題は「教養課程に関する特別委員会」の所管事項であるので、できれば一度両者の合同会議を開催し、共に討議をして意見調整を図っては如何かとの申し入れがあった。そして、その時期は9月中を目途としたいということであった。そのような次第であるので、各委員におかれては、今回のアンケート調査結果等を基に、教養課程の問題についてそれぞれご検討おきいただきたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 国立大学協会第74回総会に提供する本委員会の話題について

このことについて久保委員より、配付の「報告案」を基に次の事項について詳細な説明があった。

(1)特別委員会の経過と調査報告書について

○教養課程教育組織とその体系

(2)今回のアンケート調査結果と教養課程教育の問題点

1) 一般教育の理念と現実

○教養課程教育の「中の」一般教育

○前期課程の専門課程予科化

○人文系と自然系における「一般教育」の捉え方の相違とその評価

○一般教育の振替え……専門教育との両輪たり得るか?

- 一般教育理念……その推進、墨守、見直し？
- 一般教育の内容と教育組織
- 2) 一般教育として行われている専門基礎教育
 - その意識と評価
 - 一般教育と専門教育の「連繫」とは？
- 3) 外国語・保健体育教育
 - 英語教育の方向と、英語以外の外国語教育の位置づけ
- 4) 高校新課程修了者の受入れと教育内容改善
 - 一般教育、基礎教育、専門教育それぞれの見直しの契機
- 5) 新・旧卒業生間の意識の差について
 - 今後の予測……平均と外挿
 - 変わったのは何か？ 社会、学生、教育……？

以上の説明があったのち、これに関して次のような意見の交換があった。

- 明日の国大協総会では、今回の卒業生を対象として行った教養課程に関するアンケート調査の結果の中間報告と、それから考えられる問題点ということについて、口頭で報告するということになるのであろうか。
- これについては、特別所感を述べるということはせず、アンケートの結果はこのようであって、このような問題点があるのではないかというこたどけを口頭で報告する程度に留めたい、と考えている。
- 今回のアンケート調査は、53年度卒と38年度卒の卒業生を対象に行われたのであるが、一般教育の効果という問題については、社会に出て5年間の経験者と、20年間の経験者とは、その効果の受け取り方は違うのが当然ではなかろうか。
- 教育の効果ということについては、年月の経過を考慮すべきであるということを、昭和55年11月の本委員会報告書「——アンケート調査結果を中心とした——教養課程教育の実状」の中では、次のように述べている。
「すでに社会人となって活躍している卒業生は、一般教育の効果を比較的肯定的に捉えているが、その肯定の度合いも、卒業年次が若くなると減少の傾向を示す。このことは、教育効果の顕現には年月の経過を考慮すべきであって、短兵急な結論を出すことへの警鐘を与えているともいえる」というように解析している。
- 保健体育の問題については、健康についての自己管理という問題が重要であるということが言える。健康管理については医師ないしはパラメディカルの方々が何かするであろうということではなくて、自己管理についての自己意識を早いうちから身につけさせておくべきであるということである。
- 総会での報告の中身について、今回行ったアンケートから得られたデータによって判断される範囲内で報告されるのであれば差支えないと思うが、具体的な問題として例えば「縦割」がよいのか「横割」がよいのかというようなことや、あるいは教養部の組織とか教官の意識とかいう問題に触れて報告されることは、まだ時期尚早ではないかと思う。
- 今回のアンケートのデータから得たところでは、新・旧卒業生間の意識の差が相当にある。その差を真ん中取るのか、あるいは新しい卒業生の評価が段々と古い卒業生の考え方に近づいてくるものと捉えるのか、またはエキストラポレートするとしても旧はこの辺で

あるが、新をどの辺まで伸ばして見極めるのか、その辺がかなりわれわれの取るべき解釈としては重要なことであると思う。

- 各国立大学では現在、一般教育の理念あるいは教養部組織の問題、改善の問題等について、かなり真剣に論議されているのではないかと思う。そのような過程の中で、先程の委員長長の挨拶にもあった「9月頃に第1常置委員会と合同会議を開いて討論したい」ということであるが、その時点までに、当委員会としても組織の問題や教官の意識の問題等についてももう少し詰めておく必要があるのではないだろうか。
- 教養課程の問題は、いずれの大学にあらても問題として検討されている課題であるので、アンケート調査を行ったこの機会に、できるだけ詳細な報告をしてもらいたい。
- 今回のアンケート調査をするに際して、調査対象となった卒業生に対してその調査結果

を公開するということを約束しているので、できるだけ有効に分析をして報告したいと考えている。

- 報告書のまとめ方はいろいろと考えられると思うが、折角このようなアンケート調査を行ったことであるから、教養課程の問題について各大学の方向がどのようであるかということについても知りたいところである。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、柘植専門委員から、来る26日に教養部をもたない国立大学の集まりである「国立大学一般教育担当部局協議会」が三重大学で開催され、その際私が講演を頼まれているが、その講演の中で今回のアンケート調査の結果について触れる部分があるが、その点ご了承ください、との発言あり、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会

日時 昭和59年6月18日(月) 14:00~16:00

場所 学生会分館8号室

出席者 金子委員長

小野、阿部、野村、加藤、大藤、坂上、田中各委員
下沢、田中(綱)各専門委員

金子委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日お諮りする主なる議題は、1つは「旧設大学院の改善について」(小委員会の経過報告)であり、他の1つは来る6月総会において行う委員会報告の中身についてご了承を得たいことである。

そのほか当協会宛の要望書として日本科学者会議より「大学院生の研究旅費について」(お

願い)という要望書が提出されているので、ご報告する。

以上のように挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 今総会で行う本委員会の報告について

このことについて委員長より、用意された報告(案)の朗読があり、このような内容で報告

することにしたいがよろしいか、と諮られ、了承された。

2. “旧設大学院”の改善について

このことについて田中小委員会委員長より、先ず配付資料「研究者の養成と確保に関する研究」（研究代表者山田圭一氏・筑波大学）についての説明があり、ついで本日の主題である「小委員会におけるこれまでの検討経過の概要」について、次のように報告があった。

(1) 大学院の予算のあり方等について

これについて配付資料（大学院の予算のあり方等について：第6常置委員会見解）を基に、次のように説明があった。

“旧設大学院”の体系的な整備充実を図るためには①予算（校費）の問題、②建物基準面積の問題、③設備充実の問題等が重要な契機をなすと考えられるが、これらの予算等に関する問題は第6常置委員会の所管事項であるので、本小委員会の主旨を同常置委員会に伝えて検討方を依頼した。これに対し、先般同常置委員会より配付資料のような見解をいただいたのでご報告し、ご了承を得たい。

①予算のあり方の問題について

現在、大学院の予算は学部予算の上に積み上げられたかたちで成り立っているが、大学院の予算を学部予算と区別して独立したかたちで計上した場合に、どのようなメリット、デメリットがあるかということが小委員会で問題となった。これに対する第6常置委員会での見解は次のようなものであった。

大学院の予算を一般学部の予算と区別して独立計上するためには、国立大学特別会計の基幹経費である教官当り積算校費と学生当り積算校費について抜本的に組み直すことになり、特に

講座研究費については、区分し得たとしても積算は講座単位から人当とならざるを得ず、欠員と不完全講座の多い国立大学の現状からしても得策とはいえない。

また、学生当り積算校費についても同様であり、これらの経費が大学院予算の大勢を占めることから、当該経費について実情と経済情勢に即応した単価の拡充改訂を考慮する方がより適切である。

②建物基準面積の問題について

国立大学の建物基準面積は昭和30年代後半に大学の一般的諸条件を想定して算出され、その後数次にわたる改訂加算や大学院に対する基準特例面積の措置等がとられてきたが、大学院は発足以来30年を経過し、その研究機器、研究資料等も膨大なものとなり、研究室においてもその面積が狭隘なため教育研究にも支障を来している現状である。このため必要基準面積と実情とがなじまない状況となりつつあるので、研究室面積の加算、資料室、展示室等の基準面積の設定等により研究機器の利用増大、研究資料の有効利用を図る必要がある。

③設備充実の問題について

設備充実費については、昭和48年度の設備調査による所要額を目標として年次的に整備充実してきているが、その後の科学技術の発展や設備更新の必要性を考慮すると十分なものとは言えず、学術研究の進展に対応して、教育研究水準の向上を図るためには、今日の水準に準拠した新しい充実目標額を設定しその早急な財政措置が必要である。

以上のことからの結論として、既設の大学院のあり方については、当分の間現行制度のなかで教官当り、学生当り校費の大幅な単価増を図り、施設については基準面積の引き上げ、設備

にあつては新整備計画の策定等大学院の特別経費について既定予算の拡充を図ることが望ましいということである。

本小委員会で審議中の「旧設大学院の改善について」の問題の論議の過程で取り上げられた「大学院の予算等のあり方」の問題について、以上のような経緯があつたので、ここにご報告し、ご了承を得たい。

(2) 旧設大学院問題のまとめについて

このことについて、田中小委員長より次のように述べられた。

旧設大学院の問題は、学問分野によってかなり問題が多岐にわたっているので、そのようなことを十分検討したうえで、総論的なことを考えなければならないという考え方に立って、小委員会においては次のような事項をもって検討しようということである。

①大学院のあり方

②大学院学生およびODの処遇

③大学院の整備拡充

④大学院の財政、経費、事務機構

⑤研究科による問題の多様性に対する対応

以上の事項については現在小委員会で区分担当して検討している段階である。

なお、今後の作業として、現在行っている検討を基に最小限の現時点での大学院の状況調査が必要であるということになり、この調査をできれば9月中に行い、その結果を整理し先の検討事項と併せて取りまとめをしたいと考えている。

以上のような説明があつたのち、これに関して次のような意見の交換があつた。

○ このアンケート調査をする範囲については、どのように考えているのか。

○ アンケート調査の対象範囲は、本委員会委員の所属大学という範囲にとどめておきたいと考えている。

○ ODの問題についてであるが、ODの最近の状況はどのようなのか。

○ 工学部関係では、ODは現在減少しているという傾向にあるが、理学部関係の物理学科などではこれとは逆に増加しているという実状である。また、農学部関係の農芸化学科などは工学部と同じようにODの数は減少の傾向にある。このように同じ学部の中でも学科によって違いがある。

○ ODの定義を、どのように考えているのか。

○ ODの内容はいろいろであるが、取敢えず次の事項に該当するものということで定義付けをしている。

①大学院の課程を修了して、なおかつ大学に在籍しているもの。

②大学院の課程を修了する単位取得が足らずして在籍しているもの。

③修士2年、博士3年ということで5年以上大学に在籍しているもの。

小委員会では一応このような意見で一致をみている。

○ ODの定義の原型は、学位を取ってなおかつ大学に残っているものと言うことであろうと思うが、学位の取得状況が学問分野によって一定ではない。特に文学系では単位取得が遅いようである。法学系も非常に学位取得者は少ない。学位取得者数の一番多いのは工学系である。

○ ODのケースはいろいろであると思うが、現在の学生は内向性型というのか、大学の中では安心して仕事はできるが、社会へ出たの

では不安が多く自信がないというようなことで、意識的に大学に残るものが多くなっているという状況があるのではないか。

- 確かに、意識的に大学に残っているというものは多いと思う。医学部などの例を見ても、学生は大学を離れたのでは世界が狭くなって、将来の可能性がなくなると考えているようである。
- 現在の大学院のあり方を考える場合に、旧設の大学院のように後継者養成のため、または研究者養成のためというように高度の専門教育をするという考え方と、新設大学の修士課程のように学部教育の補完をするというような考え方の2つの方向があると思うが、今後の大学院のあり方はどちらの方向によって進められるのであろうか。
- 教育系の大学院の場合、教育系の修士課程では、初めから研究者養成が目的ではなく現職の教員の質を高めるというのがその狙いである。
- 大学院のあり方についてであるが、学部の上に大学院を作るというかたちの方がよいのか、それとも大学院を独立させて大学院大学

というようなものを設けることがよいのか、そのどちらがよいのであろうか。

- そのいずれのかたちがよいかということは、現在も検討されている問題であるが、現在は学部を持たないいわゆる大学院大学というものは認められていない。しかし、特定の大学には、学部の上に乗っかっているといったかたちの大学院と、下に学部を持たない大学院のある大学がある。ただ、同じ大学の中にこのような違ったかたちをもった2つの大学院があるという場合、非常に問題が多いようである。従って今後新しいかたちの大学院を設けるのであれば、やはり大学院大学というような独立したかたちの機関を設けた方がよいのではないか。
- 現在、教育系大学の方で問題とされていることは、教科教育の指導に当る専門の教官がいらないということである。そこで教育系大学に博士課程を設けて教科教育の専門家養成を図りたいという期待が強い。

おおむね以上のような意見の交換があって、本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会小委員会

日時 昭和59年6月15日(金) 10:10~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 田中委員長

石田、種瀬、森、岸、金森、宮島、布施、藤沢各委員

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日の議事の進め方であるが、先ず最初に、第6常置委員会に検討を依頼した「大学院の予算のあり方等について」に対する同委員会の回

答をいただいているので、それについて私から説明をし、次に前回お願いした旧設大学院の現状把握に関するアンケート調査の内容、方法等について検討を行い、最後に報告書の取りまとめ方についてご協議いただきたいと思います。

以上のように述べられたのち議事に入った。

〔議 事〕

1. 大学院の予算のあり方等について

これに関して委員長より次のように説明があった。

旧設大学院の改善についての当委員会での論議の過程で、大学院の予算を学部予算から切り離し独立のものとして行えば何かメリットがあるのではないかという問題が提起されたので、大学財政の問題を担当する第6常置委員会をお願いして検討していただいた。これについてこのたび同委員会より文書による回答をいただいたので、その内容についてご報告したい。

以上の前置きののち、配付資料「大学院の予算のあり方等について」(第6常置委員会)を基に次のような説明があった。

①大学院予算のあり方について

大学院の予算を一般学部の予算と区分して独立計上するためには、国立大学特別会計の基幹経費である教官当り積算校費と学生当り積算校費について抜本的に組みなおすことになり、特に講座制研究費については、区分し得たとしても積算は講座単位から人当とならざるを得ず、欠員と不完全講座の多い国立大学の現状からしても得策とはいえない。

また、学生当り積算校費についても同様であり、これらの経費が大学院予算の大勢を占めることから当該経費について実情と経済情勢に即応した単価の拡充改訂を考慮の方がより適切である。

また、教官当り積算校費の修士講座については、学科目制の場合と余り差がみられないので、これの改善を図る必要がある。

②施設について

国立大学の建物基準面積は、昭和30年代後半に大学の一般的諸条件を想定して算出され、その後数次にわたり改訂加算されてきた。しかし、大学院における教育・研究の高度化、施設設備の大型化は著しいものがあり、その対応として特殊設備には基準特例面積が、組織の拡充改組等には基準面積が配分され充実されてきたが、大学院は発足以来30年を経過し、その研究機器、研究資料等も膨大なものとなり、研究室においてもその面積が狭隘なため、教育・研究に支障を来している現状である。このため必要基準面積と実情とがなじまない状況となりつつあるので、研究室面積の加算、資料室、展示室等の基準面積の設定等により研究機器の利用増大、研究資料の有効利用を図る必要がある。

③設備充実の問題について

設備については、これの充実のため毎年大学院教育研究設備費や設備更新費の予算配分が行われている。この設備充実費については、昭和48年度の設備調査による所要額を目標として年次的に整備充実してきているが、その後の科学技術の発展や設備更新の必要性を考慮すると十分なものとはいえず、学術研究の進展に対応して、教育・研究水準の向上を図るためには、今日の水準に準拠した新しい充実目標額を設定し、その早急な財政措置が必要である。

④結 論

結論として既設の大学院の予算のあり方については、当分の間現行制度のなかで教官、学生当り校費の大幅な単価増を図り、施設については基準面積の引き上げ、設備にあっては新整備計画の策定等大学院の特別経費について既定予算の拡充を図ることが望ましい。

以上がその意見の大要であるが、そのほか、第6常置委員会としては、大講座制については

別途に考える必要があるであろうということであり、また、基準面積の問題については、例えば博士課程の場合どのくらいの面積が妥当であるかというようなことについて一応当小委員会で検討してみた上で、また第6常置委員会と共に検討する必要があるということであれば、いつでもご希望に応ずるということであった。

以上の説明に関し次のような意見の交換があった。

- この配付資料の冒頭の部分に「大学院の制度も多様化する中であって……」とあるが、大学院制度が必ずしも多様化しているとは思わないし、また(1)において、大学院予算を一般学部の子算と区分することが「国立大学の現状からしても得策とは言えない。」とあるが、これもこのような言い方は適切であるとは思われないが如何であろうか。
- この資料の対外的な表現については、もう少し検討して扱うことにしたい。
- 大学院制度の問題であるが、大講座とか、独立専攻とか、30年間のうちに前にはなかったものが制度として認められ変化してきているように思うが、これらも予算と関係があるのではなかろうか。
- 最近認可されている大学院で、学部なしの独立専攻の大学院があるが、これらは新しい制度の変化であろう。
- 独立大学院の場合基幹講座と協力講座というのがあるが、基本的には別に基幹講座と協力講座というように分ける必要はないという考え方のようである。
- 設置基準についても、そのように解釈してもよろしいのか。
- 現在の統一した見解では、基幹講座も協力

講座も一本というかたちで考えてよいということである。

- 大学教官の問題であるが、助教授から教授になるという場合、特に理学系では講座制をはっきり守っているところと、教授と助教授が全く独立しているというかたちのところでは、後者の方が助教授が教授になる確率が高いようである。ただ最近大講座制を採っているところでは、教授のポストが増えていて助教授から教授になりやすいというメリットがあるようである。
- 教官定員の従来のかたちである1・1・1や1・1・2という定員構成が崩れてきていることは問題であると思うので、今後の問題として検討する必要がある。

以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

大学院の予算のあり方問題から、これに関連して講座制あるいは定員の問題等について意見を伺ったわけであるが、予算のあり方については、一応第6常置委員会で検討された案を中心に提言をまとめるという方向で進めることにしたい。

2. 大学院学生の実態調査について

初めに委員長より次のように述べられた。

前回の委員会において、報告書の取りまとめに当たっては、その作業の前提として先ず旧設大学院の現状把握のための最小限のアンケート調査が必要であろうということとその原案を提示したが、これに基づいて取り敢えず九州大学において大学院生の実態調査をしてみたので、その結果について先ず説明を申し上げ、これにつづいて各大学での現状を伺い意見の交換をし

たい。

ついで、宮島委員から配付資料を基に九州大学農学部大学院生の実態について、また田中委員長より九州大学文学部大学院生の実態についてそれぞれ説明があった。

なお、調査した項目は次のとおりである。

- (1) 大学院学生定員充足調べ
- (2) 大学院博士課程入学者の追跡調査、(昭和49年4月および昭和54年4月入学者について)
- (3) オーバードクターの実態
- (4) 大学院生以外で大学に在籍する者の資格と実態
- (5) その他(若手研究者の養成確保の実情、旧設大学院の改善に対する具体的意見等)

以上の説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 大学院生の実態調査をする場合の問題点として、先程の農学系の説明で49年度博士課程入学者の追跡調査の結果が示されたが、10年前の入学者についての追跡調査というのは、その当時の指導教官も大学にいないこともあるであろうから誰が責任をもって回答できるかという問題があるのではないか。
- 九州大学の場合は、学生課にそれらのデータがあったので調査することができた。
- 事務系のレベルで持ち合わせているデータでは、例えばODの定義がはっきりせずまちまちに解釈されて数字に現わされる虞れがある。
- 調査に当たってODの定義をはっきりして統一しておくことが必要である。そこで、ODの定義を「博士課程3年を修了して、なおかつ大学に残っているもの」としてはどうで

あろうか。学位取得の有無に拘らず4年以上在学している者、としてはどうか。

- 医学部の場合の非常勤医員をどのように扱ったらよいか。
- 工学系の私の大学では、学生の研究災害というような場合を考慮して籍のないものは大学に残さないという方針とし、大学に残っている者は全部研究生として登録している。なお、博士課程については5年間以上は大学にいることはできないが、それまでは制度として認めているので、それらの者までODとして扱うことにするのかどうか。それと、大学では卒業生の管理は余りしていないので、卒業生が現時点でどうなっているか仲々掴みにい。
- 今回の調査でODの対象となるのは主として研究生ではなからうか。
- 研究生といってもその中身がまちまちではなからうか。
- 大学院を卒業し在籍している者、ということなら調べられるが、それをODと扱ってよいかどうか。
- それから、この調査項目の(5)の設問(若手研究者の養成確保のための具体例、旧設大学院の改善に対する具体的意見)であるが、これをこの形で調査を行えば多分白紙が多く意見は出てこないと思う。それで、これについては問題を項目毎に区切って設問としてはどうであろうか。
- この調査では専攻ごとの調査となっているが、専攻ごとの数字を調べるということの狙いは、木目細かい調査が必要であるという意図からであろうか。
- 専攻ごとの調査をしようというのは、学問分野における多様化に対してこの点はこのよ

うにした方がよいのではないかということのためでもあるし、また総論的なことと各論的なことの双方がないと問題が残るのではないかと思ったからである。

- 大学院生以外で在学している者の中には外国人留学生がおり、その種類はまちまちである。外国人留学生に対しては特別の制度があって、特別の試験を受けて入学してくる者やまた政府から派遣されている留学生もいろいろな種類になっているが、それらの者もこの調査に含めるのか、その辺のこともはっきりしてもらいたい。
- 外国人留学生をどうするかということであるが、一応外国人留学生も含めて検討していただきたいと思うし、また大学院生以外の者については確かに研究科によっては大学院生以外の者がいろいろ在学していることであろうと思う。しかしそれらの実態を知っていることが、大学院問題の若手研究者の養成ということを考えていく上で必要であるように思う。

以上のほか、調査票（案）の内容に関して論議が交されたのち、委員長よりこのアンケート調査について次のように述べられた。

これまでの検討結果の取りまとめを進めてゆく上からも大学院の実態についてのある程度のアンケート調査は必要であると思う。また、アンケート調査を実施するについては、意味のあるものでなくてはならないし、回答の得られるものでなくてはならないと思う。そこで、この調査は大学院に入学した者について、その状況を10年前と5年前の入学者および本年4月の入学者に絞って、また本小委員会に参加している大学だけに限って調査することとしたい。10年

前に入学した者が現在どうなっているかということは調べにくい点もあるが、取り敢えずこの調査票（案）の4項目で調査していただきたいと思う。調査範囲も一応の実情を把握する上からは余り広く広げる必要もないと思われるので、本小委員会委員の所属する大学だけでよいのではないかと考える。

以上の方針を了承し、次の点を確認して本調査を実施することとした。

- ① 調査項目の（大学院以外で大学に在籍する者の資格と実態）については、研究生と奨励研究員だけの範囲に留め、その他の者（研修生、聴講生等）についてはこれを削除する。
- ② ODの定義については、博士課程（3年間）を修了し、なおかつ在学している者ということにする。なお、5年間の在籍期間を認めている工学系については、（注）にその取扱い方を記すことにする。
- ③ 調査項目のⅡ（大学院博士課程入学者の追跡調査）の昭和49年4月入学者の分については、可能な大学だけが調査することにする。

3. 検討事項とその分担について

これについて委員長より次のように述べられた。

本小委員会のこれまでの論議の取りまとめをするために、配付資料「検討事項（案）」のようなものを作成してみたのでご検討いただきたい。ここに掲げた事項の中には総論的なものと各論的なものがあると思うし、またこれまでに検討されたこととオーバーラップする点もあると思うが、一応「検討事項」として挙げておいたのでよろしく願いたい。

これについて若干意見の交換があったのち、各事項の分担を次のように決定した。

①大学院のあり方

石田，飯島，金森，藤沢各委員

②大学院学生およびODの処遇

種瀬，森各委員

③大学院の整備拡充

岸，宮島，藤沢各委員

④大学院の財政，経費，事務機構

布施，下沢，岸，種瀬，森各委員

⑤研究科による問題の多様性に対する対応

金森，宮島，岸，布施各委員

以上で本日の議事を終わり，最後に今後のスケジュールについて次のように取り決めた。

次回 7月31日(火) 13:00~16:00

(「検討事項」の各項目についてのドラフトの検討)

次々回 9月11日(火) 10:10~13:00

(アンケート調査の整理)

図書館特別委員会

日時 昭和59年5月28日(月) 13:30~16:00

場所 学会分館3号室

出席者 松山委員長

町田，大川，加藤，裏田，添田，吉武各委員
東，沙藤各専門委員

(文部省) 占部情報図書館課長，倉田専門員，
大埜大学図書館係長

松山委員長主宰のもとに開会。

まず委員長から，新たに就任された町田貞委員(図書館情報大学長)の紹介があり，ついで本日出席の文部省関係官の紹介があって議事に入った。

〔議事〕

1. 学術情報センターについて

このことについて文部省の占部情報図書館課長から，学術情報システムの進展状況及び本年度の国立大学図書館関係予算について，配付資料「昭和59年度国立大学図書館関係主要予算額事項別表」，「昭和58年度学術情報センターシステム開発調査概要」，「大学図書館業務の電算化」等に基づき説明があった。

以上の説明に関し次のような質疑応答があっ

た。

○ 各大学は一日も早く文献検索の利便を受けたいと思っているが，どのような予算措置をすればよいか。また，経常費はどの程度想定する必要があるか。

○ 基本的には大学図書館専用のコンピュータを予算化することである。また，経常費については，コンピュータには維持費が，端末館には通信経費が付いているが，十分なものではない。ただし，地域センター及び文献情報センターには現在通信費は付いているが，今後の検討課題となっている。

○ 図書館協議会から，学術情報システム計画に必要な情報は入るのか。

○ 国立大学図書館協議会の総会で，毎年研究集会を開くことになっており，そこでは文献情報センターの機能と，これに対応する大学

図書館業務の新しい見解というテーマで、システム開発の現状及び大学の対応問題などについて文献情報センター側から発表してもらい、これに対しかなり活発な質疑応答があるので、その時相当微細に互った情報が得られるものと思う。

- 全国的な目録所在情報システムの体制について伺いたい。
- まず規模の大きな大学に参加してもらい、且つ学内の受入れ体制ができることが前提条件である。それには学内の研修のほかに、夏期の3週間程度の研修や、また文献情報センターでは半年程度のセミナーを設けて研修を行って学内の体制を固めてゆき、それによって学内の受入れ体制が固まり次第参加してもらうようにする。
- 大規模館・小規模館の予算措置は、60年度も昨年度の予算措置に準じた程度と考えてよいのか。
- まだ具体的な結論はでていない。
- 本年度の図書購入費は減らさざるを得ないのか。
- 本年度も予算枠は厳しくなっている。昨年度は減額分を若干少なく喰い止めることができたが、本年度は相当厳しくなっている。
- 各大学において学術情報システムを展開させてゆくためには、どのような対応を考える必要があるか。図書館員の業務内容が大きく機械化の方向へ移行する時に、それに対応する心構えなどについて館員はかなり戸惑いを感じている。
- 各種研修会を通じて図書館員には情報を提供しているが、地区センターが文献情報センターと接続してゆけば、東京まで来なくとも地域センターの端末を使って、端末館に対し

指導助言とか、一部の教育をすることができるようになる。また、地域センターである大規模館には、その業務を依頼することとなる。

- 私の大学では、新システムが導入される前から相当内部的に勉強し、特殊なやり方を研究している。ところが、このように図書館職員として誇りをもって図書館業務の運営に努めてきた職員が、新システムが導入された場合、これについて行けないのではないかという不安をいっているようである。そこで新システム制度が導入されても彼等の日頃の努力が報いられるように、この新制度にうまくなじむようにできないものであろうか。
 - 文献情報センターができる以前に機械化された大学は、当時文献情報センターと接続することを想定していなかったもので、そのような事態もあるかもしれないが、部分的に噛み合わない面は、合うように努力していただきたい。
 - システム化というのは、図書館の日常業務をコンピュータによってある面を均質化してゆくということではなからうか。従って、コンピュータがコンピュータ資源やソフト資源の共同利用という形で効率的に運営されて行くためには、今のところ比較的規模の大きい図書館が中心となり、周辺の大学図書館が端末館となることであるが、その場合必然的にセンター館と端末館の関係が生じて来ることになる。
- 今まで自主的に行って来た日常業務が、システム化されたセンター館にコントロールされることにより、自分達が折角良いものを作っても変えられるとか、自分達の創意工夫の努力の成果が評価されないという気持を潜在

的に持つようになり、積極性を失うようになる。機械化が普及すればするほど、機械では処理出来ない領域が生じるが、館員が積極性を失うとその領域の作業が停止しかねないという問題がある。少なくとも、意識的にはその辺のところを考慮しておく必要がある。

おおむね以上のような質疑応答が行われたのち、委員長から、この学術情報システムの整備充実については、予算面の措置が重要であるので、これについて格別の配慮をされるよう第6常置委員会へ申し入れたのでご了承願いたい、との報告があった。

2. 今後の大学図書館のあり方と、その検討課題について

初めに委員長から、今後の大学図書館のあり方、本特別委員会のこれからの進め方等についてご審議願いたいと述べられ、これについて主として次の事項について意見の交換があった。

(1) 附属図書館長のあり方について

- 附属図書館長を評議員とすることの問題は、どのようになっているか。
- 図書館長が評議員になっていない大学もあるが、まだその点の調査集計は出ていない。その点を明白にさせたい、場合によっては改善の要望をしたいとも考えている。
- 一度その数字を把握しておいた方がよいと思うので、その実態調査は、国立大学図書館協議会の方で実施してもよいと思う。
- 図書館長の選考方法は、推薦委員会を作り幾人かを推薦してその中から学長が指名する大学もあるが、学長が全く個人として、何の組織にも諮らず指名するやり方はないと思う。実態的には学内で選考委員会的なものを

設け、そこから推薦するのが一般的である。

- この問題は、国立大学協会として意見を出す問題ではないと思う。実態を踏まえて各大学で工夫してもらおうということであろう。

(2) 書籍の保存について

- 明治以降の書籍の用紙が酸化して駄目になるとのことだが、どの程度の目標を置いて対策を講ずる必要があるのか。その緊急度を伺いたい。
- 100年程経過している19世紀後半の外国図書を開くと、ノドの部分が殆どボロボロになっているようだ。明治時代や敗戦当時の質の悪い紙は、新聞紙と同様崩れるのはいたしかたない。

図書館でも、19世紀後半の酸化度が一番強いとことで、今のところ最も被害が目立っているものは、この当時の書籍ということである。この酸化を中和する方法としては、ドイツ方式とアメリカ方式があり、ドイツ方式は、薬液に一度漬けそれを竿に掛けて乾かす方法であり、アメリカ方式は、密室に入れガスを注入する方法である。アメリカ方式は、書籍の中味までガスが浸透したかどうかは時間を経てみないと効果の確認ができず、この方法で良いか否かの目処はたっていない。一方ドイツ方式は、薬液の中に全部漬けるので完璧ではあるが、表紙が反ったり用紙がチリチリになったりして、これも決して良い方法とは言い難く、今のところ打つ手が無さそうである。

幾つかの国立大学に協力してもらい、書籍の腐触度を調査したいと考えているが、防止する手段がなく憂慮している。マイクロフィルムを使っている所もあるが、マイクロ自身それほど耐久力があるわけではなく、深刻な事

態と思っている。

3. 図書館業務と司書の養成について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

図書館の業務形態がどんどん変化する状況下で、司書を養成する短期・長期の機関はどのような共通教育方針と姿勢で養成しているか伺いたい。丁度図書館情報大学長がご出席になっておられるので、同大学の教育方針ばかりでなく全般的な問題についてご説明願いたいと思う。

つづいて町田図書館情報大学長から次のような説明があった。

まず最初に申し上げたいことは、本学は司書を養成する大学ではないということである。現在は養成してはいるが、これは大学本来の目的ではない。教育方針は、大学設立の目的に沿いつつ、図書館の近代化を目指した教育・研究をしている。しかし、4年制大学、大学院修士課程を創る主体性を論じながら、一方では夏休を利用して19単位の司書を養成することは、内部的に矛盾をはらんでいる。また、4年制大学を卒業した司書と、19単位取得の司書では当然中身が違うので、例えば上級司書・初級司書などの職名を考えられないか、と文部省に折渉したが、現行制度では難しいとのことであった。

これについて、次のような意見の交換があった。

- 各大学の司書は、どの程度の学歴資格者か。
- 法律的にいうと司書・司書補の二段階になっていて、司書は大学で図書館学を修めたものであるが、その外に司書講習で資格を与えて

もよいことになっている。司書補は高校卒・短大卒でもなれるが、経過措置があり、3年の経験年数があれば司書講習を受けて司書になる道が開かれている。結局、学歴面では高校卒も大学卒もいるが、最近は大学卒が圧倒的に多い。しかし、国立大学の司書となると、人事院の国家公務員上級試験（乙）に合格する必要がある、これは一応大学卒が受験資格となっている。ただ残念なことには、毎年各大学の需要を調査し全国的な必要数に基づいて採用するが、需要調査どおり捌けないのが実状である。その理由は、合格者の就職希望箇所が大都市に集中するため、そのため毎年の合格者からかなりの積み残しができてしまう（有効期限2カ年）。しかし、この試験制度による合格者は、ある程度標準的な足切りをされた者であるから、ここから採用すれば、質的には先ず標準以上の条件を具備した者の確保はできる。

また、大学基準協会では、図書館情報学教育基準が出されたが、従来の図書館学教育基準に比べ新しい情勢を反映させた基準になっており、カリキュラムも大幅に改まっている。ただし、図書館協議会教育部では、あまりコンピュータに関する科目を入れ過ぎているので、ついていけないとの拒絶反応を示したこともあった。この基準は大学基準協会から出されたもので一応の目安を示したものであるので、これに準拠するかどうかは、大学の自由である。

- 国家公務員試験は、司書としての教育を受けていない者でも合格する可能性はあるのか。
- この試験は、上級職乙（図書館学）とあり、図書館学専門科目の試験であるので、相

当勉強しないと難しい。外交官試験と同じで語学が必須になっており、一般教養・語学・専門試験の三本建て試験する仕組みになっている。

- 最近“開かれた大学”という社会の要望に関連して、図書館の公開要求の声が聞かれるようになり、仄聞するところによれば、図書館情報大学では、図書館全体を公開しているやに聞いているが、公開の実状を伺いたい。
- この件は語解である。本学で公開しているのは図書室であり、大学図書館はこれとは別にあって公開していない。従って、大学図書館全体を公開しているものではない。公開図

書室は、本学の性格上ここで学生が実習もするし、また近くに公共図書館が無いので、特別に地域住民サービスということで開放したものであるが、入口も部屋も大学図書館とは別になっている施設である。それが誤解されて、本学図書館は開放されていると言われたのであろう。

おおむね以上のような意見交換があつて本議題に関する協議を終り、最後に委員長より、今後ともご意見を伺いたい旨の発言があつて、本日の会議を終了した。

(第8回)入試改善特別委員会

日時 昭和59年5月9日(水) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 松田委員長

藤井, 山田, 福田, 小野, 井出, 天野, 猪, 丸井, 永田, 松井, 池田, 喜多村, 添田, 田中各委員
(大学入試センター) 肥田野副所長, 木村管理部長

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された山田福島大学長の紹介と、入試センターからオブザーバーとして出席された肥田野副所長および木村管理部長の紹介があつた。ついで、前回議事要録を朗読確認したのち、議事に入った。

〔議事〕

◎ 共通入試の問題点について

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、共通入試の問題点について小委員会におけるこれまでの審議状況について説明を伺ったうえ、来る6月総会の際説明することになっている入試改善についての中間的報告に向け

て、これの内容の取りまとめ方等について協議を行いたいと考えるので、これについて先ず丸井小委員会委員長よりご説明いただくこととしたい。

ついで丸井小委員長より、小委員会における審議の模様について配付資料をもとに概ね次のような説明があつた。

小委員会では、入試改善についての報告書の取りまとめに向けて去る3月に設置されて以後3回開催(3.21, 4.5, 4.28)し、入学者選抜試験のあり方について、改めて共通1次試験制度の根本に溯り、これの廃止の如何ということも含めて共通1次試験の基本的な問題点や

改善の方策等について検討した。その審議の内容の概要は次のようである。

入学者選抜の方法について、現行制度に代り得る秀れた代替案が見出せない現状では、この制度を維持する中で積極的に改善を図ってゆくことが適切ではないかとし、入試改善についての基本方針を確認した。そして、この前提に立って、現在の共通第1次学力試験の実施目的・理念については、「高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」とされていること、また、昭和57年度よりゆとりのある教育と個性の伸長を目指す新高等学校学習指導要領が施行されたのに伴い高校のカリキュラムが多様化し従来と高校教育の基本的性格が変わったこと、更に、共通1次試験の受験者の層が限られていること（全国に5千校以上ある高校のうち、共通1次試験への出願者が50名以上いる高校は全体の55%で、出願者がゼロの高校が28%ある）、等の実情があることから、これを「大学教育を受けるのに必要な基礎学力をみるために、主として高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」と、的確に表記し直すことが必要であるという議論となった。

それから、共通1次試験の具体的改善方策については、これまで本委員会で論議されてきたように①共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目数の弾力化について、②共通第1次学力試験の実施期日・実施方法について、③共通第1次学力試験と第2次試験の組合せの工夫について、④受験機会の拡大について、等のことが検討されている。このうち①については、各大学・学部によって一定の幅をもって試験教科目について指定・選択を認める、②については、一部の教科目を現行時期より大幅に早めることを含めて、④については、定員留保による

第2次募集の拡大、ある期間内に各大学・学部が自由に期日を決めて第2次試験を行う、等が話題にのぼっている。

また、共通1次試験が導入された結果、受験生にいわゆる国立大学離れ現象が起きてはいないか、ということがいわれていることから、急遽30大学（入試改善特別委員会および第2常置委員会所属委員の大学宛）にご協力をいただいてこれについてアンケートを実施した。その結果を喜多村委員に集計していただいたので、後刻これについて同委員よりご報告いただくこととした。

以上の報告について委員長より次のように述べられた。

入試改善について本委員会における審議のタイムスケジュールを申し上げますと、来る6月総会においてこれまでの検討結果をもとに問題を整理して私より報告するとともに、これに対する意見を伺ったうえ、各大学へアンケート調査を実施したいと考える。そして、そのアンケートの結果を踏まえて11月総会に「中間まとめ」を提出し、来年3月頃を目処に最終案を取りまとめたうえ、同6月総会にこれを諮る、という手順ですすめたいと考えている。

ところで、本日は、ただ今伺った小委員会の審議状況のほか、これに関連する資料を幾つかご用意いただいているので、それについて順次ご説明を伺いながら協議してゆきたいと考える。

ついで、喜多村委員より、共通1次試験導入以前と以後の、高等学校新卒者進路状況の推移、志願率・進学率等の国公立大学進学状況の推移、推薦入学実施率、等について配付資料を

もとに説明があったのち、いわゆる“国立大学離れ現象”の有無について実情を調査するため、過般本特別委員会および第2常置委員会に所属する委員の30大学を対象に実施したアンケートの集計結果(27大学分)について概略次のように説明があった。

共通1次試験導入後の学生志願者数の推移について旧一期校(14校)、旧二期校(13校)別にみても、共通1次試験初年度の54年度は旧制度最終年次の53年に比べて一、二期校いずれもほぼ5割方減少している。これは一期校、二期校が一本化されたことの現れであり、当初よりある程度予想されていたことである。それから、54年度と59年度について比較すると、旧一期校で8校、旧二期校で9校が59年度の方が志願者数が減っていて、逆に59年度の方がふえているのは旧一期校で5校、旧二期校で3校であり、何れも兩年の志願者数の増減はまちまちである。また、志願者数についてそれぞれの大学の各年次ごとの推移をみると、継続的減少型(旧一期校3校、旧二期校4校)、断続的減少型(旧一期校4校、旧二期校7校)、増加型・不変型(旧一期校5校、旧二期校1校)の3つのパターンに大別できる。

以上がアンケートの集計結果であり、全体的にみて共通1次試験導入後国立大学への志願者数は旧制度の頃に比べて減っているが、これを捉えて“国立大学離れ”の徴候とみるか、見かけ上の競争率が下がってきただけで別段問題とするには当たらないとみるか、は見方によって解釈の分かれるところであろう。ただし、このデータは大学全体の数字であり、各学部・学科別ということになると、その実情は単純ではないと思われる。結局のところ、共通1次試験の志願者数については受験生の質とのかかわりで考

えなければならぬのではなからうか。

おおむね以上のようにアンケートの集計結果をもとに説明があり、更に志願者数の低下と受験生の質的变化に関して広島大学における一つの事例を挙げて詳細な説明があった。

以上の説明について次のような意見交換があった。

- 教員養成系である私の大学では、全国的に公立小・中学校教員の採用数が減っていることの影響を受けたためと思われるが、受験志願者数が最近減ってきている。それと、入学者の県内と県外との比率に変動がみられ、県内からの入学率が高まる傾向にある。この変化は学生の質ということとも関わっているのではないかと思われる。
- 国立大学への志願率が減る傾向にあることの一因には、わが国の富の蓄積が増大するにつれ全体的に各家庭の家計も豊かになってきて、受験生の父兄の方も学費の比較的安い国立大学へ子弟を入学させるということに以前ほど拘泥らなくなってきたということがあるのではなからうか。
- 私の大学で入学辞退者のその後の行方を調べてみると、私立大学へ行っている者が多いということである。
- 大学入学者選抜研究連絡協議会で取りまとめた「大学入試研究の動向」(第2号)の中に、大学入学志願倍率、受験率、入学率および卒業率の新旧入試制度における変化について比較調査した資料が載っているので説明申しあげる。それによると、志願倍率では旧制度の最後の53年度は5.0~5.9倍をピークに平均して高い倍率を示しているのに対し、共通1次試験初年度の54年度は2.0~2.9倍がピー

クで、見かけ上の志願倍率は減っている。それから受験率では53年度が50～100%の間に分布が広がっているのに対し、54年度になると90～100%と高率の所に集中し受験生は出願した大学・学部を大部分が受験している。そして入学率については、53年度に比べて54年度ははっきり上昇していることが認められる。また、卒業率（入学後4年経ってどれだけ卒業したか）は、新制度1期生（54年度入学57年度卒業）と旧制度最終期生（53年度入学56年度卒業）を比較すると、前者の方がその率が低く、いわゆる留年生が多い。結局、これらの基礎データからいえることは、共通入試を受けて入学してきた学生は、旧制度により入学した者に比べて、着実に志望大学を決めて受験して入学しているものの、何らかの原因で卒業率に低下がみられるということになる。

ついで福田委員より、筑波大学において入試改善に関する検討を基にして取りまとめられた配付資料「共通1次試験の改善に関する提言」を基に、入試方法に唯一絶対の方策はあり得ない以上は、それぞれの長所、短所を補い合う複合方式が妥当な方策と思われる、とし①基本前提、②問題点の所在、③改善原則、について説明があり、更にその方法としては、1) 出題の範囲および内容は高等学校における必修内容と、大学進学に必要な基礎学力の両面から決めるものとして、資格試験ならびに選抜試験のいずれにも活用できるものにする、2) どの教科・科目を資格試験あるいは選抜試験とするか、またこれらをどのように選考に活用するか、各大学(学部)が自主的に決めるものとする、3) 私立大学の参加しやすいものにし、国公私立の

各大学が、それぞれの方途においてこれを活用できるものとする、という提言があり、その具体例として、「3教科3科目については国立大学は必修の扱いとし、あとは各大学・学部の特性に応じて課すこととして、その場合の教科目については資格試験的（各大学・学部で決める一定の得点をクリアすればよい）扱いにする」ことが挙げられた。

これについて次のような意見交換があった。

- 現行の共通1次試験においては、5教科7科目の全教科・科目を受験しないと失格とされているが、これは受験生にとって少し厳しすぎはしないであろうか。せめて、不受験科目について0点扱いということにでもできないものであろうか。
- 共通1次試験を総得点により評価すると、工学系学部で入学後重要な数学や英語の得点が極端に低くても他の理科や社会などの科目で点数を稼いで合格するケースもあり、現実困っている実情がある。こうした点を考えると、試験欠席者について0点扱いを認めるということにすると問題となる。
- 共通1次試験の試験科目の利用について各大学・学部大幅に自由度を認めることは結構であるが、受験生に試験を受けさせておきながら、その中の一部でもまったく合否判定に用いないということであるとすると、問題であろう。
- 入試改善の問題点について、本委員会で議論すべきことと、各大学の自由な判断に委ねるべきことと、問題を明確に分けて考える必要がある。
- 各大学・学部において十分守り得てなお意義のある「ガイドライン」が求められるべき

である。

- 入学者の選抜について共通1次試験を総得点による利用の仕方は改めた方がよいであろう。
- よいか悪いかは別として、これまで「共通1次試験については1,000点満点の総得点による評価」ということが国大協の方針であった。これが好ましくないとすれば、その理由を明確に示しておく必要があるだろう。
- 共通1次試験が何か各大学の試験の補助というかサービス機関的なものに位置づけられようとしている。もっと共通1次試験のメリットということが議論されてもよいように思われる。今度の中・四国学長会議では、各大学の学生部長も加わって共通1次試験のことについてメリットということについても検討する予定になっている。
- 共通1次試験についてこれまで6回の経験によって、少なくとも5教科7科目を総得点によって評価することは改めた方がよいという方向に意見が向いてきたのではなかろうか。これについては、今後報告書取りまとめの検討をすすめていくうえからも6月総会で十分意見を伺いたい。
- 本委員会として入試改善について6月総会で報告するに際して整理しておかなければならないこととしては、一つは、共通1次試験のメリットは何であったのかということである。それと、共通1次試験を廃止した場合に考えられるデメリットは何かということもあろう。それから、共通1次試験の試験科目数の利用について弾力化を図るとした場合の、メリットおよびデメリットということも言及しておくべきであろう。

以上のような意見交換について松井委員より、前回（4.5）配付の資料「共通第1次学力試験の実施目的・理念と出題・解答の教科・科目について」について、その後補足を加えた部分について、および「大学の学年の始期についての資料」について説明があった。

これについて次のような意見交換があった。

- 過般開催された入試改善会議の席上、高校関係者より、共通1次試験について現行の5教科7科目を維持することがのぞましいとの意見があった。
- 共通1次試験についてどの大学・学部も一律に5教科7科目を課すというのではなく、試験科目数は現行のままとしたうえで、あるガイドラインのもとで各大学・学部が受験生に試験科目を指定する、というのが実現性の高い現実的な案と思われる。
- ア・ラ・カルトという言葉が、大学側が試験科目を指定することをア・ラ・カルトと称するのか、それとも受験生の自由意思で受験科目を選択できることを称するのか、その解釈が曖昧なので、この定義をはっきりさせておく必要があるだろう。

ここで肥田野入試センター副所長より、昭和47年度以降59年度までの国公立大学の受験生の欠席率・入学辞退率の経年変動および欠席者・入学辞退者数の経年変動（実数）について配付資料をもとに説明があり、引続き意見交換が行われた。

- 公立大学では現在8大学で第2次試験の試験期日を他の国公立大学の試験日とずらして実施しているが、これらの大学の欠席率や入学辞退率は高いようである。

- 世間でよく共通1次試験のせいで入学辞退率が上がっていると騒ぐが、この数字をみる限りは当たっていないということがいえる。
- 大学の入試というのは大学教育と密接に関わっている。その大学も社会の進展に伴って必然的に変化せざるを得ないのではなかろうか。ハーバード大学ではコア・カリキュラムが定着してきているということであり、一遍、大学における一般教育と、専門教育についての概念を見直してみる必要がある、また、これと絡めて入試の問題についても考えるべきであろう。
- 大学の一般教育の問題ということが、今後争点の一つとなってくると思われる。
- 一般教育に対して教官の教育の姿勢なり教授法によって学生のモチベーションが変わってこないこともないであろうが、それには何らかの制度的手立てということも考えられなければならないであろう。
- 第1常置委員会では、これから大学におけ

る「教育の評価」の問題を検討することになっている。

おおむね以上のような意見交換があったのち、更に入試改善についてのアンケート調査の方法等を巡って若干意見交換が行われ、最後に委員長より次のように述べられて本日の会議を終了した。

さきほど申しあげたように、来る6月総会において入試改善についてこれまでの本委員会の検討経過を踏まえて、私より中間的報告として口頭説明することになっているので、本日の議論も踏まえて松井委員に、入試改善について要点を整理していただき、小委員会を来る5月24日(木)に開催してそれを基に報告の原案を取りまとめていただきたいと考える。そして、それを総会前日に開催する本委員会で検討のうえ中間的な報告として取りまとめることとしたい。

日 時 昭和59年6月18日(月) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

松田委員長

藤井、山田、福田、小野、天野、小林、丸井、

谷口、永田、松井、添田各委員

(大学入試センター) 肥田野副所長、木村管理部長、広瀬庶務課長

(第9回) 入試改善特別委員会

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、入試センターから後刻、オブザーバーとして肥田野副所長および木村管理部長が出席される旨述べられ、ついで前回議事録を朗読確認したのち、議事に入った。

〔議 事〕

◎ 共通入試の問題点について

初めに委員長より次のように述べられた。

明日開催される総会に本特別委員会における入試改善についての審議状況を報告する必要が

あるが、これについてはこれまでの検討経過を踏まえて問題点を整理して私より口頭で中間的な報告を行うこととしたい。なお、その後のスケジュールについては、これまでの予定では、総会後に全国立大学宛アンケートを実施のうえこれの結果を踏まえて11月総会に「中間まとめ」を提出し、来年3月頃を目処に最終的報告書を取りまとめるうえ同6月総会に諮る、という手順ですすめたいと考えていたが、会長のご意見もあり、アンケートについて各大学で検討する時間的ゆとりをとることとし、場合によっては最終決定のリミットを来年秋の総会までずらしてはどうかと思料する。

入試改善についての検討のすすめ方について会長より、この問題については国大協においてばかりでなく、各大学・学部においても、それぞれ関係の機関で検討されることが望ましいので、この旨明日の総会の席上で要請するとともに、具体的な検討事項を提起のうえ来る秋の総会までに各大学からこれに対し一応の見解を示して頂けるよう提議してはどうかという考えが示されている。その具体的検討事項というのは、①共通1次試験でいわゆるア・ラ・カルト方式をとることの是非、②共通1次試験の試験教科・科目を削減することの是非、③第2次試験で自大学の2次募集を新設、または拡充することの可能性、の3点である。それで、これらを含めて総会における本特別委員会の報告をどのような形にしたらいかがご意見を伺いたいと考える。

以上のように述べられたのち、おおむね次のような意見交換が行われた。

- 会長より提起された検討事項については、明日の総会で本特別委員会の行う報告とは別

個に会長提案という形になるのであろうか。

- それについては、本特別委員会における入試改善についての検討経過の報告と合わせて委員長より来る11月総会までに各大学で検討して頂けるよう提言されるのが適当ではないかと思われる。

ところで、小委員会では入試改善について報告書の取りまとめに向けて、本年3月に発足以後5回開催して検討を行った。そして、去る5月24日開催の小委員会では、これまでの本特別委員会および小委員会における議論を踏まえて松井委員が取りまとめた「大学入学者選抜方法の改善に関する問題点とその検討経過」等をもとに、明日開催の総会に対する中間報告の仕方やアンケートの方法・時期等について協議を行った。その結果については只今委員長から説明があったように、総会では入試改善について委員長より問題点を整理して口頭で説明していただくこととし、文書の形で提出することは見合わせるようになった。そして、総会終了後に、入試改善について今後各大学において検討していただく際の参考となる資料を作成のうえ、改めて各大学宛送付することにしてはどうかということになったものである。

- 共通1次試験の実施目的・理念については委員会内で随分議論された重要な点であるので、どのような意見があったのかということも資料に含めて記しておいた方がよいのではなからうか。
- 共通1次試験に対し大学の内外から種々の批判があり、中には共通1次試験制度は完全に失敗であったと極論する見方もあるが、これに対して国大協として明確な見解を示す必要があるのではなからうか。

- 国大協で昭和47年に共通1次試験について基本構想がまとめられたが、当時共通1次試験についての基本的な考え方というのは、高校における調査書を重視して、学科試験についてはむしろ高校間の学力の格差を補正するために利用しようというもので、このような考え方が強く反映された結果、共通1次試験の目的が「高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」という表記となったものである。
- 共通入試制度の導入当時、共通第1次試験で「高校教育における一般的基礎的学習の達成度」ということを重視しようとしたのは、各大学が第1次試験よりも第2次試験の方を重視して共通1次制度の定着が損なわれることを危惧したということもあったのではなかろうか。
- 小委員会では当初、入試改善について本委員会としての意見を織り込んで問題点を整理して中間報告案を取りまとめ、これを総会に提出するという方向で検討をすすめていたが、過般（5.24）開催の小委員会では会長より、今の段階で明日の総会に本特別委員会独自の意見を含んだ文章の形で提出するよりも、総会終了後、各大学で入試改善の問題を検討するについて参考となる資料を提供するというにされた方がよいのではないか、というご意見もあって、当初の予定が若干変更することとなった。
- 大学入学者の選抜については、各大学・学部個々がそれぞれの専門分野の特性等に応じた基準によって合否を決めるわけである。そうすると、それならば何故、全国立大学が共通して試験を実施しなければならないのか、という確たる根拠が明確にされなければならない

ない。この点、「大学教育を受けるに必要な基礎的学力をみるために、主として高等学校における一般的基礎的学習の達成度を評価」ということからは、その根拠として十分な説得性があるとはいいたげに思われる。これが例えば、共通1次試験で得点が500点以下（1,000点満点）の場合は、国立大学への入学資格を与えないということにでもするならば、その趣旨に適うことになると思われる。

- 共通1次試験について1科目でも受験しなかった場合、「失格」とされているが、これは受験生に厳しすぎはしないか、という意見もある。この場合、失格とされることの理由というのは何に拠っているのだろうか。
- 共通1次試験は「高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」ことを目的としており、この観点から従来高校教育課程の必修科目を試験の出題範囲として5教科7科目について解答することを課している。従ってこの流れからいって、新高校教育課程に基づく60年度以降の共通1次試験においても同様の意味で、必修科目に選択科目を加えた5教科7科目を受験解答することが必須の要件となると解される。

概略以上のような意見交換が行われ、更に、会長より問題提起のあった、総会に附議する「検討事項」に関し若干意見交換があった。

以上の結果、明日の総会における本特別委員会の報告については、冒頭委員長より希望が述べられたように、委員長より、入試改善について問題点を整理して説明することとし、また、来る秋の総会までに各大学より入試改善に関する検討事項（①共通1次試験でいわゆるア・ラ

・カルト方式をとることの是非、②共通1次試験の試験教科・科目を削減することの是非、③第2次試験で自大学の2次募集を新設、または拡充することの可能性について意見を求めることを提議することとした。そして、これについて了承が得られたならば、小委員会において、入試改善について各大学が検討する際の参

考資料の作成作業を行い、これを本委員会で検討して取りまとめたい。各大学宛送付することとした。

次回 小委員会 7月14日(土)
10:00~12:30

次回 本委員会 7月18日(水)
14:00~16:00

特別会計制度協議会

日時 昭和59年5月10日(木) 13:30~15:00
場所 文部省第一特別会議室
出席者 (文部省側) 佐野, 宮地, 大崎, 国分各委員
坂元, 佐藤(代:山下), 工藤各専門委員
斎藤審議官, 佐藤教育施設部長, 日下人事課給
与班主査
(国立大学協会側) 沢田, 松田, 有江, 諸星,
飯島各委員
篠沢, 神山, 石塚各専門委員

沢田委員司会のもとに開会。

初めに沢田委員より次のように挨拶があった。

本日は、文部省から「昭和60年度概算要求基本方針」に関し協議開催の申し越しがあったので、お集りいただいた。なお、本日は平野議長海外出張のため、私が代って司会をさせていたたくのでよろしく願いたい。

次いで佐野事務次官より次のように挨拶があった。

昭和59年度予算の執行に当っては、暫定予算を組まざるを得ないような事態に至ったが、去る4月10日には予算の成立をみた。

また、国立学校設置法についても4月12日に公布施行ということになったが、日本育英会法改正案をはじめとする若干の法案については、現在審議中あるいはこれから審議に入るといった状況にある。更に、臨時教育審議会の設置法

案については、今国会に上程する運びとなっている。

国会での状況は以上のようなものであるが、それと並行して60年度予算の概算要求の編成作業に取りかかっているが、現時点では政府全体の方針が決ってはいないものの、深刻な財政事情により財政改革の推進ということが現下の緊要且つ重要な課題であると感じている次第である。従って本年度に引き続きマイナスシリングというかたちは避けられないであろうということであり、国立学校特別会計予算の概算要求に関しても、本年度よりも更に厳しいものにならざるを得ないのではないかと予測される。

しかし、こうした厳しい条件の中にあっても、国立大学に関しては高等教育全体の質的な充実とか、あるいは重要基礎研究、国際交流、国際協力等の推進については、われわれも極力努力してゆきたいと考えているので、各大学に

おかれてもより一層の努力をされ、既定の定員や経費あるいは各種業務の遂行方法等全般にわたり徹底した見直しと工夫・改善を図り、財政負担の軽減と効率的でしかも活力を失わない教育・研究の遂行のために特段のご努力をお願いしたい。国大協におかれても今後とも一層のご理解とご協力を賜わるようよろしくお願い申し上げます。

以上のような挨拶があったのち、協議に入った。

〔協 議〕

◎ 昭和60年度国立学校特別会計予算概算要求の基本方針について

これについて、宮地大学局長より概ね次のように説明があった。

昭和59年度の予算は暫定予算で出発後4月10日に本予算の成立をみたが、この59年度予算も58年度に引続きマイナスシーリングという厳しいものとなった。

以上の前置ののち、配付資料「昭和59年度予算額総表」を基にその内容について説明があり、ついで昭和60年度予算について、明年度も本年度と同様にマイナスシーリングの予算編成となろうとの説明ののち「昭和60年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて」(案)を基に、各大学が概算要求を編成提出する際の留意点に関し、その基本的な考え方について説明があった。

次いで、大崎学術国際局長より60年度予算に関し、同局の関係事項として、大学の附属研究所の検討、外国人留学生の受入れの対応、について説明があった。

続いて国分会計課長より、配付資料「昭和59年度予算額総表」に記載の3項目(文部省所管予算、国の一般会計予算、国立学校特別会計予算)を基に、国の財政全般の状況及び国立学校特別会計予算を取り巻く環境について説明があり、ついで配付資料「財政の中間試算」に基づいて「国立学校特別会計60年度の概算要求」の見直しについて説明があった。

以上の予算説明に関連して、次の二つの事項について説明が行われた。

① 昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について

これについて、斎藤大学局審議官より、配付資料を基に「高等教育機関の地域別の拡充の目的」及び「恒常的な定員増及び期間を限った定員増の目的の算定方法」について説明があった。

② 大学制度の弾力化について

これについて坂元大学課長より次の事項の要点について説明があった。

- 1) 教員資格の再検討
- 2) 昼夜開講制の制度化
- 3) 主として専門教育を行う大学の設置基準
- 4) 専修学校(専門課程)と大学・短大との連携
- 5) 大学院入学資格の弾力化
- 6) 専修学校高等課程修了者への大学入学資格の付与
- 7) 大学の修業年限の弾力化

以上のほか、大学の施設整備の問題について佐藤教育施設部長より、また技術専門官制度についての人事院とのその後の折衝状況について日下人事課給与班主査より、それぞれ説明があった。

以上の説明に関して、主として次の事項について質疑応答や意見の交換が行われた。

- 来年度の歳入減について
- 行政職（行二）の不補充に伴う外注経費について
- 高等教育の整備充実を図るための文教予算の増額について
- 61年度以降の高等教育の計画的整備に関

わる入学定員増と大学側の収容力の問題について

- 外国人留学生の受入れ拡充に伴う受入れ体制について
- 人事院勧告の完全実施について

おおむね以上のような事項について協議が行われ、本日の議事を終了した。

第74回総会国立大学協会事業報告

(註) 第73回総会より今総会前まで

1. 諸 会 合 (87回)

(1) 第73回総会

58. 11. 16 (水)

(2) 事務連絡会議

58. 11. 16 (水) 幹事会

11. 17 (木) 第40回事務連絡会議

(3) 理 事 会

59. 2. 22 (水)

5. 16 (水)

(4) 常置委員会 (30回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 第2臨調における「国立大学の学部等の再編整理」の指摘を契機として、国大協の自主的立場から「国立大学のあり方」について検討することになり、昨年1月、第1常置委員会の下に「大学のあり方の検討小委員会」が設置され(4月よりメンバーを拡充)、その後今日まで16回(今期は7回)の審議を重ねられ、主として大学における教育と研究のあり方について検討し問題点の究明を行い、来年6月を目途に報告の取りまとめを進めている。

今期には下記のように親委員会を4回開催し、小委員会の審議経過の報告を受けてその内容について討議するとともに今後の進め方について協議した。

一方、第2次ベビーブームによる67年度をピークとする18歳人口の急増対策の問題に関し、大学設置審議会大学設置計画分科会の高等教育計画専門委員会がまとめた「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について——中間報告——」(58.10.21)に対する本協会の意見を求められたので、これについて検討のうえ意見書をまとめて提出するとともに、12月22日に開かれた同専門委員会の意見聴取に委員長が出席して意見陳述を行った。

(委員会開催状況)

58. 11. 30 (水) 小委員会 (急増対策問題)

12. 9 (金) 大学のあり方の検討小委員会

12. 12 (月) 常置委員会

- 59. 1. 23 (金) 大学のあり方の検討小委員会
- 2. 10 (金) 大学のあり方の検討小委員会
- 2. 20 (月) 常置委員会
- 3. 8 (木) 大学のあり方の検討小委員会
- 4. 12 (木) 大学のあり方の検討小委員会
- 4. 20 (金) 常置委員会
- 5. 14 (月) 大学のあり方の検討小委員会
- 59. 5. 28 (月) 常置委員会
- 6. 13 (水) 大学のあり方の検討小委員会

2) 第2常置委員会(学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) 昭和54年12月以降検討を続けてきた「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等」の問題が一段落した後、昨年1月より共通入試の実施上の改善方策について集中的に審議を続けてきた。その主な検討課題は、「共通1次試験の実施期日の繰り下げ」「自己採点方式の見直し」「試験科目数の軽減」「推薦入学の枠の拡大」「第2次募集の拡大」「第2次試験の複数受験」等の問題であるが、このうち「試験実施期日の繰り下げ」については、昭和60年度については結論を得た(61年度以降については更に検討)。

なお、以上の問題については、昨年6月に設置された入試改善特別委員会(大学入試のあり方について抜本的検討を行うために設置)の審議の進行に対応しつつ検討を進めることになっている。

このほか、昭和60年度の共通第1次学力試験の実施方法について検討を行い、関連して鹿児島大学より要請のあった奄美大島地区に試験場を設置する問題についても審議した。

また、昨年6月、各大学に意見照会した「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン(案)」について、各大学の意見を基に成案のまとめを進めている。

(委員会開催状況)

- 59. 2. 7 (火) 打合せ会
- 2. 25 (土) 常置委員会
- 3. 13 (火) 打合せ会
- 5. 15 (火) 常置委員会
- 6. 18 (月) 常置委員会

3) 第3常置委員会(学生の厚生補導)

(主要審議事項) 昨年の6月総会で委員会の組織替え〔旧第3常置委員会(学生の補導)と第4常置委員会(学生の厚生)を合併〕が行われ「学生の厚生補導」全般に亙る問題を担当す

ることになった機会に、新委員会の検討課題として「学生の生活指導・相談について」と「育英奨学制度について」の二つの問題が取り上げられた。当時たまたま、文部省の「育英奨学事業に関する調査委員会」の“今後における育英奨学事業の在り方について”の報告（58.6.28）が出されたという事情もあって、まず育英奨学制度の問題が取り上げられることになり、この「報告」の内容について検討のうえこれに対する意見と要望を取りまとめ、これを昨年10月5日に文部大臣あて提出した。

次の「学生の生活指導・相談」の問題は、最近問題化してきた“大学生の無気力化”への対応として取り上げられたものであるが、これについて検討するに当たっては先ずその基本となる「厚生補導の理念」の問題から検討すべきであるということになった。しかし、この問題は抽象論となって具体的方策に結びつかないので、その論議の過程で出てきた「学生の健康管理」の問題を取り上げて検討することとなった。そして、この問題に対処していくためには保健管理センターの組織・機能との関わりが深いことから、これの大学内における位置づけやこれの運営のあり方、組織・施設の充実等の問題を重点に検討を進めてゆくことになった。

一方、大学卒業予定者のための就職事務の開始時期等の問題（いわゆる「就職協定」の問題）に関し、この協定の維持・遵守の徹底を図るため、就職問題懇談会（国公私立大学・高専11団体で構成）と連携を取りつつ検討を行った。

（委員会開催状況）

- 59. 1. 17（火） 常置委員会
- 6. 8（金） 常置委員会

4) 第4常置委員会（教職員の待遇改善）

（主要審議事項） 本委員会は昨年6月、第6常置委員会（「大学財政」に関する問題を担当）から分離し、専ら「教職員の待遇改善」の問題を審議する委員会として発足したが、今後の検討課題として「国立大学教官の待遇改善」「助手の待遇改善」「研究技術専門官制度の新設——技術職員の待遇改善」「国立大学事務職員の待遇改善」「国立大学教官の研究専念休暇制度の導入」等の諸問題が取り上げられた。

これらのうち当面の課題として、例年関係方面に提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の取りまとめを行うこととする一方、国家公務員の給与に関する人事院勧告が一昨年以来勧告どおりに履行されない状況に鑑み、これの完全実施を推進するため「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を取りまとめることとし、これを今総会に提案することとした。

そのほか、人事院が目下検討を進めている国家公務員の給与ならびに処遇の見直し策定の機に、本委員会が予てから推進を図ってきた「研究技術専門官制度の新設」の趣旨がこれに取り入れられるよう努力を続けている。

(委員会開催状況)

- 58. 12. 26 (月) 打合せ会
- 59. 3. 8 (木) 給与問題小委員会
- 4. 27 (金) 給与問題小委員会
- 5. 9 (水) 常置委員会

5) 第5常置委員会(大学間の協力)

(主要審議事項) 国際交流の活発化に伴い、教育・学術・文化の交流の促進を目的とする本委員会の関係する事項も多岐となってきたが、当面の重要課題として、先に「21世紀への留学生政策懇談会」(総理の私的諮問機関)が提言した“留学生受入れ規模の拡大”に関わる問題を取り上げることとし、これの検討のため新たに「留学生問題検討小委員会」を設置し、昨年10月より活動を開始した。

また、例年実施している外国学長の招致事業について、本年度はイギリスから3名の学長を招待する計画で、目下その人選、来日日期等について先方と折衝を進めている。

なお、これとは別に、アメリカ州立大学協会から日米の学長交換交流について申入れがあったので、これの取扱いについて検討することになっている。

そのほか、文部省より昭和59年度国際交流関係予算について説明をきき、また外国人教師・講師及び在外研究員制度の弾力化の問題について説明をきき協議を行った。

(委員会開催状況)

- 59. 2. 20 (月) 常置委員会
- 6. 14 (木) 小委員会
- 6. 14 (木) 常置委員会

6) 第6常置委員会(大学財政、学費問題)

(主要審議事項) 本委員会は、昨年6月の委員会改組により、専ら大学財政及び学費に関わる問題を取扱うことになった。この改組に際し、当面の検討課題として「特別会計制度のあり方」「国立大学授業料の問題」「文科系学部の研究費の増額」「若手研究者の活性化」「定員削減の対応」等の諸問題を取り上げることとしたが、差しあたって、値上げが続く国立大学の授業料の問題に取り組み、去る1月18日、これに関する要望書を関係方面に提出するとともに、国立大学の授業料のあり方についての基本的見解の取りまとめを行うことにした。

一方、臨時行政調査会の最終答申を受けての政府の行政改革措置に関し、「技能・労務職員等の採用抑制措置」に対して要望書を提出(3月13日)するとともに、「定年制度の施行による退職者の不補充措置」に対して関係方面に陳情(5月10日)を行った。

また、大学院問題特別委員会からの委託を受け、「大学院予算のあり方」について検討し、

意見の取りまとめを行った。

そのほか、昭和59年度予算ならびに昭和60年度概算要求基本方針について文部省より説明をきき、意見交換を行った。

(委員会開催状況)

- 59. 2. 23 (木) 常置委員会
- 3. 13 (火) 大学財政小委員会
- 5. 7 (月) 大学財政小委員会
- 6. 11 (月) 常置委員会

(5) 特別委員会 (37回)

1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 学術審議会の「今後における学術情報システムの在り方について」の答申(55.1)を受けて「学術情報センター」の設置が進行中であるが、同センターの実働化に伴う大学図書館の対応について討議し、今後の図書館のあり方についての総合的なビジョンを確立する作業を進めている。

また、昭和59年度図書館関係予算について文部省より説明をきき、意見交換を行った。

(委員会開催状況)

- 59. 5. 28 (月) 特別委員会

2) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 昭和56年4月以降検討を続けてきた教員免許制度・資格制度を中心とした「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題」の報告書(案)を昨年6月総会に報告したのち、これを各国立大学に送付してこれに対する意見を求めた。

そのアンケートの結果を取りまとめて11月総会に提出するとともに、この結果に基づき報告書本文の一部を修正し、またこのアンケート結果を加えて最終報告書として今回の6月総会に提出することになっている。

一方、教育職員養成審議会から昨年11月22日付けで「教員の養成及び免許制度の改善について」の答申が出されたが、この答申の内容について、国立大学として実施の上で種々問題点があると思われたので、問題点について検討のうえ、去る2月24日、文部大臣あて要望書を提出した。

(委員会開催状況)

- 58. 12. 5 (月) 小委員会
- 12. 5 (月) 特別委員会
- 59. 1. 10 (火) 小委員会

1. 20 (金) 小委員会
1. 20 (金) 特別委員会
2. 7 (火) 小委員会

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 予て検討を進めていた大学卒業者を対象とする「教養課程に関するアンケート調査」の原案がまとまったので、本年1月、関係大学(本特別委員会委員が所属する13大学)に依頼して当該大学卒業者(昭和38年3月卒及び53年3月卒の2グループを選び、各学部5名宛総数660)に対しアンケート調査を実施した。

これの集計結果がまとまったので、これを報告書としてまとめるとともに、この結果をも参考にして教養課程教育の問題について更に検討を行い、教養課程のあり方について一定の方向づけをすることになっている。

(委員会開催状況)

59. 2. 7 (火) 打合せ会
3. 21 (水) 打合せ会
4. 11 (水) 小委員会
5. 15 (火) 特別委員会
6. 18 (月) 特別委員会

4) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 第2臨調の第2部会の指摘事項の中の「国立大学の学部等の再編整理」の問題に関連し、いわゆる“医師過剰”の問題をも含めて国立大学医学部の定員および医学教育のあり方について検討を続け、医学教育の改善策についての意見を取りまとめることにしている。

(委員会開催状況)

59. 3. 2 (金) 文部省との懇談
3. 28 (水) 特別委員会
4. 29 (日) 小委員会
4. 30 (月) 小委員会
5. 26 (土) 小委員会
6. 18 (土) 特別委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 本委員会は、一昨年11月に「大学格差問題特別委員会」を改組して大学院

の拡充整備の問題を中心に審議する委員会として新たに発足することになった。

その後、主として大学院博士課程の設置促進を図るための検討を行い、農水産系連合大学院、総合大学院などの新構想を含め、後継者養成とともに社会的需要ならびに国際的要請に弾力的かつ柔軟に対処するための具体的構想について検討を続けている。

また、いわゆる“旧設大学院”の独自の問題について別個に検討するため、昨年12月に小委員会を設置し、以来6回に亙りこれの改善方策について討議し、近くそのまとめに取りかかることにしている。

(委員会開催状況)

- | | |
|---------------|-------|
| 58. 12. 7 (水) | 小委員会 |
| 59. 1. 19 (木) | 小委員会 |
| 2. 13 (月) | 小委員会 |
| 3. 12 (月) | 小委員会 |
| 4. 26 (木) | 特別委員会 |
| 4. 27 (金) | 小委員会 |
| 6. 15 (金) | 小委員会 |
| 6. 18 (月) | 特別委員会 |

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) 大学入試の問題については、第2常置委員会が当面する実際的な諸問題について審議を行っているが、最近共通入試についての世間の批判が高まってきたので、これへの対応のため、現行の国立大学の入試制度を根本より再検討して問題の所在を明らかにするとともに、適切な入試のあり方について検討することを目的として、昨年6月、本委員会が設置されることになった。

この方針の下に本委員会は、第2常置委員会との連携を保ちつつ審議を進め、これまでに9回(そのほか小委員会を5回)会議を開催して問題の究明を行い、本年秋の総会にその「中間報告」を、来年6月総会に「最終報告」をまとめる予定で作業を進めている。

(委員会開催状況)

- | | |
|---------------|-------|
| 58. 12. 1 (木) | 特別委員会 |
| 59. 1. 26 (木) | 特別委員会 |
| 3. 1 (木) | 特別委員会 |
| 3. 21 (水) | 小委員会 |
| 4. 5 (木) | 小委員会 |
| 4. 5 (木) | 特別委員会 |
| 4. 28 (土) | 小委員会 |

- 5. 9 (水) 特別委員会
- 5. 24 (木) 小委員会
- 6. 14 (木) 小委員会
- 6. 18 (月) 特別委員会

(6) 特別会計制度協議会 (2回)

(主要審議事項) 文部省と国大協との間で国立大学の予算問題について協議するため設けられた本協議会を、本年1月中旬(懇談会)と5月中旬に開催し、昭和59年度予算および昭和60年度概算要求に関する事項のほか当面の諸問題(国立学校学生納付金の改定、育英奨学制度の改善、新高等教育計画と臨時増募、入試問題等)について文部省側より説明をきき、意見交換を行った。

(協議会開催状況)

- 59. 1. 17 (火) 懇談会
- 5. 10 (木) 協議会

(7) その他の諸会合 (13回)

- 58. 12. 2 (金) ニュージーランド国大学長との懇談会
- 12. 6 (火) 高校長協会との懇談(入試問題)
- 59. 1. 18 (水) 文部大臣との懇談(入試問題)
- 1. 27 (金) 総理大臣との懇談(入試問題)
- 1. 30 (月) 就職問題懇談会
- 2. 22 (水) 文部省幹部との懇談(入試問題)
- 3. 7 (水) 日教組大学部との会見
- 3. 28 (水) 就職協定遵守委員会
- 3. 29 (木) 日教組大学部との会見
- 4. 26 (木) 入試問題についての懇談(部内)
- 4. 26 (木) 日教組大学部との会見
- 5. 8 (火) 国公立大学入試問題連絡協議委員会
- 5. 16 (水) イギリス大学協会会長との懇談

2. 要望書その他の諸活動 (18件)

④ 対外的諸活動

- 58. 11. 18 昨年11月総会において決議された「勤労学生控除制度についての要望書」および「教員養成制度並びに免許制度の改正についての要望書」をそれぞれ関係方面に提出した。

58. 12. 16 大学設置審議会大学設置計画分科会の高等教育計画専門委員会がまとめた「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について——中間報告——」に対する意見を求められたので、第1常置委員会でこれの内容を検討して意見をまとめ、同専門委員会あて提出した。なお、これに対する意見聴取が12月22日に行われたので、山村第1常置委員長ほか1名が出席して意見陳述を行った。
59. 1. 18 昭和59年度の子算編成にあたり、国立大学授業料の増額改定の動きが認められたので、急遽要望書を取りまとめ、文部大臣および大蔵大臣あてにこれを提出した。
59. 2. 24 教育職員養成審議会より出された答申「教員の養成及び免許制度の改善について」(58.11.22)に基づく制度改定に際しては、関係諸方面の意向を十分考慮するとともに行財政上の条件整備を図ることが緊要と思料されたので、この旨を要望書に取りまとめ、文部大臣あて提出した。
59. 3. 13 臨時行政調査会の最終答申を受けて政府は「行政改革の具体的方策」を定め、その一項として、国家公務員の定員管理に関し「技能・労務職員等の採用抑制措置」を挙げているが、これの実施は国立大学の教育・研究業務に重大な支障を及ぼす虞れがあるので、配慮方を求める要望書を文部大臣あて提出した。
59. 5. 10 臨時行政調査会の最終答申に基づく行政改革の措置として、政府はさらに「定年制度の施行に伴う退職者の不補充措置」を取り上げたが、この措置は特に国立大学に重大な影響を与えることになるので、沢田副会長等が行政管理庁に対し国立大学の実情を説明し、配慮方を要請した。

■各国立大学への意見照会等

58. 12. 8 第2常置委員会では、「共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げ」の問題について同委員会がまとめた実施案に対する意見を徴するため、各国立大学長に対し委員長より照会を行った。
58. 12. 9 教養課程に関する特別委員会では、予て審議中の「教養課程教育の改善」の問題の検討に資するため国立大学卒業生を対象とするアンケート調査を実施することになったので、同委員会が所属する13大学に対し調査対象者(卒業生)の選定ならびに調査票の発送方について、委員会より関係大学長に協力方を依頼した。

■資料・連絡強化等

58. 11. 22 去る11月総会において決議された「勤労学生控除制度についての要望書」と「教員養成制度並びに免許制度改正についての要望書」を11月18日に関係方面に提出したことに關し、事務局長名をもって各国立大学長あて報告した。
58. 11. 22 教員養成制度特別委員会では、同委員会がまとめた「大学における教員養成」につ

いての調査報告書（案）についての各国立大学あての意見照会（6月下旬実施）の結果がまとまったので、委員長名をもってこれを各国立大学長あて送付した。

58. 12. 7 学生が就職するに際し、本人の資質・能力に関係のない理由による差別を受けることのないよう適切な処置をされたい旨労働省ならびに文部省より要請があったので、この旨会長名をもって各国立大学長あて通知した。
58. 12. 14 同和地区の大学卒業予定者の就職の機会均等の確保を図るための参考に資するため、文部省の依頼を受け同省編纂の「同和教育資料」を各国立大学あて送付した。
59. 1. 24 「国立大学の授業料に関する要望書」を1月18日に文部大臣ならびに大蔵大臣に提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
59. 2. 22 「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について——中間報告——」に対し第1常置委員会がまとめた「意見書」を、参考資料として各国立大学長あて送付した。
59. 3. 2 「教育職員免許制度の改定に関する要望書」を2月24日に文部大臣あて提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
59. 3. 15 昭和60年度における共通第1次学力試験の実施期日の繰り下げに伴い試験時刻を改正したことに関し、第2常置委員長名をもって各国立大学長あて通知した。
59. 3. 16 政府の「技能・労務職員等の採用抑制措置」に対し、「〔国家公務員定員管理〕についての要望書」を3月13日に文部大臣あて提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
59. 3. 19 新規大学卒業予定者の就職のための採用選考時期等に関し、就職問題懇談会（国公立大学・高専11団体による協議機関）の申し合せに基づき適切に処理されたい旨、会長名をもって各国立大学長あて通知した。

3. 要望書の受理

受付日	提出団体等	要望事項	関係委員会
58. 11. 12	国立農水産系大学学部長協議会	技能・労務職員の不補充について	第6常置
11. 14	全国高等学校長協会	共通第1次試験期日の繰り下げについて	第2常置
11. 16	日教組大学部	国大協総会開催に当たっての要望	全学長
12. 16	産業教育振興中央会	推薦入学の拡大等	第2常置
12. 22	京都大学女性教官懇話会	男女雇用平等法制定促進	第4常置
12. 24	日教組大学部	男女差別撤廃	第4常置
59. 1. 17	岩手大学教育学部教授会	教養審答申に対する要望	教員養成特別委
2. 14	中国・四国地区国立大学学長会議	技能・労務職員等の採用抑制について	第6常置
3. 6	第7回国立大学46工学系学部長会議	助手の待遇改善, 予算増額, 博士課程設置促進等	第4・第6常置・大学院問題特別委
3. 7	日教組大学部	政府予算案について	第4・第6常置
3. 13	新潟大学職員組合	学生臨時増募, 教育二法案について(決議)	第1常置・教員養成特別委
3. 16	愛知教育大学教授会	教養審答申について	教員養成特別委
3. 30	三重大学教育学部教授会	教員免許制度の改定に関する要望	教員養成特別委
5. 21	全日本学生寮自治会連合	学寮問題について	第3常置
5. 21	日本科学者会議	大学院生の研究旅費について	第6常置 大学院問題特別委
5. 28	全日本学生寮自治会連合	奨学金の即時支給, 学生寮の充実について	第3常置

4. 刊行物

- 59. 2 会報第103号
- 59. 6 会報第104号
- 59. 6 大学における教員養成—教員養成制度充実のための課題—

■ 諸 会 合

昭和59年5月～6月

- | | | |
|----------|-------|-------------------|
| 5月7日(月) | 13:30 | 大学財政小委員会 |
| 5月9日(水) | 10:30 | 第4常置委員会 |
| | 14:00 | 入試改善特別委員会 |
| 5月10日(木) | 13:30 | 特別会計制度協議会 |
| 5月14日(月) | 10:30 | 大学のあり方の検討小委員会 |
| 5月15日(火) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会 |
| | 15:30 | 第2常置委員会 |
| 5月16日(水) | 13:30 | 理事会 |
| 5月24日(木) | 14:00 | 入試改善特別委員会小委員会 |
| 5月26日(土) | 14:00 | 医学教育に関する特別委員会小委員会 |
| 5月28日(月) | 13:30 | 図書館特別委員会 |
| | 14:00 | 第1常置委員会 |
| 6月8日(金) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 6月11日(月) | 13:30 | 第6常置委員会 |
| 6月13日(水) | 9:30 | 大学のあり方の検討小委員会 |
| 6月14日(木) | 13:00 | 第5常置委員会小委員会 |
| | 14:30 | 第5常置委員会 |
| | 16:00 | 入試改善特別委員会小委員会 |
| 6月15日(金) | 10:10 | 大学院問題特別委員会小委員会 |
| 6月18日(月) | 10:30 | 第2常置委員会 |
| | 10:30 | 教養課程に関する特別委員会 |
| | 14:00 | 大学院問題特別委員会 |
| | 14:00 | 医学教育に関する特別委員会 |
| | 14:00 | 入試改善特別委員会 |
| 6月19日(火) | 10:00 | 第74回総会(第1日目) |
| | 12:00 | 理事会 |
| 6月20日(水) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| | 10:00 | 第2常置委員会 |
| | 10:00 | 第3常置委員会 |
| | 10:00 | 第4常置委員会 |
| | 10:00 | 第5常置委員会 |
| | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 13:30 | 第74回総会(第2日目) |
| 6月21日(木) | 18:00 | 幹事会 |
| 6月22日(金) | 10:00 | 第41回事務連絡会議 |

要 望 書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

昭和59年6月20日
国立大学協会会長
平野 龍一

人事院においては、国家公務員の給与ならびに処遇のあり方について抜本的見直し作業を行い、一応の成案が得られたと聞いているが、この実現に当っては、大学教官等の給与・処遇の改善についても、当国立大学協会の意見を汲み取り、特段の配慮を強く要望する。

1. 教育職(一)の俸給体系の是正を図り、併せて俸給水準の格段の引上げを行うこと。

大学教官の俸給をその職責に見合う水準に引上げるよう特段の配慮を引続き強く要望する。と同時に、俸給の上下格差を縮小する方向で、早期に最高俸給に到達できるよう措置されたい。

その際、現行俸給表に修正を加え、助教授のほか講師も2等級とし、両等級の一本化を図ること、これに応じて、助手を3等級に格上げし、教育職(一)俸給表の等級数の縮減を図ることが是非とも必要である。

なお、その際大学院修了者の初任給格付けについては、現行制度を引続き維持されたい。

2. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

周知のように、義務教育教員には、教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がその職務の特殊性に基づいて支給されている。

大学教官にも研究・教育上の特殊性に基づいて実験・実習、フィールド・ワークなど多様な職務を遂行するなどの特別な負担があり、近年この負担がますます高まっている。

よって、国家公務員給与のうちの各種の手当について再検討、見直しを加える中で、こうした大学教官特有の職務遂行に見合う特別な手当を新設し、これをすべての大学教官に適用し、支給されるよう措置されたい。

3. 部局長(学生部長等を含む)のすべてについて指定職の完全適用を図ること。

部局長等は、その職責からして指定職の適用を受けるのが当然の措置であるが、未だ定数が必ずしも十分ではないために、すべての部局長等が指定職の適用をうけているわけではない。

これには、指定職定数の適用に当っての運用上の問題もあるが、指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の主旨である。

よって、この際部局長等については、現行の管理職手当の適用をやめ、指定職制度の本来の主旨を踏まえてすべての部局長等にその在職期間中指定職俸給が適用できるよう特段に措置されたい。

4. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情にかんがみ、現行の管理職手当制度の見直しを図りながら、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の激職にある者には、その職務の内容や任用の手続きを明確化することが前提であるが、これを制度化したうえで管理職手当支給の途を開くようとくに配慮されたい。

5. 研究教育支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

当国立大学協会がかねてより強く要望してきた大学特有の専門職である教務職員、技術職員等の研究教育支援職員の抜本的な待遇改善が「専門技術職俸給表（仮称）」の新設によって実現の運びとなりつつある。これは当協会としても喜ばしいことであるが、この具体的実現に当っては、これらの研究教育支援職員の俸給をその職責に見合う水準に引き上げることは当然の措置であるとする。またこれらの職員の新俸給表への移行に当っては、ほぼ教官に準ずる処遇がなされるよう特段の配慮をお願いしたい。

6. 年金・退職金を含めた生涯所得の維持改善を図ること。

近年、「生涯所得」をめぐるいわゆる「官民格差」が問題とされ、とりわけ、公務員の年金ならびに退職金の見直しが提起されている。これらの所得のうち、年金給付水準や年金額算定方式等については、近い将来に問題とされるであろう官民の年金制度の統合一元化の過程で見直しは避けられないとしても、その際年金給付水準に対する公務員の期待権を損なわないよう特段に配慮されたい。

また公務員の退職金制度については、公務員には民間サラリーマンとは異なって雇用保険法（失業保険）の適用はなく、離職時の生活保障にしても、再就職のための種々なる援助措置にしても講じられていない。

また在職時についても、有給教育訓練休暇制度などの援助措置もない。公務員については、これらの援助措置がないことの見返りを加味した退職金制度となっている。よって公務員の退職金制度の見直しに当っては、これらの諸点を踏まえて官民比較を行い是正されることを要望する。

人事院勧告の取扱いに関する要望書

昭和56年6月19日
国立大学協会会長
平野龍一

人事院による一般職国家公務員の給与改定に関する勧告は、一昨年以来、勧告通りに完全実施されることなく今日に至っている。しかも、本年夏に予定される勧告も完全に実施されるかどうか危ぶまれる状況がある。

周知のように、人事院の給与勧告制度は、国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現にとって大きく寄与してきた。

もし、本年度も、人事院勧告の完全実施が見送られるとすれば、人事院勧告制度がもつ本来の主旨が否定されるだけでなく、そうでなくてさえ低下しつつある国家公務員の士気を一層低下させることに拍車をかけ、公務員労使関係の不安定化など種々の悪影響の生ずる恐れが強まることを危惧するものである。

もとより、当国立大学協会は、国の財政状態が極めて厳しい状況におかれていることを十分に承知しているところで、経費の節減、歳費の適正使用などによって行政経費の節減・抑制について引続き努力を惜しむものではない。また、人事院勧告の実施によって国家公務員に対する給与的経費の総額の若干の増加は避けられないとしても、過去数次にわたる定員削減についても幾多の困難をかえりみず協力し、給与的経費の抑制に努めてきたところである。

給与的経費の総額抑制という要請は十分理解できるが、公務員といえども、給与所得者の一員であるから、民間給与の実態に準拠して給与の適正水準が不断に確保されるかどうかは別次元の問題である。さもなければ、勤労意欲の発揮が妨げられるだけではなく、昭和59年度末に予定される公務員の定年制も円滑に実施できるかどうか危ぶまれる懸念なしとはしない。

今日、教育の荒廃が叫ばれ、高等教育・研究機関としての大学についても、その在り方の見直しを求める世論が高まってきている。そうであればこそなおのこと、大学教職員の給与の抑制措置がとられるとすれば、大学改革に対する人的エネルギーの発揮を損うだけではなく、大学の使命である高度の研究・教育の遂行に対する妨げとなる恐れがあるといわざるを得ない。

上記の理由により、当国立大学協会は、本年夏に予定される人事院勧告が、完全に実施されることを第74回国立大学協会総会の決議により強く要望する次第である。

「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」についての要望書

昭和59年6月20日

国立大学協会会長

平野 龍一

政府は、臨時行政調査会の答申に関連する「行政改革に関する当面の実施方針について」を本年1月25日閣議決定されたが、その中で定年制度導入に伴う定員管理上の措置については、「定年制度の施行（昭和60年3月31日）により一時的に大量に発生する退職者の後補充については、真に必要な場合を除き行わないこととし、不補充の取扱いの具体的方針については別途定める」こととなっている。

当国立大学協会としては、今日国の財政状況が極めて厳しい状況下にあることは十分に認識している。しかし、教育・研究を任務とする大学においては他機関に比し、直接人の力によらなければならない多種多様な業務が多く、教官や医療従事者のもとより、その他の職員についても定員の確保が教育・研究の充実に不可欠の要因となっている。今後「具体的方針」を定めるにあたっては、このことについて十分に配慮されなければならない。

国立大学においては、今回の定年制度の施行により例年よりも多数の退職者が生じるが、それは、教官以外の職員について従来実施してきた退職勧奨の基準年齢が引き下げられることによるもので、無原則に高齢職員の在職を認めていたことによるものではない。

それにもかかわらず、単に退職者が多数であることを理由に後補充を認めないこととするのは省庁間の均衡を失するものであるばかりでなく、特に国立大学にとっては大幅な減員を齎らすものである。既に行政職(一)及び行政職(二)のいわゆる教育研究支援職員は6次にわたる定員削減により相対的に激減し、業務の簡素合理化、民間委託等によってもなおその処理に苦慮している状況にあり、定年退職者の後補充に制約を受けることとなれば、その数が多いだけに大学の運営にとって重大な支障が生じることは明らかである。

今後進めるべき行政改革の方向として、国立大学については規模の拡大は抑制することとされているとはいえ、学術研究の推進、優れた人材の育成、国際交流の推進等において国立大学の果たすべき役割はますます重要になるものと考えられ、その質的な充実が必要となっている。

以上の事情をご賢察のうえ、国立大学における退職者の後補充については、「真に必要な場合」として措置されるよう切に要望する。

そ の 他

委員の交代

○ 専門委員の委嘱

大学のあり方の検討小委員会 原島 文雄 (東京大学教授)
第6常置委員会 前田登司男 (東京医科歯科大学事務局長)
同 築坂 亨 (横浜国立大学事務局長)

○ 専門委員の解嘱

第6常置委員会 } 神山 正 (東京医科歯科大学事務局長)
特別会計制度協議会 }
第1常置委員会 }
第5常置委員会 } 篠沢 公平 (東京大学事務局長)
第6常置委員会 }
特別会計制度協議会 }

寄贈図書

HIROSHIMA UNIVERSITY BULLETIN 1984~1985 (広島大学)
大学教育開放センター紀要 第4号 (金沢大学)
IDE No.252, No.253 (民主教育協会)
入学者選抜方法研究委員会報告書 59年3月 (鹿児島大学)
一般教育学会誌 (一般教育学会)
JMEF 1984年5月号 (創刊号) (医学教育振興財団)
国際交流 No.37 (国際交流基金)
昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について一報告一 (大学設置審議会大学設置計画分科会)
大阪教育大学教育研究所報 No.19 (大阪教育大学)
キャンパスの歩み 移転統合記念写真集 (福島大学)
宇都宮大学教養部15年誌 1968~1983 (宇都宮大学)
大学と学生 第218号, 219号, 220号 (文部省)
CHIBA UNIVERSITY 1983~1984 (千葉大学)
クレセント No.16 (関西学院)
日本学術振興会事業の概要 (日本学術振興会)
学士会会報 No.764 (学士会)
大学時報 No.177 (日本私立大学連盟)
お茶の水女子大学百年史 (お茶の水女子大学)
会報 18号~21号, 国立高等専門学校二十年史 (国立高等専門学校協会)
医師国家試験の医学教育への影響に関する研究 (日本医学教育学会)
風露草 (金沢大学長・金子曾政)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総 会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会（国大協会会長ほか5学長，文部事務次官ほか4局・課長）

編集後記

- * 冷夏を懸念された今年の夏も後半は記録的な猛暑となり、厳しい残暑が今なお続いております。遅ればせながら残暑お見舞いを申し上げます。
- * 酷暑のさ中に編集された会報8月号が出来上りましたので、お届けいたします。
本号は収録した会議議事録が多くなった関係から相当大部のものになりましたが、お目通し頂ければ幸いと存じます。
- * 今回の「巻頭言」には、諸星東京農工大学長の“中国への講学の旅”を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿くださいました先生のご厚意に対し、深く感謝申し上げます。(R)

越中の葉探すや暑気あたり

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和59年8月29日 印刷
昭和59年8月31日 発行 (非売品)

会 報 第105号

(第34巻第3号 通巻第105号)

編集兼
発行者 石塚龍之進

発行所 国立大学協会事務局
郵便番号 113 (東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 03(812)2111 内線(7950・7951)
03(813)0647

印刷・製本 閑文唱堂